ISSN 1880-5949

紫苑

第 10 号

目　次

論　　文

鎌倉幕府における政所執事 …… 山本みなみ　1

『平家物語』「小督」に見られる漢詩文及び『源氏物語』の影響 …… 尾田沙祐里　39

研究ノート

北条泰時執権期の鎌倉幕府に関する一試論 …… 岩田　慎平　58

研究余録

建春門院陵はもと後白河院陵か？ …… 佐伯　智広　74

特別寄稿

『紫苑』第十号に寄せて―歴代編集長から― …… 鈴木絵里子・山岡瞳・江波曜子　79

2012年 3 月

京　都　女　子　大　学

宗教・文化研究所ゼミナール

紫苑

第十号

二〇一二年

鎌倉幕府における政所執事

山本みなみ

はじめに

鎌倉幕府の政所は、幕府の一般政治・財政を掌り、幕府政治機構の中核をなした家政機関の一つである。その政所については、目崎徳衛氏、森幸夫氏、梅田康夫氏による政所奉行人の出自や役割についての研究[1]、近藤成一氏、毛利一憲氏、青山幹哉氏らによる発給文書の様式から幕府権力の推移を考察する研究[2]、鎌倉幕府草創期の政所の業務を考察する研究[3]などさまざまあるが、政所の管掌範囲は多岐にわたるため、各役職の具体的な職務内容やその権限範囲など、不明な点も多い。とりわけ政所内の役職の一つである「政所執事」に関しては、政所諸務執行の実質的責任者であるとされているもの[4]の、財政を担当し、二階堂氏が世襲したと捉えられる程度で、それ以上の言及はなされていない。政所職員の中では、執権政治成立以降、執権・連署の兼任が慣例となったために、しばしば政所別当に関心が向けられ、政所執事はその影に隠れてしまった印象を受ける。政所執事は、執権・連署に次いで幕府政務の統轄者をつとめた重要な役職なのであるから、注目する意味はあるだろう[5]。

そこで本稿では、政所職員の中でも、とりわけ政所執事に焦点を当てたい。政所執事がどのように幕府政務に関わっていたのか、また誰がどのような立場で職務を担っていたのかを主眼に、政所執事の職務を明らかにしたい。それはまた、同時に政所そのものの機能を明らかにすることにもなろう。

まず、第一章では、政所執事にはどのような立場の人物が補任されていたのかを明らかにしたい。『武家名目抄』以来、政所執事は政所別当あるいは令を兼任したと認識されているが、果たしてそれは事実であるのか。また、他に政所執事は評定衆や引付衆など、いかなる立場の役職をつとめていたのかについても確認したい。さらに、政所執事を世襲した二階堂氏についても、その出自を見ていこう。第二章では、政所執事の具体的な職務内容について三つに区分して分析する。第三章では、政所執事の幕府における位置付けを試みるため、将軍と執事、執権と執事という二つの関係に注目して考察したい。執権との関係性については、『吾妻鏡』所収の政所始に関する記事に注目し述べたいと思う。

以上の考察を通して、政所執事の幕府における位置付けを再確認し、どのような役割を担っていたのかを明らかにしたいと考える。

なお、正式には「政所」を冠して称されるが、煩雑になるので、本稿では以下、執事の略称を用いることとする。

第一章　政所執事の立場

第一節　二階堂氏について

まず、どのような人物が執事に補任されていたのかを知るために、執事を世襲した二階堂氏の出自や動向について見ておこう[6]。

二階堂氏は藤原南家乙麿流で、東海地方を中心に発展した工藤氏の分流である。初代行政が鎌倉の永福寺（別名、二階堂）近くに住んだことから、二階堂氏を称した。行政の父は藤原行遠、母は熱田大宮司季範の妹である。周知の通り、この熱田大宮司季範の娘が源義朝の妻であり、頼朝・希義・女子（一条能保室）を産む。すなわち、行政は頼朝と同じく熱田大宮司家を母方に持ち、その縁で鎌倉に下向したと思われる。下向以前の行政は、民部省に属する主計少允に任ぜられており[7]、財政に関する実務能力を備えていたと思われる。家政機関の充実を目指す頼朝が、行政の民

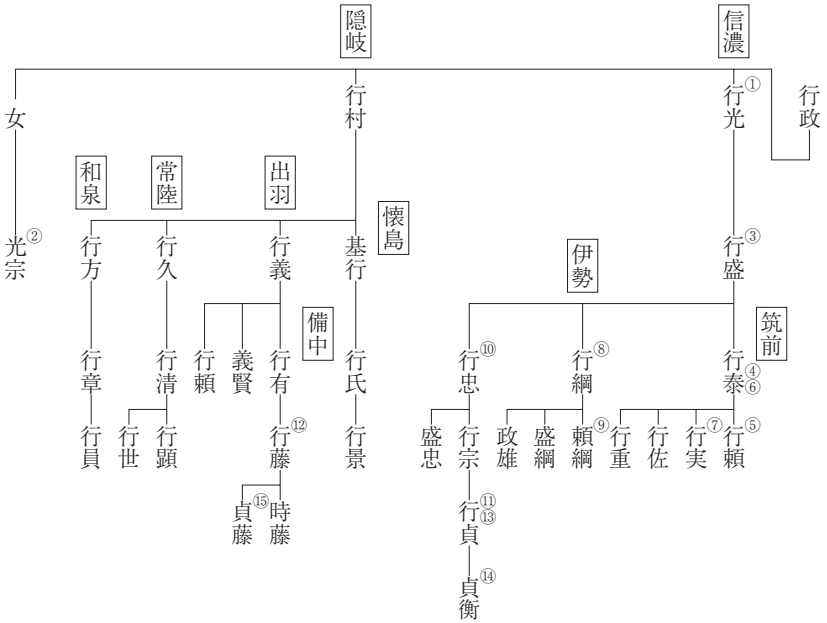

＜二階堂氏系図　政所執事就任順＞

部省官人としての経歴に注目したことは間違いないであろう。行政が自身の経歴を活かして公文所の職員に加えられ、財政を担当するのは頼朝の計画通りであったといえる。

行政を祖として、二階堂氏は信濃流と隠岐流に分流する。執事を世襲したのは、信濃流の行光である。行光の後任は伊賀光宗で二階堂氏出身ではないが、行光にとっては甥にあたる。また、『鎌倉年代記』の光宗の尻付に「裏書云、伊賀守朝光男、行政外孫、以猶子之号補此職之由、一説有之」とあることから、行政或いは行光の猶子となって執事を継承したのかもしれない。但し、なぜ行光実子の行盛に譲られず、光宗が補任されたのか理由は明らかでない。行盛は光宗が伊賀氏の変によって配流されたのち執事となり、歴代最長の二十九年間、執事をつとめている。七十三歳で没し、執事の職は子息行泰、その子息行頼・行実へと親から子へ代々引き継がれた。しかし、行頼・行実兄弟は若くして相次いで病死し、行泰の弟である行綱、その子息頼綱がつとめることとなった。ところが、頼綱も就任二年で没し、行綱の弟行忠が六十三歳で就任した。行忠が七十歳で没すると、孫の行貞が二十二歳という若さで就任したものの、三年後初めて隠岐流である出羽備中家の行藤に交替し、行藤が没すると行貞が再任し、六十一歳で没するまでの二十七年間、執事をつとめている。次は行貞の子息貞衡に引き継がれ、再び信濃流が続くかと思われたが、貞衡が就任三年で没すると、三十年ぶりに備中家から執事が輩出された。それが、行藤の子息であり鎌倉幕府最後の執事となる貞藤である。

以上、執事世襲の流れを追ってみると、信濃流のなかで執事を世襲していこうとする傾向が見られるが、鎌倉後期一二九〇年以降は信濃家と備中家の対立が推測される。細川重男氏は、行藤没後行貞が再任するまでに三カ月、行貞没後貞衡が就任するまでに二カ月半を要していることから、両家の執事をめぐる抗争を指摘されている[8]。執事は順調に世襲されていったわけではないが、それはあくまで二階堂氏内部における抗争であって、他氏に奪われることはなかった。その実績により、二階堂氏は鎌倉幕府滅亡後、建武政権及び室町幕府でも執事をつとめることとなるのであろう[9]。

第二節　政所執事と別当・令

次に、執事にどのような立場の人物が補任されていたのかを考察したい。

執事と政所下文に必ず署判を加える政所別当・令・案主・知家事といった政所職員との関係について見ていこう。この関係については、すでに「政所の令には代々二階堂氏が補せられ執事とよばれて、将軍家直轄領その他の政所の事

務を司っていた」という佐藤進一氏による指摘や[10]、「別当ないし令より一名が政所の専務を専管する政所執事に任命された」という梅田康夫氏による指摘があり[11]、執事は別当・令を兼任していたと認識されている。しかしながら、『鎌倉遺文』所収の政所下文の分析から職員の人名を調べてみると〈表Ⅰ〉、実際に別当・令と執事を兼任していたのは、行光・行泰・行忠・行貞・行藤の五名であり、行盛・行頼・行実・行綱・頼綱・貞衡・貞藤の七名は兼任していない[12]。すなわち、執事と別当・令は必ずしもイコールの関係ではなく、別当・令であることが執事の絶対条件ではなかったようである。

頼朝は政所下文を発給するにあたり、貴族の政所下文を模したことが想定され、それゆえ別当・令・案主・知家事を補任し、下文に署判を加えさせたものと思われる。しかし、これらの職名は、年月を経るにしたがって主に下文に表記されるのみとなり、形骸化したと考えられる。執権が侍所別当と政所別当を兼任することが慣例となると、別当の実質的権限は職名から乖離して、執事が政所の実質的責任者となったと思われる（この点については第三章で後述する）。

建長三年（一二五一）六月、頼嗣が従三位に叙して政所下文を発給して以降は、令・知家事・案主は官姓だけで署判がなく、別当である執権・連署の二人のみが署判を加える下文が多くなる。佐藤進一氏はこの変化について、令以下の署判を要しなくなったということは、新恩・安堵の事務は、建前上は従来通り政所の管轄に属すが、実際は政所の管掌から外されて、将軍の裁可に執権・連署が承認を与えるという形に変わったことを物語るのではないかと指摘する[13]。政所下文は、令や知家事・案主は署判を加えずとも下文として機能したといえよう。令にしても、当初は執事であった行政や行光が補任されていたために政所の次官という認識があったかもしれないが、やがて執事の職務は令から乖離し、令を兼務せずとも執事こそが政所の次官であり、執権＝別当という観念が成立するころには政所の実質的責任者となっていたと思われる。しだいに、令に補任されることは、令という職そのものに特定の権限・職務があったというよりは、政所上級職員であることを示す指標としての側面が強くなったと考えられる。別当を兼任する執権が政所の長官をつとめるという当初の認識は、執事が建前上は次官でありながら、実質的長官となったことによって、次第に職名と実態（職務内容）は対応しなくなり、別当や令は有名無実化していったのであろう。但し、最初に貴族の政所下文を模した名残から、その職名が消えることはなかったのではないだろうか。

執事は必ずしも別当・令を兼任しているわけではなかったが、評定衆・引付衆を兼任している人物を数例確認できる。

細川氏は一族内には家格秩序が存在することを指摘されており[14]、評定衆・引付衆を出し得る家（信濃流信濃家・隠岐流出羽備中家）の出身者でなければ、執事はつとまらなかったと考えられる。具体的に列挙すると、執事をつとめた者のうち評定衆には行盛・行泰・行綱・頼綱・行忠・行藤・貞藤、引付衆には行盛・行泰・行頼・行実・行綱・頼綱・行忠・行貞・行藤・貞藤が補任されている[15]。引付衆に関しては、安堵奉行をつとめた貞衡以外は全員補任されている。評定衆に関しては、引付衆よりも補任された人数が少ないが、例えば行頼や行実は執事就任と同時に引付衆に加えられるも、就任わずかで没しており、評定衆に加えられるまで至らなかったのだろう。執事は必ず引付衆に加えられると考えて良いのではないかと思われる。

ここまで、執事にはどのような立場の人物が補任されていたのかを確認するため、二階堂氏の出自と執事の変遷、別当・令との関係、評定衆・引付衆との関係を見てきた。二階堂氏の祖である行政が、鎌倉下向以前に民部省の職に就いていたことから、二階堂氏が財政に関わる執事を歴任していくことになったといえよう。また、政所別当・令と執事は当初は兼任されていたが、次第に職名と実態は乖離し、政所下文にのみ表記されるようになったと思われる。執事が兼任していたのは、引付衆であり、評定衆に加えられる者もあった。政所業務の一つに裁判が挙げられることからして、政所運営に携わる執事は引付衆に加えられる必要があったのであろう[16]。

第二章　政所執事の職務

本章では、執事が如何なる職務に従事していたのか、『吾妻鏡』・『鎌倉遺文』・「鎌倉幕府法」（『中世法制史料集　第一巻』）を中心に見ていこう。執事の職務について『武家名目抄』には、「又国用を弁じ雑費を給すること此職のつかさどるところなれば内外につきてことなる権職なり」とあり、財政に関わっていたことは分かるものの、その具体的な職務内容は不明である。政所業務は多岐にわたるため、ここでは収入面の職務・鎌倉市中行政の三つに分類して考察したい。

第一節　収入面の職務

（1）関東御分国と関東御領の管理

幕府の財源は関東御分国及び関東御領からの年貢であったといえよう。財源の確保は、政所の責務であり、執事はその実質的責任者であったと思われる。執事がどのような活動を行っていたのかを見ていこう。

行政は、「武蔵国以下御分国」の所課本所年貢について沙汰するよう頼朝から厳密の仰せがあった際、比企能員と共に、今年は土民が飢饉だと嘆いているため期限までの納付は難しいと報告している[17]。能員は政所にあって武蔵国の財政実務を担当する御分国「奉行人」であり、政所管下の知行国ごとの行財政実務担当者＝「国（務）沙汰人」であったと指摘されている[18]。行政は幕府の財政の責任者として国ごとの「奉行人」と頼朝の仲介役をつとめながら、彼らと協力して年貢の徴収を行っていたと思われる。

行光は、西国守護沙汰の事により中原季時の使者が到着した際、大江広元・三善康信・平盛時と共に御所における沙汰に加わっており[19]、西国経営にも関与していたことが窺える。また、豊前前司尚友の子息尚光・能尚兄弟が鎌倉に下向した際には、その申次として見参している[20]。これ以前、尚友自身は子息たちより半年早く鎌倉に下向して、京都で調達した「更衣御装束」を実朝に献上しており、広元が御前にて装束を進覧している[21]。この時、尚友は「日来遅引」の疑いがあり問題となったが、装束がどれも美麗であったために、実朝は感動して罪科に処すどころか、一村を賜わっている。おそらく、尚友は在京御家人として将軍の装束などを調進する役割を得ていたと思われる。その尚友子息である尚光・能尚は「西国領年貢納下奉行」として在京していた人物で、尚友は子息二人を引き連れて御所に参上したのであった。そこに行光が申次として見参したのは、将軍側近としてというよりも、年貢という財政に関わる役割を担う者であるからこそ、将軍と「西国領年貢納下奉行」の仲介役をつとめたと考えてよいだろう。おそらく西国の関東御領における年貢の徴収状況などを報告したのではないかと思われる。行光は、普段から彼らと連絡を取り合い、幕府財政の安定に傾注していたのではないだろうか。

（2）大田文の作成

大田文の作成は、諸国守護の指揮のもと、国衙在庁により作成、上申されるが[22]、関東御分国の国検等に政所職員が何らかの形で関係したのではないかと指摘されている[23]。幕府は、大田文の作成により東国御家人及びその所領の把握を目指していたと理解される。

東国における大田文の作成状況を追ってみよう。武蔵国の大田文に関しては、正治元年（一一九九）、大田文の整理をしている[24]。これは、頼朝期から取りかかっていたものの、未整理のままであったためである。承元四年（一二一〇）には、武蔵国大田文を完成させるよう命令が出されており[25]、なかなか完成しない状況が窺える。駿河・越後・相模国に関しては、元久元年（一二〇四）に国内検令が出され[26]、建暦元年（一二一一）に、田文完成命令が執事の行光と政所

令の清原清定に出されている。[27]おそらく元久元年（一二〇四）の命令も、名は『吾妻鏡』に見えぬものの両者に出されていたのではないだろうか。武蔵・駿河・相模国は関東御分国であるため、幕府の財源を確保する目的で命令が出され、越後国は建仁元年（一二〇一）に城氏が反乱を起こしており、[28]その戦後処理のために命が下されたと思われる。[29]

一二一〇年代においても、幕府は御家人の統制を十分に行うことはできず、完全に所領を把握しておらず、財政は不安定であったと思われる。特に頼朝亡き後は、梶原・比企・和田・伊賀氏と幕府内部の抗争が続き、大田文の完成は困難であったのだろう。[30]

ところで、諸国の大田文は政所に保管されており、[31]広元の管理下にあったと思われる。建久四年以降、広元は恩賞付与を行うようになり、広元の許に論功行賞で必要な款状や敵方の交名などの資料が集中し、広元の管轄下で勲功の厚薄、宛てるべき所領などが審議・判断されて最終的に将軍の裁可を仰いでいたと考えられる。[32]広元亡き後の大田文や様々な資料は政所に保管されたと考えられることから、政所運営の実質的責任者である執事の管理下に置かれたのではないかと推測される。

執事である行盛は、風雨水旱災難を祈るため諸国国分寺で経転読の宣旨が届いた際、政所において関東御分国で施行するよう沙汰している。[33]その翌月には、綸旨に従い転読するよう関東御分国の国分寺に通達しており、[34]国分寺に直接通達したのか、守護或いは国衙を通して通達したのか明らかではないが、いずれにせよ関東御分国に関わる用件は仏事施行の通達や、大田文の作成などに至るまで、執事が責任者として管轄していたと思われる。

第二節　支出面の職務

（1）仏事・祭祀の奉行

鎌倉では鶴岡八幡宮・勝長寿院をはじめとした源氏将軍家と縁の深い寺社で多くの仏事・祭祀が行われている。仏事・祭祀を行うためには、陰陽師による日次の決定や布施の準備、導師への催促等が必要であり、そうした雑務は奉行人に命じられた。以下、『吾妻鏡』の記事から具体的な仏事・祭祀の様子を見ていこう。

建久三年（一一九二）十一月二日、行政は平盛時と共に、御堂供養のために下向する導師の雑事以下を奉行している。[35]頼朝期は、京都から導師を召喚することも多く、京都から鎌倉間の道中における導師の世話をしなければならなかった。東海道の駅家での雑事や送夫の手配が必要であり、御家人に割り当てて負担させていたため、[36]奉書を下して手配したと思われる。御堂供養での布施の準備を行ったのも、

行政と平盛時・藤原俊兼・中原仲業である。仏事に布施は必要であり、その一部は御家人に負担させていたと思われる。奉行人は御家人を把握しておく必要があり、そのためには大田文や交名が必要となり、日頃からその扱いに慣れている政所職員が奉行を命じられたのであろう。

布施の奉行は、その後も行光が頼家の病による八万千基泥塔供養、実朝御祈のため鶴岡八幡宮での大般若経転読、実朝の持仏堂への本尊安置供養、行盛が頼経の持仏堂での護仏供養や頼嗣御祈による不動尊・慈恵大師像一万体の摺写供養を行っている。こうしてみると、執事は将軍個人に深く関わる仏事を奉行しており、その都度、御家人への布施の割り当てを行っていたと考えられる。

但し、御家人だけではなく政所の負担によるものも見られる。寛元二年（一二四四）六月二日、鶴岡八幡宮の供僧に祈雨が命じられ、執事である行盛が二階堂行義と共に奉行しているが、供僧には政所から供米十石が下行されており、さらにその後、御所において不断不動御念誦を始行し、政所沙汰により衆僧二十人に各一石を賜わっている。

執事は御家人に賦課する場合には、御家人への割り当てや通達を行って、仏事・祭祀当日に間に合うように準備させ、僧侶に布施を施したと思われる。布施役の差配も担っていたのではないだろうか。政所の負担による場合には、関東御分国からの年貢が納入されている御倉から布施物を運搬させて、工面していたと思われる。

（2）京都への貢納

次に、幕府から朝廷に対する進物の進上に関わる職務を見ていこう。

頼朝期、行政は朝廷への貢馬と藤原秀衡からの貢金等を京都へ進上する際の解文を執筆したり、[37]中原仲業・豊前介実景と共に武蔵・相模国の年貢を進上する際の奉行を行っている。[38]この年貢は雑色を使者として運送されており、政所職員が雑色を管理していたことが窺える。さらに、武蔵・相模国という関東御分国の年貢は幕府に納められ、政所に隣接された御倉に保管されていたと考えられる。[39]行政は、遠国から参上した御家人に対し、御倉の米・大豆それぞれ百石を給付しており、御倉の管理をつとめていたといえよう。

建保元年（一二一三）、朝廷は将軍実朝に対し、西国の関東御領に臨時公事を賦課することを伝えてきた。[40]この通達に対し、広元は賦課の拒否を述べたが、実朝は通達が急であったことに苦言を示すものの賦課を承認し、その旨を広元に執筆させている。御書には実朝の御判が加えられたのち、行光に下された。広元は、関東御領の経営に責任を持

つ政所の別当であり、頼朝期から幕府を支えてきた人物であるから実朝の相談役となったのであろう。一方、行光は京都へ進上するために最終的に御書を下されており、対京都における鎌倉の窓口として重要な御書を任される役割を得ていたことが窺える。

京都との関わりで、将軍上洛の際の職務についても触れておきたい。建久元年（一一九〇）、頼朝一回目の上洛の際、行政は三善康信・平盛時・三善康清と共に上洛供奉人を沙汰し、一品房昌寛と共に貢金以下の進物を奉行している[41]。康信は問注所執事、その弟康清は公事奉行人、盛時は公事奉行人・問注所における康信の補佐役であり、いずれも上洛奉行人を選定するにあたり普段の職務上、御家人を把握する者たちであった。特に、盛時は頼朝の右筆であり、重要な御教書や奉書を作成していたため、上洛供奉人への奉書においても彼の文書作成能力が発揮されたであろう。また、昌寛は養和元年（一一八一）から姫君小御所や鶴岡八幡宮若宮造営など造営奉行としての活躍が見える人物で、今回の頼朝上洛に先立っては六波羅御亭の新造、修理を行うべく何度か上洛している[42]。両者は財政や京都に関わる職務を行っていたがゆえに、上洛に際しても進物奉行となったと考えられる。実際上洛に際しては、朝廷に対する進物や京中の寺社に対する絹布を手配している[43]。また、行政は上洛間の留守の兵士を定めており、兵士は鎌倉近くに所領を持つ御家人の中から選定された。御家人を招集し警固にあたらせるのは、侍所の職務と思われるが、行政は鎌倉周辺の所領の所有者を把握していたがゆえに、このような決定に関与することができたのであろう。

建久六年（一一九五）、頼朝二回目の上洛の際にも、行政は上洛供奉人に対し奉書を書き下している[44]。奉書作成における実務能力と、前回の上洛供奉人の選定に関わっていたという経験の加味から、再度つとめることになったと思われる。

次に、四代将軍頼経の上洛について見てみよう。この時の執事は、行政の孫にあたる行盛である。一回目の上洛の際には、小侍所で行われた上洛の評議に参加し、留守役になっている[45]。この上洛は、約一年間に及ぶもので、幕府家政機関は京都に移動したと考えてよかろう。しかし、例えば関東御分国からの年貢などは、従来通り鎌倉の御倉に運上されたであろうから、執事は鎌倉を離れ難く、あえて留守役としたのかもしれない。留守役に選ばれるというのは、執権（政所・侍所別当）・小侍所別当・問注所執事不在の鎌倉を任せられることを意味し、行盛が信用された人物であったことを示すだろう。また、行政が行っていたような朝廷に対する進物については、執行者が『吾妻鏡』に明記されていないものの、頼経の周囲には後藤基綱・中原師員といった京都と馴染みの深い御家人や藤原定員といった関東伺候の廷臣が存在し、彼らが手配していた可能性は十分に考えられる。

頼経二度目の上洛（結果として、帰洛となる）については、延期の旨を知らせるために、後藤基綱と連署した奉書を六波羅探題北方の北条重時に献じ[46]、三浦光村と共に上洛供奉人の散状を小侍所と別奉行人に差し副えている[47]。今回も供奉はしていないものの、上洛供奉人の選定・通達に関わっていたと考えられる。

（3）御所や寺院の造営・修理

将軍御所の造営は、鎌倉時代に九回行われ[48]、その他にも御所内に新しい施設を造営したり、破損や老朽化の進行したものは修理・新造するなど随時修造がなされた。

造営の際には、材木などの原料、大工、大工への禄物、材木の運搬などを行う人夫が必要であり、これらの一部は御家人によって負担されていたと考えられ、のちに関東御公事として幕府から御家人に賦課されることとなる[49]。その際、賦課の基準となるのが大田文に記された公田である[50]。よって、御家人への賦課は、大田文を保管している政所の職務であり、執事が取り仕切っていたと思われる。当初は一部の有力御家人にのみ賦課されていた御家人役も、摂家将軍期には関東御公事が成立し[51]、大田文の充実もあって、全国の御家人に賦課されるに至った。御家人への通達は、奉書の発給によって行われていたと理解される。例えば、宝治元年（一二四七）七月に御所の移転を計画していた際には、行泰と大曾禰長泰が奉行している。彼らは、大田文に記された公田と従来の造営の先例から、御家人への賦課を割り振り、通達していたと考えられる。

鎌倉後期の御所造営の様子も見てみよう。建治三年（一二七六）、御所の造営が行われている。盛本昌広氏によれば、このころになると、御家人が直接造営を担当するのではなく、大工に直接、銭の納入を行っていたという[52]。例えば、島津氏は初期の段階では御持仏堂を担当し、自ら工事の差配を行っていたが、中期以降にはその工事に見合う費用を大工に納入していた[53]。しかし、建治三年の御所造営では用途を未進したため、大工と相論になっている。この相論は、幕府に持ち込まれて政所裁許状が下されており、その署名は執事である二階堂行藤であった[54]。御所造営用途が直接大工に支払われることによって、幕府に一旦銭を納入させ大工に配分するような煩いはなく、幕府には一銭も入らないシステムが採られていたが、御家人が未進の場合には、執事が両者の調停に当たらなければならなかったと見られる。

御所の修理に関しても、御家人の負担によって、当初は個別に担当の建物を修理していたが、鎌倉中期以降は一律に修理用途を負担していたと、盛本氏が指摘されている。用途の納入先は政所であり、政所は修理箇所に応じて、大工を召集し費用を支出したと思われる。政所の御倉の責任者は執事であったと考えられるから、費用の支出に関する実質的決定権は執事にあったのではないだろうか。執事は、将軍家の衣食住を管理する職務を担っていたため将軍御所に出入りする必要があったから、御所内の建物や築地の破損・老朽の状態を常に把握できたであろうし、その結果、御所大工との人脈も築かれたことだろう。

寺社の造営に関しては、鶴岡八幡宮・永福寺・寿福寺など将軍直轄の寺社の造営が行われた。御所と同じく、寺社も御家人の負担によるものである。銭の納入は御所の場合とは異なり寺社であり、例えば正安四年（一三〇二）の関東御教書には、大慈寺の造営用途に関して寺家に送り、請取をとることを命じている[55]。鶴岡八幡宮に関しては、専属の宮大工がいたので執事が彼らと直接交渉をして銭の納入を行っていたと思われる[56]。

寺社の造営においては、陰陽師に指示して造営の日次や方角を決定することも重要な職務の一つであったと考えられる。政子の命により勝長寿院奥地に伽藍・御堂を建立する際には、政子亭において陰陽師が日次を決定し、執事の光宗が奉行している。また、竹御所の御願により、護摩堂を再建する際には、政所において陰陽師に方角を言上させ、執事の行盛が沙汰を行っている[57]。執事は、陰陽師に指示を下して占わせ、その結果をまとめて、命令者（政子や竹御所）に伝え、造営の手配に取りかかったと思われる。陰陽師と将軍及びその家族との仲介役をつとめることも執事の職務の一つであったといえよう。

（4）将軍及びその家族の衣食住一切の管理

将軍及びその家族が生活していくには、衣服や食事といった消耗品を手配する必要があり、それは政所の差配によって多くの御家人によって負担されたと考えられるが、執事は政所職員のなかでも、将軍及び家族の側近くに仕え、御所中の雑事を取り仕切っていたと思われる。

例えば、行光は正月椀飯の準備を雑掌に命じている[58]。これは、近年粗品があることから特に注意するためであった。正月椀飯は、将軍と御家人が共同飲食を行い、御家人の身分秩序や主従関係を再確認する重要な儀式である。食品や食器を負担する御家人への通達や[59]、会場の準備などは政所の職務であったために、執事である行光が奉行したのであろう。また、行光は放生会の供奉人の散状以下、御所中の

然るべきことを欠員のないよう沙汰するように命じられている[60]。放生会といった幕府の儀式への参加は将軍の権威に関わる問題であり、早急に対処する必要があった。摂家将軍期以降は、供奉人のうち殿上人や公卿など関東伺候の廷臣の散状作成は御所奉行、御家人の散状作成は小侍所の職務となるが、これは政所の職務が多様化・増大するに伴い分掌、組織化されたことを示しているだろう。

将軍及びその家族の身のまわりの雑務を行う小舎人や美女の給分については、最初は政所の負担によって賄われていたと思われるが、鎌倉中期になると御家人の負担となり、切符（為替）が使用されていたことが盛本氏によって指摘されている[61]。盛本氏は、政所から切符が発給され、小舎人らはその切符を持って御家人の屋敷を訪ねて直接給文をもらっていたのではないかと推測されており、さらに政所が切符を発給していたか否かは史料から確認できないものの、鎌倉府政所執事二階堂行種が切符を発給していることから、鎌倉幕府でも切符が発給された可能性を指摘されている。この指摘を援用すれば、切符は政所職員の中でも誰しもが発給できたとは考えられず、したがって鎌倉幕府において執事が特権的に発給し得るものであった可能性は高い。

第三節　鎌倉市中行政

（1）商取引及び物価の統制

鎌倉市中行政については、保奉行人が組織されており、町屋を造作し路を狭くすることや夜行の禁止などを取り締まったり、商取引に関する規制を行っていた。最初に、このような禁止事項の決定を奉行し、直接指令していたのは後藤基綱である[62]。基綱の後を引き継いだのは、子息基政であるが、その他にも小野澤仲実は保奉行人に対し懈怠なきよう職務を行うように命じたり、基政と共に政所下部や侍所小舎人の鎌倉中における騎馬を禁止している[63]。また、内島盛経は基政と共に小町屋や道路の管理にあたったり、押買の規制を奉行したり[64]、万年秀幸は押買以下の停止を行っている[65]。後者三名はいずれも得宗被官であり、彼らの登場から、鎌倉市中行政への得宗の介入が窺えよう。

ここで注目するのは、雑物の物価統制についてである。建長五年十月、仲実と盛綱は鎌倉市中における雑物の物価を定める奉行をした。しかし、この価格統制令は維持できず、翌年にはこれを解除して自由の売買を認めている。記事は以下の通りである[66]。

十七日丙戌。雑物等依有高直之聞、被定其法。今日所被施行也。

炭薪菖蒻糖事

高直過法之間、依為諸人之煩先日雖被定下直。於自今以後者、不可有其儀。如元可被免交易。但至押買并迎買者、可令停止也。以此旨可被相触相模国如然之物交易所也・者。依仰執達如件。

建長六年十月十七日　　相模守（北条時頼）
陸奥守（北条重時）

筑前前司（二階堂行泰）殿

この記事では、さらに相模国の交易所における雑物の売買や押買・迎買の停止についても命じられており、その命を受けたのは執事である行泰であった。相模国の交易所にも触れるよう指示があるのは、鎌倉市中の物価統制が鎌倉周辺の物資の出回りを阻止していたためかもしれない[67]。そして、鎌倉市中だけでなく相模国に触れることとしたがゆえに、得宗被官ではなく、執事に命じられたと考えられる。

佐藤進一氏は、この記事を証左として、宝治合戦によって守護三浦氏が滅びたのちは、幕府の所在である相模国には守護を設置せず、相模国中行政事務は政所が管轄したのではないかと推測されている[68]。関東御分国である相模国の交易所については、政所の管轄となり、そのため執事である行泰に対して命が下ったのであろう。執事である行盛が三浦氏の遺領を調べ[69]、三浦義村の後家に対して鎌倉中に居住しないよう命じていることからして[70]、執事が宝治合戦における戦後処理の中心となっていたことが想像される。

（2）切銭

執事である行頼は、切銭の使用停止について連署下知状（長時・政村）を賜わっており、小侍別当北条時宗に対しても同じ内容が命じられている[71]。

切銭とは、一般に「銅を薄く長く吹き、切って銭として流通させたもの」と理解されるが、保立道久氏によれば、切銭とは替銭を意味したという[72]。この指摘を援用すれば、執事は市中行政の中でも経済、とりわけ貨幣に関わる職務に関わっていたことが推測される。同じ命が北条時宗に対しても通達されたのは、彼が小侍所別当であり、違犯者を実際に連行したり、市中を警固するためであったと思われる。

（3）人身売買・人質

この当時人身売買は[73]、一貫して禁じられていたが[74]、朝廷は寛喜三年（一二三一）には、飢饉のために例外的に黙認した。しかし、延応元年（一二三九）になると、それまでの売買の効力は認めた上で、今後の売買を禁じた。ところが、人身売買は跡を絶たず、それは鎌倉も同様であった。そこで、人身売買取り締まりの責任者となったのが、執事の行盛である。行盛は、中原師員・後藤基綱から綸旨にしたがって人倫売買を停止するよう下知されている[75]。鎌倉市中の治安維持をつとめる保奉行人に指示して、売買の取り締まりにあたったのではないかと思われる[76]。

人身売買の場合、売られた人は解放され、売った商人から売買代価を没収し、京都の祇園清水橋の修理費用に宛てたり[77]、鎌倉大仏の鋳造費用にも寄進している[78]。これらは、行盛の尽力によって実施されたのではないだろうか。行盛に人身売買の取り締まりが命じられたのは、人商人から没収した代価の処理能力を期待されてのことであろう。

また、行泰は（慶本に依る）問注所執事である三善康連と共に人質の訴訟について命じられている[79]。人身売買の規制以前の訴訟は人質を流すこととし、規制以前に流したけれども、規制以後に訴訟を経た場合は、二倍の代金を支払い、幕府は関与しないこととした。政所及び問注所執事に命じられたのは、政所執事は鎌倉市中の、問注所執事は諸国の雑人・非御家人に関わる訴訟を管轄したためであろう。

執事は、鎌倉市中行政のなかでも、とりわけ貨幣の流通に関して、その処理能力や統制能力が期待されたと考えてよいだろう。宝治合戦後に至っては、戦後処理を通して鎌倉市中に加えて相模国全体の行政事務を担うようになったと考えられる。

以上、収入・支出・市中行政の三つに分類して、執事の具体的な職務を追ってきた。執事は、御家人の所領を把握するために、大田文の作成にあたっており、広元亡き後は執事が責任者として、大田文の整理・保管を行っていたと推測した。大田文は関東御公事の賦課台帳としての役割も果たすものであり、大田文に記載された公田を基準として、御家人への賦課を割り当てていたと考えられる。

御所の造営は、当初は有力御家人の財力に頼って賦課されたが、中期以降は全国の御家人に賦課されることとなった。御家人への通達は、大田文を整理・保管していた執事によって主導されたと考えられる。用途は、幕府を介さず大工に直接納入されたために未進のトラブルが起こることもあり、その際には執事が裁定を下した。寺社の造営は、寺社に納入させることとしたが、鶴岡八幡宮に関しては執事が専属の宮大工に直接交渉して納入することもあった。修理については、随時必要なものなので、政所の御倉に納入させたと考えられ、執事が修理個所に応じて政所から大工に支出されたものと考えられる。また、陰陽師への指令権を有し、将軍及びその家族との仲介をつとめていたと思われる。

幕府の財源である関東御分国からの年貢や御所修理用途は、政所に隣接された御倉に納められおり、その管理は執

事が行っていた。執事は、大田文と御倉を管理することで、収入・支出の両方、すなわち財政実務全般を仕切っていたと捉えてよいだろう。

第三章　政所執事の位置付け

本章では、鎌倉幕府内における執事の位置付けを試みる。執事が大田文作成に関わり、御家人を把握して関東御公事を割り当てていたことから、執事は将軍と御家人の間に位置し、幕府財政を掌っていたと考えられるが、さらに執事の立場を考察するため、将軍と執事の関係、執権と執事の関係を見ていこう。

第一節　将軍と執事

もともと行政は頼朝との母方の血縁により鎌倉に下向し、幕府財政の基礎を築いた人物である。当然、頼朝との距離は近く、個人的な縁によって結ばれていた。

頼朝の死後は、行光が政子の側近として活躍する姿が『吾妻鏡』に散見する。行光は、政子の命によって竹御所が実朝室の猶子になる儀礼を沙汰して贈物を進上しており[80]、将軍の家族に関わる重要な儀礼に関わっている。また、政子の使者として頼家のもとへ遣わされることもしばしばあった。さらには、源氏将軍が途絶えたために上洛して朝廷に対し将軍下向の要請を行う大役を任されている。これらは、政子が行光をおおいに信頼していたことを示す。行光は、幕府財政に関与する執事であったために政子の側近くに仕え、信頼を得ることができたのであろう。

行盛にも政子との親密な関係が窺える。行盛は、政子が薨去すると最初に出家を遂げ、三年忌には追善のための梵字を草創し供養している。第一章で触れたが、行光の後任は伊賀光宗がつとめたものの陰謀が露見し配流されて、行盛が執事となった。この、いわゆる伊賀氏の変がなければ[81]、行盛が執事になる可能性は低かったといえる。然らば行盛の政子から受けた恩は多大なものであり、それが出家・追善供養へと繋がっているのではないかと思う。政子死後の行盛は、政子・義時・広元亡き後、未だ不安定な体制の幕府を頼朝期から仕えている経験を活かして、泰時を支えている[82]。

行盛は、頼経期になると、頼経と竹御所婚姻の日時や儲けの事などを奉行したり[83]、竹御所の御願で護摩堂を再建したりと[84]、あくまで源氏将軍家（竹御所は頼家女、実朝室猶子）に関わる職務を行っており[85]、摂家将軍の使者や側近といった姿は見えなくなる。摂家将軍になったことによって、将軍の側近は関東伺候の廷臣と、頼経と関係の深い後藤基綱・中原師員がつとめるようになった。基綱は政所令、師員は政所別当であって、両者共に恩賞奉行であり、将軍側近と政所は未だに不可分の関係にあったといえるが、将軍との個人的な関係に大きく左右されるものであったために、行盛や行泰が側近の立場に就くことはなかったのである。はたまた、源氏将軍と比べて傀儡の性格が強い将軍の側近になる必要もなかったか。親王将軍期になると、宗尊の側近は武藤景頼・二階堂行方がつとめている。この時期になると、側近は「御所奉行」という職名を得て確立された。他者を引き離して将軍と直に接していたのは、彼ら二人であったという[86]。摂家将軍期以降、幕府家政機関の組織化が進むに伴って[87]、恩賞奉行や御所奉行といった新たな職名が生まれ、将軍及びその家族の側近を執事がつとめることはなくなったといえよう。執事の役割は、財政実務に集中していったのである。

第二節　執権と執事

執権との関係性については、『吾妻鏡』に見える政所始の記事を分析することにより考察したい。政所始は、政所開設や昇任、年頭などの節目に行われる吉書作成を中心とする重要な儀式であり、執権と執事の関係性が明らかとなる場面である。『吾妻鏡』には、「政所始」・「政所吉書始」と表記され、いずれも政所と将軍御所において行われるものである。

まずは、政所の前身機関である公文所始について見てみよう。公文所は、元暦元年（一一八四）に新造され、そのため公文所始が行われた。公文所には、大江広元が別当として着座し、中原親能・二階堂行政・足立遠元・大中臣秋家・藤原邦通らが寄人として参上した。邦通が吉書を作成し、広元が頼朝の御前に持参して披露している。相模国中の神領の仏物を沙汰したのち、椀飯が行われて頼朝が出御し、椀飯の経営は千葉常胤がつとめて馬や野剣が参加者に進上された。

家政機関に職員が着座して吉書が作成され、御所の将軍の御前においてそれを披露し、そののち家政機関に還って椀飯があり、贈答が行われるのというのが基本的な流れであり、これは政所始も同様である。

〈表Ⅱ〉は『吾妻鏡』に見える政所始の記事を抽出したものである。ここから政所始における諸役を考察したい。

まず、吉書を持参し将軍の御前において披露する役は頼朝・頼家期、広元がつとめているが、実朝が将軍になると、政所に広元・時政以下の家司が着座するなか、広元に代わって時政がつとめている。時政は、広元と並んで別当に就任すると共に、さらに持参役をつとめることによって政所の長官という立場を将軍及び政所職員に示したのだろう。

時政は頼家期に、従五位下遠江守に任じられる。杉橋隆夫氏は、これは時政が、梶原氏の排斥に成功した直後のことであり、自身の地位が他の有力御家人よりも上にあることを内外に示したと指摘される[88]。それまで、頼朝の舅であることを拠り所としていた時政は、頼朝期に任官・叙位されることはなかったが、頼家期になって舅の地位が比企氏に移ると、御家人として然るべき地位を得てポストに就く必要性に迫られたのであろう。また、当時五位以上が政所別当の資格とされており、時政は将来の政所の長官になり得る資格を得た。今後、政所に基盤を得るための布石を打ったのである。

さらに、時政は元日の椀飯役をつとめるようになる。この椀飯役について上横手雅敬氏は、「時政が明瞭に御家人ナンバーワンにランクされたことを意味し、頼朝の舅として別格の扱いを受けていた過去に比べて、その地位が低下した」と評価されている[89]。時政は、頼朝の死により頼朝との個別的な縁によって成り立っていた御家人ヒエラルキーに介入することとなり、御家人の中での頂点を目指したのである。頼家期はその過程であり、実朝が将軍となって持参役をつとめることによって確立されたと考えられる。頼朝・頼家期の長きにわたって吉書の持参披露役をつとめた広元が、実朝期に引き続きつとめてはならない理由はなく、あえて時政がつとめたところに御家人ナンバーワンとして政所に基盤を持とうとした意図を看取できる。時政は、広元の立場に接近することで御家人ナンバーワンの地位を確立したのである。広元は政所の長官であると共に吏僚集団の頂点でもあり、将軍の「爪牙耳目」であって[90]、まさに時政の求める立場にあった。広元は時政にとって、御家人の中で頂点を目指し権力を掌握するための「足がかり[91]」であったといえよう。

吉書の持参披露役は、時政がつとめたのち義時・泰時・経時と代々北条氏がつとめている[92]。大江氏や二階堂氏がつとめる可能性もあったはずだが、義時は時政を先例として利用し、持参披露役をつとめたのではないだろうか。別当は複数人制であるが、持参披露役をつとめる者こそ、別当の中でもナンバーワンであり、政所のトップ、すなわち執権別当であると思われる。北条氏は代々執権別当となり、持参披露役をつとめることで政所トップの地位を獲得し、それが慣例化すると北条氏が持参披露役を行うのは当然となった。持参披露役は執権が行うべき諸役となり、執権を執権たらしめる重要な役割を持ったのではないだろうか。すなわち、執権とは、吉書の持参披露役をつとめる者を指すのである。

執事と執権の関係を考える上で重要だと思われるのが、

建保六年（一二一八）の政所始の記事である。『吾妻鏡』の記載は以下の通りである[93]。

廿日戊午、晴、去二日、将軍家令任右大臣給。仍今日有政所始。右京兆並当所執事信濃守行光、及家司文章博士仲章朝臣、右馬権頭頼茂朝臣、武蔵守親廣、相州伊豆左衛門尉頼定、図書允清定等着布衣列座。清定為執筆、書吉書。右京兆起座、為覧吉書、参御所給。路次行光棒持之、従京兆御後。将軍家故以出御南面階間覧之。〈京兆持参彼吉書於御前給。〉京兆又令帰政所給、行椀飯。其後行光進御馬御劔等於京兆。

この政所始は実朝が右大臣に任ぜられたことにより行われたものだが、政所「執事」という言葉が初めて『吾妻鏡』に見えると同時に、執権と執事の併存が最初に確認できる重要な記事である。細川重男氏は、この記事を証左として初代執事が二階堂行光であるとされており[94]、建保六年（一二一八）以前に「執事」の成立を遡らせることは確実な史料からは不可能である。ただ、第二章でも見てきた通り、行政は財政に関わる職務を行っていたし、広元も裁判・造営奉行など幕府政治に関わるあらゆる職務を行っていた[95]。「執事」という職名がこの段階になって成立したとしても、杉橋氏は、時政は執事を経て執権になった可能性もあると指摘されているし、行政や広元が執事と呼ばれ得る職務をすでに行っていたことは確認しておきたい[96]。

この記事によれば、執権、執事、その他の家司という順に書き分けられていることに注目される。同じ政所別当の中にも身分秩序が生まれ、執権と執事は家司から頭一つ抜きん出た地位を確保している。さらに、執権の職務であった政所運営の責任は執事に移り、執権をその上級職とする体制がすでに行われていたことが窺える[97]。執権は単に政所の長官として政所始に参加していたのではなく、政所の枠組みを超えた将軍権力の後見役である執権として参加していたのであろう。そのため、実質的な政所運営は執事が行うこととなり、政所内で実際に直接下級職員に指示し、実務に従事していたと考えられる。

また、この建保六年（一二一八）から、それまでは政所から吉書を持参して御所に赴き、将軍の御前において披露するという一連の持参披露役が、政所から御所までの路地を執事が持参し、執権（別当）が将軍の御前に披露するというように職務の分掌が見られる。つまり、政所で吉書を作成させ御所に持参するのは、政所運営の実質的責任者である執事がつとめ、将軍の御前で披露するという最も重要な役は、将軍権力の後見である執権がつとめることとしたのである。

政所始後の椀飯盃酒では、最後に執事から執権に対して

馬・剣が進上されており、両者の上下関係を看取できる。幕府の財政を掌る政所運営の実質的責任者である執事から進上されることは、執権が執事の上級職であることを示す重要な意味を持つであろう[98]。

時政は政所別当となり、広元がつとめていた持参役を行うことで、政所に基盤を持った。義時は時政に続いて持参役をつとめ、政所別当と侍所別当を兼任して、家政機関の枠組みを超えた「執権」となった。次第に執権の権限は拡大されて、幕府政治の実質的総覧者、将軍権力の後見役とする観念が成立していったと思われる。その結果、執事である二階堂氏のもとへ政所運営の実質的な権限が集中することとなった。持参役の分掌は執権と執事の関係性を示しており、執事は執権の御供として御所までの路地を持参するまでを職務とすることとなった。執事は執権の下級職となったものの、二階堂氏は政所運営の実質的責任者となり、執権北条氏を支えていくことで、粛清されることなく幕府の中で生き残ることができたのではないかと思われる。

ここまで、将軍と執事、執権と執事、各々の関係性を考察してきた。最後に、これらを踏まえて幕府における執事の位置付けを見ておきたい。

執事は、源氏将軍期は側近としての性格が強く、将軍およびその家族と個別に信頼関係を結んでいた。二階堂氏は、当初頼朝との個人的な縁から源氏将軍家に深く関わることとなったが、さらに財政に秀でた能力を活かして執事という職名（役割）を以って、頼朝の、その死後は政子の側近となった。二階堂氏が、源氏将軍家の側近となったのは、源氏将軍家との個人的な縁と執事就任の双方に起因するといえよう。また、執事をつとめることになれば、当然御所中の雑事を差配することとなり、将軍側近たらざるをえない。そのため、たとえ頼朝が亡くなり、頼朝との個人的な縁が切れようとも、将軍家との信頼関係がなくなることはなかった。二階堂氏の職務内容は変わらず、また将軍死後の不安定な時期には、経験者がより重宝される。二階堂氏にとっても、すでに京に戻るという選択肢はなかったと思われる。彼ら文士は、鎌倉でこそ能力を発揮しえる者たちであり、また、引き続き幕府に仕えなければ、恩賞として賜わった多くの所領や地頭職を維持することは許されなかったであろう。

頼家が将軍となると彼は頼朝と個人的な縁によって仕えていた人々の関係を自身に引き継ぐことも、また新たに関係を結ぶこともせず、特定の者を側近として独裁をはかろうとしたが、この状況に対し「一種の弥縫策[99]」として敷かれたのが、十三人合議制である。こうした事態に発展したのは、頼朝が完全に御家人を統率できぬまま亡くなったため

であり、構成員は文士・武士共に生前の頼朝と個人的に深い関係にあった者たちである。このような状況のなかで、行光が政子の側近となっていたことは重要であろう。政子は頼朝後家であり、頼家や実朝を諫言しうる立場にあって、源氏将軍家と北条氏を繋ぐ存在であった。その父時政は、頼朝死後、御家人ナンバーワンを目指して政所別当に就任し、吉書の披露持参役をもつとめている。子息義時も、時政を先例として利用し、執権として家政機関の枠組みを超えた存在となった。二階堂氏にとって、北条氏に接近することは得策であって、政子に昵近し、吉書持参役において執権義時が執事行光を御供とすることは、執事にとって名誉であり、二階堂氏は北条氏を支えることによって、政所の実質的責任者という立場を確保することができたと思われる。時政・義時としても執事である二階堂氏と関わることは、執権職の成立や権限拡大を目指す上で必要であっただろう。行光は、政子を通して源氏将軍家と北条氏の両者との関係を持ったのである。

竹御所の死去によって源氏将軍家の血脈が途絶えると、二階堂氏が摂家・親王将軍との個別的な関係を築くことはなかった。むしろその必要もなく、側近としての役割は薄れ、その職務内容は財政実務に特化していったと思われる。

おわりに

最後に本稿の論点を振り返っておきたい。

まず、第一章ではどのような立場の人物が執事に補任されていたのかを確認するために、執事を世襲した二階堂氏に触れ、執事の変遷を追った。二階堂氏の祖である行政が財政実務に優れていたために、幕府においても財政に関わるようになり、二階堂氏が執事を世襲する出発点となったことを述べた。さらに、執事は政所別当・令を必ずしも兼任するわけではなく、引付衆に加えられていることを指摘した。

第二章では、執事の具体的な職務について収入・支出・市中行政に三区分して分析を試みた。結局、御家人の所領を把握する大田文（賦課台帳）と関東御分国の年貢や御家人に賦課した用途が納められる御倉を管理していることが、執事の権限の基礎になるだろう。

第三章では、執事を幕府内に位置付けるため、将軍・執権との関係性について述べた。将軍の側近としての職務は源氏将軍期のみであること、執権の成立によって執事は政所運営の実質的責任者となり、その地位が確保されたことを指摘した。ただ、執権との関係性については、幕府成立期に重点を置きすぎたために、鎌倉後期の得宗専制期には言及することができなかった。鎌倉後期について言及でき

なかったのは、執事の職務内容にもいえることで、職務内容の変化を十分に述べることはできなかった。さらに、個々の職務事例に考察を加え、鎌倉時代全体を通してどのように変化していくのか検討したいと思うが、これらは、今後の課題である。

今後の展望としては、摂関家政所執事の研究を通して、再度幕府の政所執事について考察を深めたい。杉橋氏によってすでに指摘されているが[10]、頼朝がはじめて政所を開設したことについて、貴族の制度にならったものというわりには、前代以来の貴族政所に対する関心が希薄ではないかと思うからである。幕府の政所が行政や広元などの「京下文士」によって運営されていたことを踏まえれば、摂関家政所執事と将軍家政所執事を比較することは可能であり、これは抽象的と批判される権門体制論[10]を具体的に論じる材料にもなると思われる。摂関家政所執事の政所始における諸役を分析し、幕府政所始の考察にフィードバックすることができれば、執権と執事の関係性を新しい視点から考察することもできるのではないだろうか。幕府という枠組みに捉われず、一権門の家政機関として政所を捉え、その中で幕府の特徴を浮かび上がらせたい[10]。

〈表Ⅰ〉政所下文署名者一覧

執権	連署	執事	年·月·日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
			文治元(1185)9·5	政所下文	前因幡守広元	主計允行政	大中臣秋家	右馬允遠元	吾妻鏡
			文治3(1187)10·29	政所下文	前因幡守中原(広元)	主計允(行政)	大中臣(秋家)	藤原(邦通)	鎌倉遺文二八〇号 吾妻鏡
		大江広元(建久元年〈1190〉～)	建久2(1191)1·15	前右大将(頼朝)家政所下文	前因幡守広元	主計允行政	鎌田新藤次俊長	小中太光家	吾妻鏡
			建久2(1191)2·21	前右大将(頼朝)家政所下文	□守中原朝臣(広元)	主計允藤原〈行政〉	藤井〈俊長〉	中原〈光家〉 掃部允惟宗〈孝尚〉	鎌倉遺文五一一号
			建久3(1192)6·2	前右大将(頼朝)家政所下文	前因幡守中原朝臣〈広元〉	民部少丞藤原〈行政〉	藤井〈俊長〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文五九三号
			建久3(1192)6·3	前右大将(頼朝)家政所下文	前因幡守中原〈広元〉 前下総守源(邦業) 散位中原(久経)	「民部少丞藤原」〈行政〉	「藤井」〈俊長〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文五九四号
			建久3(1192)6·20	前右大将(頼朝)家政所下文	前因幡守中原(広元) 前下総守源(邦業) 散位中原(久経)	民部少丞藤原(行政)	藤井(俊長)	中原(光家)	鎌倉遺文五九六号 吾妻鏡
			建久3(1192)□·□	前右大将(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原朝臣(広元) 前下総守源朝臣(邦業)	民部少丞藤原(行政)	藤井(俊長)	中原(光家)	鎌倉遺文五九七号 関東開闢皇代幷年代記
			建久3(1192)8·5	前右大将(頼朝)家政所下文	中原広元 源邦業	藤原行政	藤井俊長	中原光家	吾妻鏡
			建久3(1192)8·22	将軍(頼朝)家政所下文	前因幡守中原朝臣〈広元〉 前下総守源朝臣(邦業)	民部少丞藤原〈行政〉	藤井〈俊長〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文六〇八号
			建久3(1192)9·12	将軍(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原〈広元〉 前下総守源(邦業)	民部少丞藤原〈行政〉	藤井〈俊長〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文六一七号 吾妻鏡
			建久3(1192)9·18	将軍(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原朝臣〈広元〉 前下総守源朝臣(邦業)	民部少丞藤原〈行政〉	藤井〈俊長〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文六一八号
			建久3(1192)10·21	将軍(頼朝)家政所下文	前因幡守中原朝臣〈広元〉 前下総守源朝臣(邦業)	民部少丞藤原〈行政〉	藤井〈俊長〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文六三〇号
			建久3(1192)10·21	将軍(頼朝)家政所下文	前因幡守中原〈広元〉 前下総守源(邦業)	民部少丞藤原〈行政〉	藤井〈俊長〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文六三一号
			建久3(1192)11·11	将軍(頼朝)家政所下文	前因幡守中原朝臣〈広元〉 前下総守源朝臣(邦業)	民部少丞藤原〈行政〉	藤井(俊長)	中原〈光家〉	鎌倉遺文六三七号
			建久3(1192)12·10	将軍(頼朝)家政所下文	前因幡守中原〈広元〉	民部少丞藤原〈行政〉		中原〈光家〉	鎌倉遺文六四五号
			建久4(1193)3·7	将軍(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原朝臣〈広元〉 散位藤原朝臣〈行政〉	大蔵丞藤原〈頼平〉	□□	中原□□〈光家〉	鎌倉遺文六六一号
			建久4(1193)4·3	将軍(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原〈広元〉 散位藤原〈行政〉	大蔵丞藤原〈頼平〉	清原〈実成〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文六六五号
			建久4(1193)4·16	将軍(頼朝)家政所下文	前因幡守中原朝臣〈広元〉 散位藤原朝臣〈行政〉	大蔵丞藤原〈頼平〉	清原〈実成〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文六六八号
			建久4(1193)6·9	将軍(頼朝)家政所下文	前因幡守中原朝臣〈広元〉 散位藤原朝臣〈行政〉	大蔵丞藤原〈頼平〉	清原〈実成〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文六七一号
			建久4(1193)6·19	将軍(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原朝臣〈広元〉 散位藤原朝臣〈行政〉	大蔵丞藤原〈頼平〉	清原〈実成〉	□□〈中原〉	鎌倉遺文六七三号
			建久4(1193)9·4	将軍家政所下文案	前因幡守中原朝臣〈広元〉 散位藤原朝臣〈行政〉	大蔵丞藤原〈頼平〉	清原〈実成〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文六八三号

執権	連署	執事	年·月·日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
			承元4(1210)2·9	将軍(実朝)家政所下文案	相模守平朝臣(義時) 書博士中原朝臣(師俊) 右近衛将監源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 散位中原朝臣(仲業)	図書允清原(清定)	(清原実成)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一八二八号
			承元4(1210)2·10	将軍(実朝)家政所下文案	相模守平朝臣(義時) 書博士中原朝臣(師俊) 右近衛将監源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 散位中原朝臣(仲業)	図書允清原(清定)		惟宗(孝実)	鎌倉遺文一八二九号
			承元4(1210)7·9	将軍(実朝)家政所下文	相模守平朝臣(義時) 書博士中原朝臣(師俊) 右近衛将監源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 散位中原朝臣(仲業)	図書允清原(清定)		惟宗(孝実)	鎌倉遺文一八四一号
		中原師俊(建暦元年〈1211〉～)	建暦2(1212)閏1·19	将軍(実朝)家政所下文案	相模守平朝臣(義時) 遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 書博士中原朝臣(師俊)	図書允清原(清定)	□□(案主菅野)	□□(孝実)	鎌倉遺文一九一六号
			建暦2(1212)9·13	将軍(実朝)家政所下文案*	相模守平朝臣(義時) 右近衛将監兼遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房)	図書允清原眞人(清定)	菅野(景盛)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一九四二号
			建暦2(1212)9·13	将軍(実朝)家政所下文案*	相模守平朝臣(義時) 右近衛将監遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 書博士中原朝臣(師俊) 散位中原朝臣(仲業)	図書允清原(清定)	菅野(景盛)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一九四三号
			建暦2(1212)10·27	将軍(実朝)家政所下文	相模守平朝臣(義時) 右近衛将監兼遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 書博士中原朝臣(師俊) 散位中原朝臣(仲業)	図書允清原(清定)	菅野(景盛)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一九四八号
			建暦2(1212)12·13	将軍(実朝)家政所下文案	相模守平朝臣(義時) 右近衛将監兼遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 書博士中原朝臣(師俊) 散位中原朝臣(仲業)	図書允清原(清定)	菅野(景盛)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一九五八号
			建保元(1213)7·10	将軍(実朝)家政所下文	相模守平朝臣(義時) 遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 書博士中原朝臣(師俊)	図書少允清原(清定)	菅野(景盛)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文二〇〇九号
			建保元(1213)9·13	将軍(実朝)家下文案	相模守平朝臣(義時) 右近衛将監兼遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房)	図書允清原眞人(清定)	菅野(景盛)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文二〇二九号
			建暦2(3カ)閏□(9カ)19	将軍(実朝)家政所下文案	相模守平朝臣(義時) 遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 書博士中原朝臣(師俊)	図書少允清原(清定)	□□(菅野カ)	□□(惟宗カ)	鎌倉遺文二〇三六号
			健保2(1214)9·26	将軍(実朝)家政所下文	相模守平朝臣(義時) 遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 書博士中原朝臣(師俊) 散位藤原朝臣(行光)	図書少允清原(清定)	菅野(景盛)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文二一二八号
			建保3(1215)3·22	将軍(実朝)家政所下文案	相模守平朝臣(義時) 民部権少輔兼遠江守源朝臣(親広) 武蔵守平朝臣(時房) 書博士中原朝臣(師俊) 散位藤原朝臣(行光)	図書允清原(清定)	菅野(景盛)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文二一五〇号

執権	連署	執事	年·月·日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
			建久5(1194)2·25	将軍(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原朝臣(広元) 散位藤原朝臣(行政)	大蔵丞藤原(頼平)	清原(実成)	中原(光家)	鎌倉遺文七一五号
			建久5(1194)8·19	将軍(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原朝臣〈広元〉 散位藤原朝臣〈行政〉	大蔵丞藤原〈頼平〉	清原〈実成〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文七三八号
			建久6(1195)5·□	将軍(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原朝臣〈広元〉	民部丞藤原	平朝臣		鎌倉遺文七九一号
			建久6(1195)5·□	将軍(頼朝)家政所下文案	前因幡守中原朝臣〈広元〉	民部丞藤原	平朝臣		鎌倉遺文七九二号
			建久7(1196)7·12	将軍(頼朝)家政所下文	兵庫頭中原(広元) 散位藤原(行政)	大蔵丞藤原(頼平)	清原(実成)	中原(光家)	鎌倉遺文八五六号
			建久7(1196)10·22	前右大将家政所下文案	兵庫頭中原(広元) 散位藤原(行政)	大蔵丞藤原(頼平)	清原(実成)	中原(光家)	鎌倉遺文八六七号
			建久7(1196)11·7	前右大将家政所下文案	兵庫頭中原(広元) 散位藤原(行政)	大蔵丞藤原(頼平)	清□〈実成〉	中原□□〈光家〉	鎌倉遺文八八一号
			建久8(1197)2·24	前右大将家政所下文案	兵庫頭中原〈広元〉 散位藤原〈行政〉	大蔵丞藤原〈頼平〉	清原〈実成〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文八九七号
			建久8(1197)12·3	前右大将家政所下文案	兵庫頭中原(広元) 散位藤原(行政)	大蔵丞藤原(頼平)	清原〈実成〉	中原〈光家〉	鎌倉遺文九五〇号
			正治1(1199)6·10	将軍(頼家)家政所下文案	兵庫頭中原朝臣〈広元〉	散位藤原朝臣〈行政〉	前掃了允惟宗		鎌倉遺文一〇五五号
北条時政(建仁3〈1203〉～元久2〈1205〉)			建仁3(1203)5·17	将軍(頼家)家政所下文案	大膳大夫中原朝臣(広元) 散位藤原朝臣(行政)	右兵衛少尉藤原(行光)	清口(実成)	□□	鎌倉遺文一三五八号
北条義時(元久2〈1205〉～元仁元〈1224〉)			元久元(1204)12·28	将軍(実朝)家下文	前大膳大夫中原朝臣〈広元〉	右衛門尉平	前右京進中原	清原	鎌倉遺文一五〇九号
			元久2(1205)5·28	将軍(実朝)家下文案	前大膳大夫中原朝臣(広元)	右衛門尉平	前右京進中原	清原	鎌倉遺文一五四九号
			元久2(1205)11·12	将軍(実朝)家下文案					鎌倉遺文一五八八号
			建永元(1206)7·4	将軍(実朝)家下知状案	散位大江朝臣〈広元〉 書博士中原朝臣	散位藤原朝臣(行光)	民部丞中原(師俊)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一六二六号
			建永元(1206)7·14	将軍(実朝)家下文	散位大江朝臣〈広元〉 書博士中原朝臣	散位藤原朝臣(行光)	民部丞中原(師俊)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一六二八号
			承元元(1207)6·4	将軍(実朝)家政所下文案	書博士中原朝臣(師俊) 散位藤原朝臣(行光)	散位中原朝臣(仲業)	前図書允清原(清定)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一六八七号
			承元2(1208)3·13	将軍(実朝)家政所下文案	書博士中原朝臣(師俊) 散位藤原朝臣(行政)	散位中原朝臣(仲業)	前図書允清原(清定)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一七二二号
			承元2(1208)閏4·27	将軍(実朝)家政所下文	書博士中原朝臣(師俊) 散位藤原朝臣(行政)	散位中原朝臣(仲業)	前図書允清原(清定)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一七四〇号
			承元3(1209)6·16	将軍(実朝)家政所下文案	書博士中原朝臣(師俊) 散位藤原朝臣(行政)	散位中原朝臣(仲業)	前図書允清原(清定)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一七九四号
			承元3(1209)7·28	将軍(実朝)家政所下文案	書博士中原朝臣(師俊) 右近衛将監源朝臣(親広) 駿河守平朝臣 散位中原朝臣(仲業)	図書允清原(清定)	清原(実成)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一七九七号
			承元3(1209)12·21	将軍(実朝)家政所下文案	相模守平朝臣(義時) 書博士中原朝臣(師俊) 左近衛将監源朝臣(親広) 駿河守平朝臣 散位中原朝臣(仲業)	図書允清原(清定)	清原(実成)	惟宗(孝実)	鎌倉遺文一八二一号

執権	連署	執事	年·月·日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
		二階堂行光（建保6〈1218〉～承久元〈1219〉）伊賀光宗（承久元〈1219〉～元仁元〈1224〉）	建保5〈1217〉8·22	将軍（実朝）家政所下文	陸奥守大江朝臣（広元） 大学頭源朝臣（仲章） 右京権大夫権相模守平朝臣（義時） 右馬権頭源朝臣（頼茂） 左衛門権少尉源朝臣（惟信） 前遠江守大江朝臣（親広） 武蔵守平朝臣（時房） 書博士中原朝臣（師俊） 信濃守藤原朝臣（行光）	図書少允清原（清定）	菅野（景盛）	惟宗（孝實）	鎌倉遺文二三三二号
北条泰時（元仁元〈1224〉～仁治3〈1242〉）	北条時房（元仁元〈1224〉～仁治元〈1240〉）	二階堂行盛（元仁元〈1224〉～建長5〈1253〉）	寛喜3〈1231〉3·27	将軍（頼経）家政所下文案					鎌倉遺文四一一九号
			貞永元〈1232〉5·26	将軍（頼経）家政所下文	相模守平朝臣（時房） 武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門尉藤原	左近将監菅野	内舎人清原	鎌倉遺文四三二七号
			貞永元〈1232〉11·13	将軍（頼経）家政所下文案	相模守平朝臣（時房） 武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門尉藤原	左近将監菅野	内舎人清原	鎌倉遺文四四〇三号
			天福元〈1233〉4·15	将軍（頼経）家政所下文	相模守平朝臣（時房） 武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将監菅野	内舎人清原	鎌倉遺文四四七三号
			嘉禎元〈1235〉5·9	将軍（頼経）家政所下文	相模守平朝臣（時房） 武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将監菅野	内舎人清原	鎌倉遺文四七五七号
			嘉禎元〈1235〉閏6·15	将軍（頼経）家政所下文	相模守平朝臣（時房） 武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将監菅野	内舎人清原	鎌倉遺文四七七九号
			嘉禎元〈1235〉7·7	将軍（頼経）家政所下文	相模守平朝臣（時房） 武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将監菅野	内舎人清原	鎌倉遺文四七九二号
			嘉禎2〈1236〉7·28	将軍（頼経）家政所下文	修理権大夫兼相模守平朝臣（時房） 武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将監菅野	内舎人清原	鎌倉遺文五〇一六号
			嘉禎2〈1236〉12·15	将軍（頼経）家政所下文	修理権大夫兼相模守平朝臣（時房） 武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将監	内舎	鎌倉遺文五〇九八号
			嘉禎3〈1237〉9·5	将軍（頼経）家政所下文案	修理権大夫相模守平朝臣（時房） 左京権大夫武蔵守平朝臣（泰時）	民部少丞藤原	左近将監菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五一七五号
			嘉禎4〈1238〉7·10	将軍（頼経）家政所下文案	修理大夫平朝臣（時房） 右京権大夫平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将監菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五二七〇号
			嘉禎4〈1238〉7·28	将軍（頼経）家政所下文案	修理権大夫平朝臣（時房） 左京権大夫平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五二八三号
			嘉禎4〈1238〉8·9	将軍（頼経）家政所下文	修理権大夫平朝臣（時房） 左京権大夫平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五二九四号
			嘉禎4〈1238〉12·4	将軍（頼経）家政所下文案	修理権大夫平朝臣（時房） 前武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五三三一号
				将軍（頼経）家政所下文案					鎌倉遺文五三三二号
			延応元〈1239〉7·1	将軍（頼経）家政所下文	修理権大夫平朝臣（時房） 前武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原（行綱）	左近将監菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五四四七号
			延応元〈1239〉9·26	将軍（頼経）家政所下文写	修理権大夫平朝臣（時房） 前武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原（行綱）	左近将監菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五四七九号
			仁治元〈1240〉閏10·13	将軍（頼経）家政所下文案	前武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原（行綱）	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五六四八号
			仁治元〈1240〉閏10·20	将軍（頼経）家政所下文	前武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原（行綱）	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五六五八号
			仁治元〈1240〉12·7	将軍（頼経）家政所下文	前武蔵守平朝臣（泰時）	左衛門少尉藤原（行綱）	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五六八七号

執権	連署	執事	年·月·日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
			建保3〈1215〉3·23	将軍（実朝）家政所下文案	相模守平朝臣（義時） 民部権少輔兼遠江守源朝臣（親広） 武蔵守平朝臣（時房） 書博士中原朝臣（師俊） 散位藤原朝臣（行光）	図書允清原（清定）	菅野（景盛）	惟宗（孝実）	鎌倉遺文二一五一号
			建保3〈1215〉7·19	将軍（実朝）家政所下文案	相模守平朝臣（義時） 民部権少輔兼遠江守源朝臣（親広） 武蔵守平朝臣（時房） 書博士中原朝臣（師俊） 散位藤原朝臣（行光）	図書少允清原（清定）	菅野（景盛）	惟宗（孝実）	鎌倉遺文二一七〇号
			建保3〈1215〉10·2	将軍（実朝）家政所下文案	相模権守平朝臣（義時） 民部権少輔兼遠江守源朝臣（親広） 武蔵守平朝臣（時房） 書博士中原朝臣（師俊） 散位藤原朝臣（行光）	図書少允清原（清定）	菅野（景盛）	惟宗（孝実）	鎌倉遺文二一八一号
			健保4〈1216〉4·22	将軍（実朝）家政所下文案	陸奥守中原朝臣（広元） 大学頭源朝臣（仲章） 相模守平朝臣（義時） 右馬権守源朝臣（頼茂） 左衛門権少尉源朝臣（惟信） 民部権少輔源朝臣（親広） 武蔵守平朝臣（時房） 書博士中原朝臣（師俊） 信濃守藤原朝臣（行光）	図書少允清原（清定）	菅野（景盛）	惟宗（孝實）	鎌倉遺文二二二七号
			建保4〈1216〉5·13	将軍（実朝）家政所下文	陸奥守中原朝臣（広元） 大学頭源朝臣（仲章） 相模守平朝臣（義時） 右馬権頭源朝臣（頼茂） 左衛門権少尉源朝臣（惟信） 民部権少輔源朝臣（親広） 武蔵守平朝臣（時房） 書博士中原朝臣（師俊） 信濃守藤原朝臣（行光）	図書少允清原（清定）	菅野（景盛）	惟宗（孝実）	鎌倉遺文二二三一号
			建保4〈1216〉7·16	将軍（実朝）家政所下文案	陸奥守大江朝臣（広元） 大学頭源朝臣（仲章） 相模守平朝臣（義時） 右馬権頭源朝臣（頼茂） 左衛門権少尉源朝臣（惟信） 民部権少輔源朝臣（親広） 武蔵守平朝臣（時房） 書博士中原朝臣（師俊） 信濃守藤原朝臣（行光）	図書少允清原（清定）	菅野（景盛）	惟宗（孝実）	鎌倉遺文二二五二号
			建保4〈1216〉8·17	将軍（実朝）家政所下文	陸奥守大江朝臣（広元） 大学頭源朝臣（仲章） 相模守平朝臣（義時） 右馬権頭源朝臣（頼茂） 左衛門権少尉源朝臣（惟信） 民部権少輔源朝臣（親広） 武蔵守平朝臣（時房） 書博士中原朝臣（師俊） 信濃守藤原朝臣（行光）	図書少允清原（清定）	菅野（景盛）	惟宗（孝實）	鎌倉遺文二二五八号

執権	連署	執事	年·月·日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
			寛元元(1243)9·21	将軍(頼経)政所下文案	前摂津守中原朝臣(師員) 前美濃守藤原朝臣(親廉) 前甲斐守大江朝臣(泰秀) 遠江守平朝臣(朝時) 武蔵守平朝臣(経時) 散位藤原朝臣(義景)	左衛門少尉清原(満定)	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文六二三七号
			寛元3(1245)2·29	将軍(頼嗣)家寄進状	前筑前守藤原朝臣(齊藤清時カ)	弾正少忠清原(季氏カ)	左衛門少尉藤原(行泰)		鎌倉遺文六四四六号
北条時頼(寛元4〈1246〉～康元元〈1256〉)	北条重時(宝治元〈1247〉～康元元〈1256〉)		建長3(1251)8·3	将軍(頼嗣)家政所下文案	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文七三三二号
			建長3(1251)12·12	将軍(頼嗣)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原	左近将曹菅野	清原	鎌倉遺文七三八九号
			建長3(1251)12·14	将軍(頼嗣)家政所下文案	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原	左近将曹菅野	清原	鎌倉遺文七三九一号
			建長4(1252)9·12	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文七四七三号
			建長4(1252)12·26	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文七五〇六号
			建長4(1252)12·28	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門尉清原(満定)	清原	清原	鎌倉遺文七五〇八号
			建長4(1254)7·11	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門尉清原(満定)	清原	清原	鎌倉遺文七五八六号
		二階堂行泰(建長5〈1253〉～弘長2〈1262〉)	建長5(1253)8·17	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文七六〇六号
			建長5(1253)12·28	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文七六八二号
			建長5(1253)12·28	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文七六八三号
			建長6(1254)11·5	将軍(宗尊)家政所下文案	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文七八一八号
			建長6(1254)11·17	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文七八二一号
			建長6(1254)12·12	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文七八二九号
			建長7(1255)3·27	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文七八六一号
			建長7(1255)3·28	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文七八六二号
			建長7(1255)6·5	将軍(宗尊)家政所下文案	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文七八七四号
			建長7(1255)8·22	将軍(宗尊)家政所下文案	陸奥守平朝臣(重時) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文七八九四号
北条長時(康元元〈1256〉～文永元〈1264〉)	北条政村(康元元〈1256〉～文永元〈1264〉)		康元元(1257)7·3	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(政村) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文八〇〇八号
			康元元(1257)7·9	将軍(宗尊)家政所下文	陸奥守平朝臣(政村) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門少尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文八〇一〇号
			康元元(1257)10·3	将軍(宗尊)家政所下文案	陸奥守平朝臣(政村) 相模守平朝臣(時頼)	左衛門尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文八〇四三号
			正嘉元(1257)9·14	将軍(宗尊)家政所下文案	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門少尉藤原(景頼)	清原	清原	鎌倉遺文八一四五号
			正嘉元(1257)9·14	将軍(宗尊)家政所下文案	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門少尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文八一四六号
			正嘉元(1257)9·14	将軍(宗尊)家政所下文	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門少尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文八一四七号
			正嘉元(1257)9·14	将軍(宗尊)家政所下文	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門少尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文八一四八号
			正嘉元(1257)12·2	将軍(宗尊)家政所下文案	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門少尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文八一六八号

執権	連署	執事	年·月·日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
			仁治2(1241)5·1	将軍(頼経)家政所下文	前武蔵守平朝臣(泰時) 主計頭中原朝臣(師員) 前美濃守藤原朝臣(親実) 前陸奥守源朝臣(義氏) 前甲斐守大江朝臣(泰秀) 武蔵守平朝臣(朝直) 散位藤原朝臣(義景)	左衛門少尉藤原(行綱)	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五八二七号
			仁治2(1241)9·10	将軍(頼経)家政所下文	前武蔵守平朝臣(泰時) 主計頭中原朝臣(師員) 前陸奥守源朝臣(義氏) 前美濃守藤原朝臣(親実) 前甲斐守大江朝臣(泰秀) 武蔵守平朝臣(朝直) 散位藤原朝臣(義景)	左衛門少尉藤原(行綱)	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五九二四号
北条経時(仁治3〈1242〉～寛元4〈1246〉)			仁治3(1242)2·22	将軍(頼経)家政所下文案	前武蔵守平朝臣(泰時) 前摂津守中原朝臣(師員) 前陸奥守源朝臣(義氏) 前美濃守藤原朝臣(親実) 前甲斐守大江朝臣(泰秀) 武蔵守平朝臣(朝直) 散位藤原朝臣(義景)	左衛門少尉藤原(行綱)	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文五九八七号
			仁治3(1242)3·21	将軍(頼経)家政所下文	前武蔵守平朝臣(泰時) 前摂津守中原朝臣(師員) 前陸奥守源朝臣(義氏) 前美濃守藤原朝臣(親実) 前甲斐守大江朝臣(泰秀) 武蔵守平朝臣(朝直) 散位藤原朝臣(義景)	左衛門少尉清原(満定)	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文六〇〇三号
			仁治3(1242)4·5	将軍(頼経)家政所下文案	前武蔵守平朝臣(泰時) 前摂津守中原朝臣(師員) 前陸奥守源朝臣(義氏) 前美濃守藤原朝臣(親実) 前甲斐守大江朝臣(泰秀) 武蔵守平朝臣(朝直) 散位藤原朝臣(義景)	左衛門少尉清原(満定)	菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文六〇一一号
			仁治3(1242)10·23	将軍(頼経)家政所下文	前摂津守中原朝臣(師員) 前美濃守藤原朝臣(親実) 前甲斐守大江朝臣(泰秀) 武蔵守平朝臣(朝直) 左近衛将監平朝臣(経時) 散位藤原朝臣(義景)	左衛門少尉清原(満定)	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文六一二七号
			寛元元(1243)6·11	将軍(頼経)政所下文	前摂津守中原朝臣(師員) 前美濃守藤原朝臣(親実) 前甲斐守大江朝臣(泰秀) 武蔵守平朝臣(朝実) 左近衛将監平朝臣(経時) 散位藤原朝臣(義景)	左衛門少尉清原(満定)	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文六一九二号
			寛元元(1243)7·28	将軍(頼経)政所下文案	前摂津守中原朝臣(師員) 前美濃守藤原朝臣(親実) 前甲斐守大江朝臣(泰秀) 遠江守平朝臣(朝直) 武蔵守平朝臣(経時) 散位藤原朝臣(義景)	左衛門少尉清原(満定)	左近将曹菅野	弾正忠清原	鎌倉遺文六二〇七号

執権	連署	執事	年·月·日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
			弘安元(1278)5·18	将軍(惟康親王)家政所下文	相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一三〇四七号
			弘安元(1278)5·18	将軍(惟康親王)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一三〇四八号
			弘安元(1278)5·18	将軍(惟康親王)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一三〇四九号
			弘安元(1278)6·3	将軍(惟康親王)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一三〇六九号
			弘安元(1278)7·8	将軍(惟康親王)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一三一〇七号
			弘安2(1279)12·28	将軍(惟康親王)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一三八一六号
			弘安2(1279)12·28	将軍(惟康親王)家政所下文	相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一三八一七号
			弘安3(1280)10·18	将軍(惟康親王)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗)	左兵衛尉藤原	菅野	(花押)	鎌倉遺文一四一四一号
		二階堂頼綱(弘安4〈1281〉～弘安6〈1283〉)	弘安4(1281)12·28	将軍(惟康親王)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗)	左衛門尉藤原	菅野		鎌倉遺文一四五二七号
			弘安5(1282)7·16	将軍(惟康親王)家政所下文	相模守平朝臣(時宗)	左衛門尉藤原	菅野		鎌倉遺文一四六四四号
	北条業時(弘安6〈1283〉～弘安10〈1287〉)		弘安6(1283)1·22	将軍(惟康親王)家政所下文	相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一四七七七号
			弘安6(1283)7·23	将軍(惟康親王)家政所下文	相模守平朝臣(時宗) 駿河守平朝臣(業時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一四九一四号
		二階堂行忠(弘安6〈1283〉～正応3〈1290〉)	弘安6(1283)12·20	将軍(惟康親王)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗) 駿河守平朝臣(業時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一五〇三一号
北条貞時(弘安7〈1284〉～正安3〈1301〉)			弘安7(1284)7·8	将軍(惟康親王)家政所下文	相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一五二四五号
			弘安8(1285)4·23	将軍(惟康親王)家政所下文	陸奥守平朝臣(業時) 左馬権頭平朝臣(貞時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一五五六八号
			弘安8(1285)6·25	将軍(惟康親王)家政所下文	陸奥守平朝臣(業時) 相模守平朝臣(貞時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一五六一二号
			弘安8(1285)7·3	将軍(惟康親王)家政所下文	陸奥守平朝臣(業時) 相模守平朝臣(貞時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一五六一六号
			弘安9(1286)10·29	将軍(惟康親王)家政所下文案	陸奥守平朝臣(業時) 相模守平朝臣(貞時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一六〇一四号
			弘安10(1287)2·18	将軍(惟康親王)家政所下文	陸奥守平朝臣(貞時) 左馬権頭兼相模守平朝臣(業時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一六一八九号
	大仏宣時(弘安10〈1287〉～正安3〈1301〉)		弘安10(1287)10·8	将軍(惟康親王)家政所下文	左馬権頭兼相模守平朝臣(貞時)　前武蔵守平朝臣(宣時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一六三五五号
			弘安11(1288)4·23	将軍(惟康親王)家政所下文	左馬権頭兼相模守平朝臣(貞時)　前武蔵守平朝臣(宣時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一六五七九号

執権	連署	執事	年·月·日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
			正嘉2(1258)12·2	将軍(宗尊)家政所下文	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門少尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文八三一八号
			正嘉2(1258)12·23	将軍(宗尊)家政所下文	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文八三二八号
			正元元(1259)9·11	将軍(宗尊)家政所下文案	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文八四〇六号
			正元元(1259)12·26	将軍(宗尊)家政所下文	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門少尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文八四五四号
			文応元(1260)3·29	将軍(宗尊)家政所下文案	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門尉藤原	清原	清原	鎌倉遺文八四九三号
			弘長元(1261)9·3	将軍(宗尊)家政所下文	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門尉藤原	菅野	清原	鎌倉遺文八七一四号
		二階堂行頼(弘長2〈1262〉～弘長3〈1263〉)	弘長2(1262)3·19	将軍(宗尊)家政所下文案	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門尉藤原	菅野		鎌倉遺文八七八四号
	北条時宗(文永元〈1264〉～文永5〈1268〉)	二階堂行泰(弘長3〈1263〉～文永2〈1265〉)	文永元(1264)3·12	将軍(宗尊)家政所下文	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門少尉藤原	菅野	清原	鎌倉遺文九〇六一号
			文永元(1264)3·22	将軍(宗尊)家政所下文	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門少尉藤原	菅野	清原	鎌倉遺文九〇六三号
			文永元(1264)6·13	将軍(宗尊)家政所下文案	相模守平朝臣(政村) 武蔵守平朝臣(長時)	左衛門尉藤原	菅原		鎌倉遺文九一一二号
北条政村(文永元〈1264〉～文永5〈1268〉)			文永2(1265)5·25	将軍(宗尊)家政所下文	左京権大夫平朝臣(政村)　相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文九二九三号
		二階堂行実(文永2〈1265〉～文永6〈1269〉)	文永2(1265)12·7	将軍(宗尊)家政所下文案					鎌倉遺文九四三〇号
			文永2(1265)12·17	将軍(宗尊)家政所下文	左京権大夫平朝臣(政村)　相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文九四六九号
北条時宗(文永5〈1268〉～弘安7〈1284〉)	北条政村(文永5〈1268〉～文永10〈1273〉)	二階堂行綱(文永6〈1269〉～弘安4〈1281〉)	文永8(1271)4·5	将軍(源惟康)家政所安堵下文案	左京権大夫平朝臣(政村)　相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一〇八一四号
			文永8(1271)11·25	将軍(源惟康)家政所下文案	左京権大夫□朝臣(政村)　相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一〇九二〇号
			文永8(1271)12·22	将軍(源惟康)家政所下文	左京権大夫平朝臣(政村)　相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一〇九四三号
			文永8(1271)12·29	将軍(源惟康)家政所下文	左京権大夫平朝臣(政村)　相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原(行忠)	菅野		鎌倉遺文一〇九四八号
			文永9(1272)5·26	将軍(源惟康)家政所下文案	左京権大夫平朝臣(政村)　相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一一〇四二号
			文永9(1272)8·25	将軍(源惟康)家政所下文	左京権大夫平朝臣(政村)　相模守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一一〇九一号
	北条義政(文永10〈1273〉～建治3〈1277〉)		文永11(1274)2·20	将軍(源惟康)家政所下文	相模守平朝臣(義政) 武蔵守平朝臣(時宗)	左衛門少尉藤原朝臣	菅野		鎌倉遺文一一五四七号
			建治元(1275)10·29	将軍(源惟康)家政所下文	相模守平朝臣(時宗) 武蔵守平朝臣(義政)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一二〇七七号
			建治元(1275)10·29	将軍(源惟康)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗)				鎌倉遺文一二〇七八号
			建治元(1275)12·10	将軍(源惟康)家政所下文案	相模守平朝臣(時宗) 武蔵守平朝臣(義政)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一二一七一号
			建治2(1276)閏3·11	将軍(源惟康)家政所下文	相模守平朝臣(時宗) 武蔵守平朝臣(宗政)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一二三〇〇号
			建治2(1276)8·27	将軍(源惟康)家政所下文	相模守平朝臣(時宗) 武蔵守平朝臣(義政)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一二四五四号

〈表Ⅱ〉政所（吉書）始における諸役

番号	年月日	名称	節目	御前披露	路地持参	作成	椀飯	参着	備考
1	元暦元(1184) 10.6	公文所吉書始	公文所新造	大江広元		藤原邦通	千葉常胤から馬・野剣進上	大江広元 中原親能 二階堂行政 足立遠元 大中臣秋家 藤原邦通	相模国中神領の仏物沙汰
2	建久二(1191) 1.15	政所吉書始	頼朝、近衛大将						袖判下文を回収し、政所下文を下す
3	建久三(1192) 8.5	政所始	頼朝、征夷大将軍					別当以下の家司	千葉常胤に政所下文を下す
4	建久十(1199) 2.6	吉書始	頼家、左近衛中将	大江広元		三善康信 （草案） 中原仲業 （清書）		北条時政 大江広元 三善康信 八田知家 和田義盛 比企能員 梶原景時 二階堂行光 平盛時 中原仲業 三善宣衡	頼朝薨去から二十日を経ないため、内々の儀
5	正治二(1200) 1.7	吉書を覧ず	新年						大江広元奉行
6	建仁三(1203) 10.9	将軍家政所始	実朝、征夷大将軍	北条時政		二階堂行光 （吉書） 清原清定 （辺抄）		別当時政・広元以下の家司	
7	建暦元(1211) 1.10	政所問注所吉書始	新年						二階堂行光、三善康信各々奉行
8	建暦三(1213) 8.20		実朝、新造御所移徙	北条義時					
9	建保六(1218) 12.20	政所始	実朝、右大臣	北条義時	二階堂行光	清原清定	行光から義時へ剣・馬献上	北条義時 二階堂行光 中原仲業 源頼茂 大江親広 北条時房 若槻頼定 清原清定	
10	承久元(1221) 7.19	政所始							頼経幼稚のため、政子が理非を聴断する
11	貞応三(1224) 8.28	政所吉書始							北条泰時、家務の条々を定む
12	嘉禎二(1226) 8.4	吉書を覧ず	頼経、若宮新造御所移徙	北条泰時	二階堂行泰			北条政村・泰時、西侍に控える	
13	嘉禎二(1226) 8.5	政所始	頼経、征夷大将軍				行盛から時房・泰時へ馬・剣進上	北条時房 北条泰時	
14	延応二(1240) 3.9	吉書始儀	政所新造	北条泰時	二階堂行泰			北条泰時及び評定衆中原師員・毛利季光以下	
15	寛元二(1244) 4.21	吉書始儀	頼嗣、元服	北条経時	二階堂行泰	清原満定	二階堂行泰 二階堂行頼 二階堂行綱 二階堂行忠	北条経時及び評定衆	中原師員、吉書を読み申す
16	寛元二(1244) 6.13	吉書始之儀	頼嗣、元服・征夷大将軍						
17	建長四(1252) 4.14	政所始之儀	宗尊、征夷大将軍	北条重時	二階堂行綱		行綱から馬・剣進上	北条重時 北条時頼	安達義景奉行
18	建長四(1252) 11.4		御所新造				例の如し	北条重時 北条時頼 評定衆不参	
19	建長四(1252) 11.11		宗尊、新造御所移徙	北条時頼	二階堂行綱				
20	康元元(1256) 4.14	政所始之儀							政村、執権の事を奉る
21	弘長元(1257) 12.3	政所始	政所新造					評定衆	

執権	連署	執事	年・月・日	機構	別当	令	案主	知家事	史料
			正応元(1289)9・27	将軍(惟康親王)家政所下文	左馬権頭兼相模守平朝臣(貞時)　前武蔵守平朝臣(宣時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一六七七八号
			正応元(1289)11・21	将軍(惟康親王)家政所下文	左馬権頭兼相模守平朝臣(貞時)　前武蔵守平朝臣(宣時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一六八一二号
			正応元(1289)11・21	将軍(惟康親王)家政所下文	左馬権頭兼相模守平朝臣(貞時)　前武蔵守平朝臣(宣時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文一六八一三号
		二階堂行貞(正応3〈1290〉～永仁元〈1293〉)	正応4(1292)10・16	将軍(久明親王)家政所下文案	相模守平朝臣(貞時) 陸奥守平朝臣(宣時)	左衛門少尉藤原(行藤)	菅野		鎌倉遺文一七七三四号
			正応4(1292)12・7	将軍(久明親王)家政所下文	相模守平朝臣(貞時) 陸奥守平朝臣(宣時)	左衛門少尉藤原(行藤)	菅野		鎌倉遺文一七七六六号
		二階堂行藤(永仁元〈1293〉～乾元元〈1302〉)	永仁元(1293)12・17	将軍(久明親王)家政所下文案	相模守平朝臣(貞時) 陸奥守平朝臣(業時)	前出羽守藤原朝臣(行藤)	菅野		鎌倉遺文一八四二五号
			正安元(1299)12・6	将軍(久明親王)家政所下文	相模守平朝臣(貞時) 陸奥守平朝臣(宣時)	前出羽守藤原朝臣(行藤)	菅野		鎌倉遺文二〇三一三号
北条師時(正安3〈1301〉～応長1〈1311〉)	北条時村(正安3〈1301〉～嘉元3〈1305〉)	二階堂行貞(乾元元〈1302〉～元徳元〈1329〉)	乾元2(1303)2・3	将軍(久明親王)家政所下文案	武蔵守平朝臣(時村) 相模守平朝臣(師時)	左衛門少尉藤原(行貞)	菅野		鎌倉遺文二一三五一号
	大仏宗宣(嘉元3〈1305〉～応長1〈1311〉)		延慶2(1309)8・24	将軍(守邦王)家政所下文	相模守平朝臣(師時) 陸奥守平朝臣(宗宣)	左衛門少尉藤原(行藤)	菅野		鎌倉遺文二三七五五号
北条高時(正和5〈1316〉～嘉暦1〈1326〉)	金沢貞顕(正和4〈1315〉～嘉暦1〈1326〉)		文保元(1317)12・21	将軍(守邦王)家政所下文	武蔵守平朝臣(貞顕) 左馬権頭兼相模守平朝臣(高時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文二六四七五号
北条守時(嘉暦1〈1326〉～元弘3〈1333〉)	北条茂時(元徳2〈1330〉～元弘3〈1333〉)	二階堂貞藤(元弘2〈1332〉～元弘3〈1333〉)	正慶元(1332)12・1	鎌倉将軍(守邦親王)家政所下文	相模守平朝臣(守時) 右馬権頭平朝臣(茂時)	左衛門少尉藤原	菅野		鎌倉遺文三一九〇七号

※（ ）は『鎌倉遺文』による人名比定、〈 〉は作成者による人名比定、下線は花押のあるもの、執権・連署・執事は『日本史総覧』による

注

（1）目崎徳衛「鎌倉幕府草創期の吏僚について」（『三浦古文化』一五、一九七四年）。森幸夫「鎌倉幕府奉行人に関する一考察―執権政治期奉行人の出自の検討を中心に―」（『国史学』一七四、二〇〇一年）。梅田康夫「鎌倉期の奉行人について（二）」（『金沢法学』五一（二）、二〇〇九年）など。

（2）近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回―下文の変質―」（『古文書研究』一七・一八号併号、一九八一年）。毛利一憲「鎌倉幕府将軍家下文について　上―貞永式目の研究―」（『北見大学論集』八、一九八二年）。青山幹哉「「御恩」授給文書様式にみる鎌倉幕府権力―下文と下知状―」（『古文書研究』二五、一九八六年）など。

（3）湯田環「鎌倉幕府草創期の政務と政所」『お茶の水史学』二九、一九八七年。

（4）杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程―十三人合議制と北条時政の「執権職」就任―」御家人制研究会編『御家人制度の研究』、吉川弘文館、一九八一年。

（5）『鎌倉年代記』はじめ諸年代記に、「将軍」表や「執権」表と同じく「政所執事」表が整理されているのは、政所執事が政所諸務執行の責任者であるという認識によるものだと思われる。

（6）文士に関する研究で二階堂氏に触れているのは、目崎前掲注（1）論文。五味文彦『武士と文士の中世史』（東京大学出版会、一九九二年）。二階堂氏に関しては、細川重男「政所執事二階堂氏の家系」（鎌倉遺文研究会『鎌倉遺文研究Ⅱ　鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版、一九九九年）。柳原敏昭「二階堂氏の所領と海上交通―阿多北方の位置づけを考えるためのノート―」（入間田宣夫編『日本・東アジアの国家・地域・人間―歴史学と文化人類学の方法から―』入間田宣夫先生還暦記念論集編集委員会、二〇〇二年）。拙稿「鎌倉幕府成立期における文士―二階堂氏を中心に―」（『紫苑』八、二〇〇一年）。

（7）『玉葉』治承四年（一一八〇）正月二十七日条。

（8）細川前掲注（6）論文。

（9）室町幕府では当初、伊勢流・信濃流二階堂氏が執事をつとめていたが、のち伊勢氏に代わった（『日本史総覧』新人物往来社、一九八八年）。

（10）佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店、一九八三年。

（11）梅田前掲注（1）論文。

（12）但し、嘉禎～暦仁年間、建長三・五年、正嘉元年～文永二年、弘安八～正安元年は令である「左衛門少尉藤原」の人名比定を行っていないため、二階堂氏である可能性もある。しかし、花押のないものは人名比定が不可能であり、今回は人名の明らかな者から、執事は別当・令を必ずしも兼任しているわけではないと結論付けた。また行綱については、令と執事をつとめているが、その就任時期は重複していないため、兼任グループには加えなかった。行綱が令をつとめていたのは、延応元年（一二三九）～仁治二年（一二四一）あたりで、執事をつとめたのは、文永六年（一二六九）～弘安四年（一二八一）である。

（13）佐藤前掲注（10）著書。

（14）細川前掲注（6）論文。

（15）『日本史総覧』新人物往来社、一九八八年。

（16）『吾妻鏡』建久六年（一一九五）十月一日条。なお、本稿で使用する『吾妻鏡』は『新訂増補国史大系　吾妻鏡（普及版）』（第十一刷、吉川弘文館、一九九二年）である。以下、これを用いた場合は特記しない。

（17）政所及び問注所執事に対しては、引付設置以前には、問注奉行人の懈怠に対する注意（宝治二年〈一二四八〉十一月二十三日条）、設置後には、引付衆並びに奉行人の懈怠に対する注意を命じている（『中世法制史料集』鎌倉幕府追加法五四七条）。また、文永二年（一二六五）引付停止の際には、執権政村による「直聴断」が行われることとなったが、毎日出仕するよう命じている（文永二年〈一二六五〉六月三日条）。これらから、執事が問注人や引付衆を管理する責任者であったことが窺えよう。

（18）伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究【国別考証編】』岩田書院、二〇一〇年。

（19）承元二年（一二〇八）閏四月二十六日条。

（20）建保元年（一二一三）九月八日条。

（21）建保元年（一二一三）四月一日条。

（22）石井進『日本中世国家史の研究』岩波書店、一九七〇年。

（23）湯田前掲注（3）論文。

（24）正治元年（一一九九）十一月三十日条。

（25）承元四年（一二一〇）三月十四日条。

（26）元久元年（一二〇四）四月一日条。

（27）建暦元年（一二一一）十二月二十七日条。

（28）建仁元年（一二〇一）五月二十四日条。

（29）清水亮『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』校倉書房、二〇〇七年。

（30）時代は下るが、執事である行盛は、宝治合戦で亡卒の遺領を調べたり、三浦義村の後家は鎌倉中に居住せぬよう命じている。合戦後に敵方所領を把握することは、軍奉行のつとめであるが、勲功者への恩賞に関わるため重要な職務である。さらには、財政にも大きく関わることであって、大田文もこの調査をもとに書き換えられたと思われる。よって、軍奉行は政所職員でなければつとまらない重職であり、和田合戦などこれまでの合戦においても、執事は戦後処理において活躍していたと思われる。

（31）正治二年（一二〇〇）十二月二十八日条。

（32）木内正広「鎌倉幕府恩賞の構造」『日本史研究』二六二、一九八六年。

（33）寛喜三年（一二三一）四月十九日条。

（34）寛喜三年（一二三一）五月五日条。

（35）建久三年（一一九二）十一月二日条。

（36）建久四年（一一九三）十月三日条。

（37）文治二年（一一八六）十月三日条。

（38）建久五年（一一九四）十一月二十六日条。

（39）御倉は政所の郭内に庁屋や公文所、問注屋と並立して立てられており（仁治元年〈一二四〇〉二月六・七・十九日条。弘長元年〈一二六一〉三月十三日条）、将軍上洛に必要な物も保管されていた（寛元二年〈一二四四〉十二月二十七日条）。また、鎌倉には浜の御倉があり、これは執権北条経時の管理した庫倉で、武蔵国の年貢が納められていた（寛元三年〈一二四五〉五月二十二日条）。

（40）建保元年（一二一三）十月三日条。

（41）建久元年（一一九〇）九月十五日条。

（42）昌寛については、小林淑子「昌寛法橋―鎌倉幕府成立史の一

駒一」『史窓』二六、一九六八年。
(43) 建久元年（一一九〇）九月十五日条。
(44) 建久五年（一一九四）十二月十七日条。
(45) 暦仁元年（一二三八）一月十八日条。
(46) 仁治元年（一二四〇）一月二十七日条。
(47) 寛元三年（一二四五）十一月四日条。
(48) 満田さおり「鎌倉幕府御所の空間について」『紫苑』六、宗教・文化研究所ゼミナール、二〇〇八年。
(49) 盛本昌広「関東御公事と鎌倉幕府財政」『鎌倉』九三、二〇〇一年。
(50) 筧雅博「関東御領考」『史学雑誌』九三（四）、一九八四年。
(51) 清水前掲注（29）著書。
(52) 盛本前掲注（49）論文。
(53) 盛本前掲注（49）論文。
(54)『鎌倉遺文』一八八七八号。
(55)『鎌倉遺文』二〇九八七号。
(56) 建長二年（一二五〇）五月一日条。
(57) 貞永元年（一二三二）四月九日条。
(58) 建保元年（一二一三）十二月二十一日条。
(59) 椀飯における御家人の負担構造については、盛本昌広「鎌倉幕府椀飯の負担構造」『地方史研究』二五五、一九九五年。
(60) 承元元年（一二〇七）八月十五日条。
(61) 盛本前掲注（49）論文。
(62) 寛元三年（一二四五）四月二十二日条。
(63) 建長五年（一二五三）十月十一日条。
(64) 建長三年（一二五一）十二月三日条。
(65) 建長六年（一二五四）十月十日条。
(66) 建長六年（一二五四）十月十七日条。追加法三〇二条。
(67) 鎌倉市史編纂委員会編『鎌倉市史』総説編、吉川弘文館、一九五六年。
(68) 佐藤氏は、弘安七年六月三日、河手事以下四カ条の禁制を相模国中に触れるよう命じられているのが、執事の行忠であることも証左として挙げられている（佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会、一九七一年）。
(69) 宝治元年（一二四七）六月十六日条。
(70) 宝治元年（一二四七）六月二十五日条。
(71) 弘長三年（一二六三）九月十日条。追加法四一九条。
(72) 保立道久「切物と切銭」『三浦古文化』五三、一九九三年。
(73) 中世における人身売買については、水上一久「中世における人身売買について」（『北陸史学』四、一九六〇年）。牧英正『日本法史における人身売買の研究』（有斐閣、一九六一年）。植田信広「鎌倉幕府の〈検断〉に関する覚え書き（一）」（『法制研究』五八（四）、九州大学法政学会、一九九二年）など。
(74) 建久八年十二月三日前右大将軍家政所下文案に人身売買を禁じる条項が見える。
(75) 延応元年（一二三九）五月六日条。
(76) 人身売買の禁止は、その後も幾度となく出されている。鎌倉市中においては、保奉行人に対して人商人の交名を注進し、追放することが命じられ、諸国においては守護人に科断させている（追加法三〇九・三九三条）。さらに、正応三年（一二九〇）には、人商人の顔には火印を捺すこととし（追加法六二五条）、乾元二年（一三〇三）には、人身売買のために人勾引をする者

を「盗賊」に準じて処罰（追加法七〇九条）、すなわち「斬罪」に処すこととしている（石井晶康「鎌倉幕府法に於ける「一倍弁償」規定」『日本歴史』三三三、一九七五年）。人商人は、鎌倉末期に至っても横行し、それに準じて追放・火印捺から死刑へと、その処罰も重くなったのである。
(77) 追加法二四四条。
(78) 鎌倉大仏への寄進については、諸国から代価を運上するのが煩わしいということで、問注所執事である三善康連に対して、地頭に指令して運上させるよう命じられている。おそらく、諸国における取り締まり及び没収した売買代価の処理については、政所執事から守護に命じられ、運上に際しては、御家人及び諸国の雑人・非御家人訴訟を管轄していた問注所に命じられたのではないだろうか。
(79) 建長六年（一二五四）五月一日条。追加法二九九条。
(80) 建保四年（一二一六）三月五日条。
(81) 伊賀氏の変は、義時後妻の伊賀の方が兄光宗とはかり、その子政村を執権に、娘婿の一条実雅を将軍に擁立する陰謀を企て、三浦義村を味方に誘ったものの、政子の活躍もあって失敗に終わり、伊賀の方・光宗・実雅は幽閉・配流され、政村・義村は不問に付せられた事件である（上横手雅敬『鎌倉時代―その光と影』吉川弘文館、一九九四年）。また、義時亡き後の不安定な情勢下において後家伊賀氏の権力強化を恐れた政子による画策であるとする見方もある（永井晋『鎌倉幕府の転換点―「吾妻鏡」を読みなおす』日本放送出版協会、二〇〇〇年）。確かに、伊賀の方が義時後妻として権力を増す可能性はあったし、伊賀の方の兄である光宗は、この時、侍所所司と政所執事を兼任していた。侍所別当と政所別当を兼任する執権には及ばないが、この先執権に及びうる権力を持つ可能性は十分にあった。政子が薨去してすぐに光宗が幕府に復帰していることからして、伊賀氏の処分に政子の意向が強く働いたことが想像される。どこまでが政子による画策であったかは明確にしがたいものの、伊賀氏の変の結果、行盛は執事に就任することができたといえよう。
(82) 行盛は、泰時邸での酒宴に問注所執事大田康連ら文士数輩と共に招かれており（仁治二年〈一二四一〉十一月二十五日条）、親しい関係が窺える。泰時側にしても、政所及び問注所執事との連携がなければ、幕府運営を滞りなく進めることは難しかったであろう。また、泰時はこの翌年に亡くなっていることからして、政子や広元亡き後の不安定な幕府を共に支えてくれた年長者への労いの意もあったのかもしれない。
(83) 寛喜二年（一二三〇）十二月九日条。
(84) 貞永元年（一二三二）四月九日条。
(85) 野口実氏は、竹御所が源氏嫡流の血脈を伝え、政子の後継者たる重要な存在であったことを指摘される（野口実「竹御所小論」『青山史学』十二、一九九二年）。また、金永氏は、北条氏は自身を源氏将軍家とは分離できない存在であり、一般御家人を超える存在として認識させるために竹御所を頼経と婚姻させ、源氏将軍観を吸収・独占したと指摘される（金永「摂家将軍期の源氏将軍観と北条氏」『ヒストリア』一七四号）。竹御所は、源氏将軍・摂家将軍・北条氏を繋ぐ役割を期待されていたといえよう。
(86) 青山幹哉「鎌倉幕府将軍権力試論―将軍九条頼経～宗尊親王

期を中心として―」『年報中世史研究』八、一九八三年。

(87) 保永真則「鎌倉幕府の官僚制化―合理化・効率化の必要と組織運営の変化―」『日本史研究』五〇六、二〇〇四年。

(88) 杉橋前掲注(4)論文。

(89) 上横手前掲注(81)著書。

(90) 正治元年(一一九九)十一月十日条。

(91) 杉橋前掲注(4)論文。

(92) 但し、宗尊の際の披露役は、執権時頼ではなく連署重時がつとめている。これは、重時が若年の時頼を補佐するために鎌倉へ戻ってきたことや、六波羅探題時代に後嵯峨皇統の守護者であり、後嵯峨は重時が幕府連署であったがゆえに愛息を鎌倉に送ることができたというように、後嵯峨から重時が信頼されていたという事情によるものと思われる。また、重時正室は平基親女であり、宗尊母の平棟子の父親とは従兄弟同士であって(森幸夫『北条重時』吉川弘文館、二〇〇八年)、重時と後嵯峨・宗尊の関係は深かった。

(93) 建保六年(一二一八)十二月二十日条。

(94) 細川前掲注(6)論文。

(95) 頼朝期は職務が固定されておらず、人材不足もあって、多くの人が様々な職務を行っていたという事情もあろう。幕府成立期は、個人の能力に頼るところ多大であった。

(96) 『尊卑分脈』には、二階堂行政は「右大将家政所執事」、二階堂行光は「執事」と記されている。『武家年代記』は、初代執事を大江広元とし、中原師俊、二階堂行光と続く。中原師俊は政所別当として政所下文に名は見えるものの、『吾妻鏡』には全く登場しないため、具体的な職務内容は分からない。

(97) 杉橋隆夫「執権・連署制の起源―鎌倉執権政治の成立過程・続論―」『立命館文学』四二四・四二三・四二六、一九八〇年。

(98) 公文所始後の椀飯盃酒では、千葉常胤が経営していたが、これはまだ執権制が確立する以前のことで、常胤が幕府内において卓越した財力を備えた有力御家人であったためと考えられる。

(99) 杉橋前掲注(4)論文。

(100) 杉橋前掲注(4)論文。

(101) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五年(初出は一九六三年)。

(102) 将軍家政所執事と摂関家政所執事の比較に対する現状での認識を述べておきたい。まず、相違点としては、①摂関家には「執事」と執事を補佐する「年預」が置かれるが、幕府には「年預」に代わる職名は存在せず、「執事」の上級職として「執権」が存在する。『武家名目抄』は、建長四年(一二五二)四月十四日条の記事から鎌倉時代すでに執事を補佐する「執事代」という職が存在したとするが、この時点ではまだ執事の代理をする者はいても、「執事代」が成立していたとは考え難く、その成立は室町幕府であると思われる。②摂関家の執事は基本的に摂関の就任ごとに補任されるが、幕府では将軍或いは執権の就任ごとに補任されることはなく、前任者の退任或いは卒去によるものである。③摂関家において、摂関の家族の出産や元服といった通過儀礼や昇進儀礼は年預が担当し、執事は摂関自身の通過・昇進儀礼にのみ関与し、その家族には一切関与しないが(樋口健太郎「摂関家政所執事の成立と展開」『史学雑誌』一一六(2)、二〇〇七年)、幕府において執事は将軍及びその家族に関わる儀礼を奉行している。共通点としては、摂関家・将軍家(幕府)という一権門における執事としての職務が自身の昇進に繋がっているということである。彼らは、摂関・将軍の推挙によって昇進しうるのであり、そこには共通の身分秩序が存在する。

以上、現状で認識する相違点・共通点を列挙したが、具体的な職務内容や世襲制についてなど、課題は多い。

〔付記〕

本稿は、京都女子大学宗教・文化研究所ゼミナール『吾妻鏡』講読会の成果に基づくものである。毎回熱心にご指導いただく野口実先生、先輩方、同回生の仲間たちに感謝の意を捧げたい。とりわけ執筆に際し、岩田慎平氏には多くの点をご教示いただいた。ここに記して御礼申し上げる。

『平家物語』「小督」に見られる漢詩文及び『源氏物語』の影響

尾田沙祐里

はじめに

山吹のにほひ、青きひとへ、えびぞめの唐衣、白腰の裳着たる若き人の、ひたひのかかり、すがた、よそひなど、人よりはことに、はなはなと見えしを、いまだ見じとて、人にとひしかば、小督の殿とぞ聞きし。(1)

建春門院中納言は『たまきはる』の中で小督の美しさをこのように語っている。続けて小督と懇意になったこと、小督が行方不明になり、二十年ほど後に嵯峨野で思いがけず再会したことを記している。小督は実在の人物であり、『たまきはる』の他にも『山槐記』『玉葉』などに彼女の名は見られる。

小督は高倉天皇との間に範子内親王を儲けたが(2)、産後二度と内裏に参上せず、何らかの理由により二十三歳の若さで出家し(3)、嵯峨野に過ごしたようだ。これらは史実であり、『平家物語』の記述とも一致する。

ここで『平家物語』の内容を簡単に追っておきたい(4)。小督は、寵姫葵の前を失った後、高倉天皇が愛する女性として登場する。彼女は宮中一の美人で、琴の名手であった。清盛の娘の夫、冷泉大納言隆房卿と恋仲であったが、加えて高倉天皇の寵愛をも受けるようになったことで清盛の怒りを買う。小督は清盛からの圧力を恐れ、内裏を出て姿を消す。高倉天皇は朝に夕に嘆き悲しんでいたが、小督が嵯峨の辺りにいるという噂を聞き、仲国に探すよう命じる。仲国は秋の明月の夜、琴の音をたよりに小督の行方を突きとめ、内裏に連れ戻す。その後高倉天皇と小督の間に皇女が産まれたことを知った清盛は、小督を捕え、尼にして嵯峨の辺りに追放した。天皇は小督を失ったことが原因で病気になり、亡くなったとの噂である。

小督は『平家物語』や謡曲によって人々に親しまれてきたが、彼女の実像を掴むことのできる史料は少ない。出家についても『山槐記』に「有子細歟、不知其由(5)」と記されているだけで、理由は分かっていない。

『平家物語』では、清盛によって出家させられた悲劇の女性として、小督は描かれている。清盛は小督が二人の娘の夫と関係を持ったことに腹を立て、小督を追放したのだ。

小督が徳子よりも先に高倉天皇の子を産んだことも、権力者として見逃すことのできない事実であった。清盛からの圧力は、小督の出家理由として理屈の通ったものであり、『平家物語』に描かれていることがそのまま史実であるとの見方もされてきた。しかし、この見解に多くの歴史学者が反論している。

角田文衛氏は、範子内親王が平氏関係の人々と極めて親縁であったこと(6)を挙げ、清盛からの圧力を否定している。小督の父成範が清盛から信頼されていた事実を考え合わせても、『平家物語』で語られるような清盛の圧力は認めにくいとしている(7)。

高倉天皇が小督だけを特別寵愛していたという件も、史実とは考えにくいと指摘されている。天皇は安元二年から治承四年の四年間に七人の子を儲けている。それも全て異腹の子である。上横手雅敬氏は「小督が内裏を去ったために、病気になったというのはあまりに大袈裟であろう(8)。」としている。

『平家物語』「小督」は史実に立脚しながらも、作者の創作が多く含まれていると考えられる。「小督」における、史実と齟齬をきたす物語的要素は何を典拠に創られたか、ということを本稿では探求する。これまでの研究を整理し、考察を加えるところから始めたい。

一、先行研究に学ぶ「小督」の典拠

『平家物語』「小督」が白居易の「長恨歌」、陳鴻の「長恨歌伝」、『源氏物語』桐壺巻から影響を受けていることは古くから指摘されてきた。今一度、これらの作品と「小督」の共通点を整理しておきたい。まずは先行研究の代表である後藤丹治氏の指摘を確認する(9)。後藤氏は「長恨歌」「長恨歌伝」との共通点を先に挙げ、次に桐壺巻との共通点を挙げておられるので、それに従って整理していくこととする。

「小督」と「長恨歌」「長恨歌伝」との共通点としては、次の五点を指摘されている。

①冒頭

寵愛していた女性を失い、悲しみに沈む帝が女主人公を寵愛するようになるところから物語が始まる。(長恨歌には見られない。)

②愛する女性の在所を求める

帝が使者に女主人公の在所(「長恨歌」「長恨歌伝」では女主人公の魂の在所)を求めさせる。使者が門をたたくと取次役が応対に現れる。詞句や趣向がより酷似するのは「長恨歌伝」である。

③証拠としての贈り物

女主人公が帝に贈り物をする。その贈り物は、使者が女

主人公に会った証拠となるものであった。「長恨歌伝」と「小督」では、使者が証拠となる贈り物を要求している。「長恨歌伝」は「長恨歌」よりも一層『平家物語』の記事に吻合している。

④女主人公が更に別の地へ移ろうとしている

「長恨歌伝」では楊貴妃が、天女となってもまだ人間を愛しているために、仙界に住むことができなくなる、と発言している。この部分が小督の発言を想起させる。小督は嵯峨野に住み兼ねて大原に移ろうとしている。

⑤比翼連理の記述

「長恨歌」の「在レ天願作二比翼鳥一／在レ地願為二連理枝一」が、後白河法皇の悲嘆を叙写した個所に引用されている。

「小督」と桐壺巻との共通点としては、次の六点を挙げておられる。

⑥話の筋と登場人物

桐壺帝は高倉天皇に、更衣とその母は小督に、靭負の命婦は仲国に相当する。（玄宗、楊貴妃、方士の関係とも言える。）また弘徽殿女御が桐壺更衣を邪魔に思うということが、清盛と小督の関係と共通している。

⑦帝の嘆き

帝は一日中涙に暮れ、嘆き悲しむ。桐壺帝が悲しみのあまり、妃たちに夜のおとぎを命じないという部分は、清盛が御介錯の女房たちを参らせなかったことに改められている。

⑧季節

帝が秋の美しい月を眺めながら女主人公を想って悲しむ。この後、女主人公（桐壺巻では女主人公の魂）を探すよう使者に命じる。

⑨女主人公が奏でた琴の音を回想する

「小督」では仲国が、桐壺巻では帝が、女主人公の宮中での琴の演奏を回想する。この回想は月が明るいことによって引き出された。

⑩女性が使者に装束を渡す

⑪帝が使者を寝ずに待つ

以上が後藤氏の指摘である。本文の対比を行った結果、概ね同意できるものであった。しかし加えるべき点がいくつかあるので、順を追って検討したい。考察を加えたい番号を記した上で、記述していくこととする。後藤氏は「長恨歌」「長恨歌伝」と桐壺巻とを分けて比較をされていたが、桐壺巻は話の構成、表現共に「長恨歌」「長恨歌伝」の影響を強く受けている。私はこの三作品を「小督」に影響を与えた先行文学として総合的に捉えたい。

①後藤氏も指摘されているが、小督の出仕と葵の前の逝去とが結びついていない諸本も存在する。葵の前と小督を

因果関係に置くために、配列を変更したと考えたい[10]。寵愛していた女性が亡くなったことで、女主人公に焦点が当てられるという展開は「長恨歌伝」から影響を受け、意図的に行われた。この手法は『源氏物語』にも用いられている。桐壺更衣が亡くなったことで、藤壺をはじめ、彼女に似た人々に焦点が当てられていくという物語展開である。「長恨歌」『源氏物語』双方に見られる手法が、「小督」においても意識的に使われていると言える。

②桐壺巻にも同様の場面がある。桐壺帝が靭負命婦に命じ、桐壺更衣の魂の在所を求める場面である[11]。この時桐壺更衣の母は参内を断る。（「とく参りたまはんことをそそのかしきこゆれど（中略）すがすがともえ参らせたてまつりたまはぬなりけり。」[12]）この部分は「小督」（「参るまじきよしやう〳〵に宣へども」[13]）と共通している。門をたたくと取次役が応対に現れるという状況設定は「長恨歌伝」から、女性が参内を断るという趣向は桐壺巻から影響を受けたと考えられる。

③「長恨歌伝」では方士が楊貴妃に出会った証拠となる贈り物を求める。方士は詐欺師だと疑われることを恐れ、玄宗と楊貴妃の二人だけが知っていることを聞き出そうとする。楊貴妃からの、直々の言葉を求めるのだ。（「請當時一事、不レ爲二他人聞一者、驗二於太上皇一。不レ然、恐鈿合金釵、負二新垣平之詐一也[14]。」）「小督」でも使者である仲国が、小督の言葉を求める。小督の琴の相手役として笛を奏してお仕えした縁から、直接詞をもらわなければ帰ることができないと訴える。（「日ごろ内裏にて御琴あそばしし時、仲国笛の役に召され候ひし奉公をば、いかでか御忘れ候べき。ぢきの御返事を承らで、帰り参らん事こそ、よに口惜しう候へ[15]。」）証拠としての言葉を必要とする理由は異なるが、「小督」の趣向は「長恨歌伝」からの影響であると考えられる。

この場面で、平家物語の作者は「長恨歌伝」の内容を利用したが、作者の脳裏には桐壺巻が、より近いイメージとしてあったのではないだろうか。使者が帝からの手紙を女性に渡す場面、女性が使者に女房装束を差し出す場面[16]（⑩として挙げている。）は桐壺巻と「小督」にのみ見られる。作者は先行作品の特徴を理解した上で、それぞれを利用したと考えられる。

⑤桐壺巻でも帝と更衣が永遠の愛を誓い合う言葉「朝夕の言ぐさに、翼をならべ、枝をかはさむと契らせたまひしに[17]」として用いられている。

⑦「長恨歌」にも「長恨歌伝」にも、玄宗皇帝が一日中嘆き悲しむ様子が描かれている。（「聖主朝朝暮暮情[18]」「三載一意、其念不レ衰[19]。」）帝の姿を見て周囲も涙するという描写は「長恨歌伝」（「天顔不レ怡、左右歔欷[20]。」）と桐壺巻（「見

たてまつる人さへ露けき秋なり。[21]」）に見られる。これに対し、「小督」では周囲が泣くことも許されない状況が描かれている。（「入道の権威にはばかッて、かよふ人もなし。[22]」）これは先行作品の描写を理解した上で作者が行った、清盛の権力の大きさを強調するための創作であると考えられる。作者は先行作品を取り込みながらも、独自にアレンジをして物語を展開している。

⑧場面設定として最も近いのは桐壺巻であるが、月を眺めながら悲嘆に暮れる帝の姿は「長恨歌」にも見られる。（「行宮見レ月傷レ心色／夜雨聞レ猿腸断声[23]」）情景を秋に絞って秋の悲哀を描くことは「長恨歌」の特徴である。（「長恨歌伝」では春夏秋冬の悲しみをそれぞれ描く。）

「小督」において、後白河院が寵愛した建春門院の死も秋であり、「秋の露にをかされて、朝の露と消えさせ給ひぬ。[24]」と記されている。この「秋の露」は「長恨歌」の「秋露梧桐葉落時[25]」から取られた表現であり、桐壺巻でも帝の悲しみを描写した部分に「見たてまつる人さへ露けき秋なり。[26]」というように使われている。

⑨小督は琴の名手であったが、桐壺更衣も同様であった。しかしその回想がもたらす効果は異なっている。桐壺巻では帝の悲しみを表現するためだけに利用されている。一方、「小督」では仲国が小督を見つけ出すきっかけとなる「小督」において重要な役割を果たす琴の登場である。

琴といえばもう一つ気になる点がある。「長恨歌」「長恨歌伝」桐壺巻の類似性の大きな特徴として、楽の音以外にも、猿の鳴き声や虫の音などを聴覚的悲しみとして利用していることが挙げられる。[27]しかし「小督」ではその特徴は見られない。これは琴の音を強調するためではないだろうか。作者が琴に関する部分を丁寧に創作していることがうかがえる。

以上、先行三作品の「小督」への影響を考察した結果、桐壺巻からの影響が特に大きいと言える。「長恨歌」「長恨歌伝」の言葉や内容を使いながらも、イメージとしては桐壺巻を利用していると思われる場面もあった。作者の脳裏には、同じ朝廷を舞台にした桐壺巻が、常にあったのではないだろうか。桐壺巻からの多大な影響を思うと、「小督」を創る際に他の巻を利用した可能性もある。『源氏物語』全体からの影響を考える必要がある。

また、考察を通して印象的だったのが、作者が先行作品を効果的に利用していることだ。ただ作品の中に取り入れているだけではない。「小督」の中で活きるように、独自に変化を加えている。その効果が特に表れているのが、琴以外の聴覚的な悲しみの表現を用いないことで、琴をクローズアップする点である。「小督」においてキーワードとなる

琴に関する部分には、作者のこだわりが感じられる。

「小督」における『源氏物語』からの影響の大きさと、琴の重要性が見えてきた。これを踏まえて、「小督」の典拠をさらに深く探っていきたい。

二、嵯峨野における松風と琴

「小督」の中心は、嵯峨野に隠れ住む小督を仲国が探し出す場面である。嵯峨野という場所が醸し出す、もの悲しい雰囲気と琴の音が重なり合い、人々の記憶に残る物語が創り出されている。嵯峨野における、琴を中心とした悲しみの表現の描かれ方について考えたい。

亀山のあたりちかく、松の一むらあるかたに、かすかに琴ぞきこえける。峰の嵐か**松風**か、たづぬる人の**琴の音**か、おぼつかなくは思へども、駒をはやめてゆくほどに、片折戸したる内に琴をぞひきすまされたる。[28]

右の部分は『拾遺和歌集』の斎宮女御徽子の歌などを思い浮かべて記したものであるとされている。

斎宮女御徽子は、斎宮に卜定された娘の規子内親王とともに九七六年九月に野の宮（嵯峨野）に入った。翌十月二十七日庚申の夜に開かれた歌会において、次の二首が徽子によって詠まれた。

野宮に斎宮の庚申し侍けるに、松風入二夜琴一といふ題を詠み侍ける
琴の音に峰の松風通ふらし
いづれのをより調べそめけん[29]
（『拾遺和歌集』四五一番歌）

松風の音に乱るゝ、琴の音を
ひけば子日の心地こそすれ[30]
（『拾遺和歌集』四五二番歌）

源順の『順集』[31]には、この歌会に際して創られた源順の歌序と歌が残っている。この中に歌題について触れられた部分が二ヵ所ある。一つは歌序の本文中で「歌の題に曰く、「松の風夜の琴に入る」」と記されている。もう一つは歌序の詞書で「初めの冬の庚申の夜、伊勢の斎きの宮に侍ひて、「松の声夜の琴に入る」といふことを題にて奉る歌の序」となっている。『拾遺和歌集』の詞書や順の序の本文では「松風」であった部分が順の序の詞書では「松の声」となっている。

「松声入夜琴」といえば、初唐の詩人李嶠の詩「風」の第六句目である。「風」は『李嶠百二十詠』の天象部に収録されている。[32]『李嶠百二十詠』は幼学四書[33]の一つで、漢学の入門書として平安中期から親しまれてきた。徽子も順もこれを読んでいたはずである。徽子の歌はこの李嶠の詩を句題として詠まれた。

李嶠詩の第六句目の意味を検討するために、鎌倉時代前期に成立した源光行の『百詠和歌』を紐解きたい。『百詠和歌』とは『李嶠百二十詠』を源拠とし、原作の詩から各題二句ずつを引いて、仮名注と和歌とを付した作品である。李嶠詩第六句目部分を次に挙げる[34]。

［題注］　天地のなげきは風となる。
　　陰陽いかりて風となる。
　　世をさまる時は五日に風一たびふく。
　　其風枝をうごかさずと云り。
［句］　松声入夜琴
［注］　琴有風入松曲也
　　いふ心は風松をふきて作声似鳴琴也
［歌］　ふかぬまはいつかはことのねに通ふ
　　風こそ松のしらべなりけれ

ここで注目したいのは注である。源光行は唐代に書かれた張庭芳の注を引用している。李嶠詩第六句目を説明するために、琴曲である風入松を用いている。新間一美氏はこの注を「「風入松」の由来の説明でもあるし、李嶠詩の第六句の説明ともなっている[35]。」として、次のように解釈をされている。

松風の音は琴の音色に似ているので、「風入松」が出来たし、また「松声入二夜琴一」が、琴の音に似た松風の音が松風の音に似た琴の音に混じり込んで来る、という意味であることを説明しているのである。いわば、松の声という自然の音が琴の音に入り込み合奏するのである[36]。

「松声入夜琴」は松風と琴の音の合奏という、風情ある情景を描いているのだ。徽子は「松声入夜琴」を張庭芳の注にあるように解釈し、それを踏まえて歌を創った。四五一番歌では、琴の音に松風の音が似通うことから、掛詞（山の「尾」と琴の「緒」）によって、松風を琴の奏楽と聞きなしている。続く四五二番歌は、松風の音に混じる琴の音から、掛詞（「音を弾けば」と「根を引けば」）によって、子の日[37]の小松を連想している[38]。

徽子や順が張庭芳の注を目にしていたのか、という疑問が湧くが、順が張庭芳の注を『李嶠百二十詠』と併せて読んでいたであろうことを新間氏は指摘されている。

順の序にも「昔の人の「風松に入る」といふ琴の調べを、作り置き伝えけむ」とあって、「風入松」曲についての言及がある。この点、張庭芳注に見える「琴有二風入松曲一也」と一致する。順は李嶠百二十詠注を併せて読んでいたと思われる。句題を選んだのも順であろう[39]。

松風と琴の表現が誕生した経緯を整理しておく。松風と琴の表現は李嶠詩の一節「松声入夜琴」に端を発している。

ここにはまだ「松風」の語は無い。張庭芳の注で風入松への言及があったために、李嶠詩にはなかった「松風」と琴が結び付いた。李嶠詩を読んだ源順や徽子は、張庭芳の注も併せて読み「松声」ではなく「松風」を琴と共に利用した。日本においては、『和漢朗詠集』にも採られた斎宮女御徽子の歌によって、「松風」と琴の組み合わせは受容され、定形化した。

「小督」に見られる松風と琴の表現は、以上のような経緯を経て受容されている。しかし「小督」と徽子の歌の表現とでは、大きな違いがある。

「小督」では松風と琴は悲しみの表現として使われている。寂しく孤独な女性を主人公とする「小督」において、背景描写としての松風と琴の表現は、もの悲しい雰囲気を醸し出している。松風と琴の表現によって描かれる嵯峨野の風情は、悲しみを伴ったものである。一方、徽子の四五一番歌は、松風が琴の音に入って来ることの風情を詠んでいる。同時に詠まれた四五二番歌は、句題の「松」にちなんだ、めでたさを表現した歌である。

「小督」の松風と琴の表現の典拠となった徽子の四五一番歌は、四五二番歌と順の歌序に裏付けられるように、悲しみを詠ったものではない。徽子の歌のきっかけとなった李嶠の詩はどうであろう。この詩は風という自然現象について詠んだものである。そこに悲しみの表現は感じられない。張庭芳の注に「風入松」の記述があることからも、李嶠詩の第六句目から感じられるのは、松風と琴の合奏という優雅な趣である。

松風と琴は悲しみの表現ではない。この点が「小督」と徽子の歌との大きな違いである。「小督」の他に松風と琴を悲しみの表現として用いている作品はないだろうか。

『源氏物語』賢木巻に、同じく斎宮女御徽子の歌を基にした記述がある。野の宮に松風が吹き、琴の音が聞こえるこの場面を見ていきたい。

はるけき野辺を分け入りたまふよりいとものあはれなり。秋の花みなおとろへつつ、浅茅が原もかれがれなる虫の音に、**松風**すごく吹きあはせて、そのこととも聞きわかれぬほどに、**物の音**ども絶え絶え聞こえたる、いと艶なり[41]。

これは、光源氏が野の宮（嵯峨野）に六条御息所を訪ねる場面の情景描写である。六条御息所は光源氏との仲を断念し、斎宮に選ばれた娘に付き添って伊勢に下向することを決意する[42]。光源氏は生霊事件（車争いをきっかけに、六条御息所が葵の上を取り殺した事件）以来、彼女を避けていた。しかし、出発が間近になるにつれて未練を抑えきれなくなり、六条御息所のもとを訪れる。

二人の別れ、寂しく孤独な女性である六条御息所を描く賢木巻において、松風と琴が悲しみの表現として使われていることが確認できる。「小督」と同様に、松風と琴の表現によって描かれる嵯峨野の風情は、もの悲しい雰囲気を伴ったものである。

賢木巻で松風や琴が悲しみの表現となったのであれば、何らかの作品から影響を受けている可能性がある。新間氏は賢木巻のこの場面に描かれている「松風」と「虫の音」に着目し、白居易の『新楽府』「陵園妾」からの影響を指摘されている。[43]

「陵園妾」は宮中で嫉妬されたことが原因で、宮中から御陵に流され幽閉された女性の境遇を憐れんだ作品である。その一部を次に挙げる。

松門到レ暁月徘徊
柏城盡日**風**·蕭瑟
松·門柏城幽閉深
聞レ蟬聽燕感二光陰一
眼看二菊蘂一重陽涙
手把二梨花一寒食心[44]

「陵園妾」の女性は松柏の中で夏の蝉や春の燕の鳴き声を聞いて移ろいゆく季節を感じた。菊を眺めて秋を感じ、梨の花を手にしては冬を感じた。

新間氏は「風」と「蝉」の音を聞く孤独な女性の姿を、「松風」と「虫」の音を聞いたと紫式部が捉え、野の宮における六条御息所の姿の造詣に利用した」[45]と指摘されている。陵園妾[46]を「別の女性から嫉妬され、男性から遠ざけられた女性が山里めいた所で秋風や虫の音を聞きつつ孤独な生活を送る」[47]女性として、六条御息所はその特徴を受け継いでいるというのだ。紫式部が手習巻にこの詩を直接引用していることを思えば、陵園妾が六条御息所の造詣に利用された可能性は高い。

話を松風と琴に戻す。「陵園妾」に出てくる「蕭瑟」とは、秋風を形容する語である。「悲哉秋之爲レ氣也、蕭瑟兮草木搖落而變衰」（悲しいかな、秋の氣たるや。蕭瑟として、草木搖落して変衰す。[48]）に基づき、悲しみを象徴する語として使われている。帝の寵愛を受ける可能性もなく、寂しい場所で時の移り変わりを感じながら一生を過ごさねばならない女性の悲しみが切々と伝わってくる。このように「陵園妾」は女性の悲しみを描いた作品であるが、その悲しみの表現の中に、松と風の語が使われている。「陵園妾」で悲しみの表現としての風と松の語が合わさった。

嵯峨野という場所で娘と共に伊勢に下向しようとしている六条御息所を描く時、紫式部には徽子の歌が浮かんでいたにちがいない。嵯峨野に松風と琴の音が響いていたのだ。

一方でもう一人のモデルの存在があった。陵園妾である。六条御息所の心情は陵園妾のように、孤独で寂しいものだった。

紫式部は六条御息所の心情を反映した背景を創るために、「陵園妾」において悲しみの表現である松風の趣を、徽子の歌に取り入れた。徽子の歌と「陵園妾」、両方を取り入れたことで、松風は琴と共に悲しみの表現として使われることになった。これを受け継いだのが「小督」である。

松風と琴の表現が悲しみの表現であることから、徽子の歌と「陵園妾」を利用した賢木巻が、「小督」に影響を与えた可能性が浮かび上がってきた。この仮説が正しければ、「小督」には他にも、賢木巻から影響を受けて創られた部分があるはずだ。物語の展開に沿って、「小督」と賢木巻の共通点を挙げてみる。

両者は物語に至るきっかけからして酷似している。「小督」では葵の前が、賢木巻では葵の上が亡くなったことで女主人公に焦点が当てられる。[49]女主人公がいるのは、嵯峨野という寂しい場所であり、夜の嵯峨野にかすかに響く管弦の音（小督の琴、六条御息所の琴）がもの悲しい雰囲気を一層深めている。[50]この管弦の音を頼りに、男性は秋の月の明るい夜、[51]女主人公を訪ね求める。仲国は清盛の目に、光源氏は世間の目に留まらないように、密かに訪ねた。女主人公は訪問者の来訪を知り、管弦の演奏の手を止める。[52]はじめは女房に取り継がせ、男性に会おうとしない。[53]小督は清盛を恐れ、女房に人違いであると伝えさせる。六条御息所は光源氏を諦めた決心が揺らぐことを恐れて会おうとしない。しかし結局は、男性側からの働きかけによって対面することになる。嵯峨野から更に別の場所に移り、世間から遠ざかろうとする女主人公を、男性は止めようとする。[54]（小督は大原へ、六条御息所は伊勢へ行こうとしている。）女主人公の境遇を男性が憐れみ、すぐに帰れないでいると夜が明けはじめる。[55]

琴の音を頼りに人を訪ねることや、訪問者があったために女主人公が琴を弾き止むことは『宇津保物語』を典拠としているという説[56]もあるが、私は賢木巻からの影響であると考える。「小督」に『源氏物語』が影響を与えていることは確実で、賢木巻についても「小督」への影響が十分に認められた。「小督」と共通点の少ない『宇津保物語』を典拠とするよりも、賢木巻を典拠とする方が妥当である。

女主人公が更に別の地へ移ろうとしているという共通点は、後藤氏の指摘の④としても紹介したが、[57]この点についても賢木巻からの影響と考えるべきであろう。「小督」と賢木巻では女主人公が自らの意思で、世間から遠ざかるために移動しようとしている。楊貴妃が仙界に住めなくなるこ

とは趣が異なる。

このように、「小督」と賢木巻には多くの共通点が見られる。「小督」において、特に琴に関する部分は、賢木巻のイメージを多く含んで創られている。その代表が松風と琴の悲しみの表現である。

紫式部は、徽子の歌の松風と琴の語と「陵園妾」の松風の悲しみの表現を合わせて、賢木巻の背景に利用した。「小督」は賢木巻から影響を受けて創られたため、松風と琴が悲しみの表現として使われているのである。「小督」に賢木巻が利用された理由は、嵯峨野という場所から松風と琴の表現が連想されたからかもしれない。

本章では、松風と琴の表現の誕生から、「小督」に悲しみの表現として利用されるまでの経緯を見てきた。そこから見えてきたのは、賢木巻が「小督」の造形に利用されているということだ。また賢木巻を通して、「小督」成立の背景には「陵園妾」の存在があることも分かった。「陵園妾」は直接「小督」に影響を与えているのだろうか。次章では「小督」と「陵園妾」の関係を考えてみたい。

三、小督像に見る夕顔の影

第一章で取り上げた後藤丹治氏の研究に、「小督」には夕顔の要素が見られるという指摘がある。以前恋仲であった男性の官職が同じであること、「みそめる」という語の一致、女性が権力者の圧力から逃れるために山深い地に移ること、以上の点から夕顔巻の影響がうかがえるという[58]。

一方、第二章で松風と琴の問題を考察した結果、「陵園妾」が「小督」の成立に関わっていることが分かった。悲しみの表現としての松風と琴の典拠を探るうちに、辿り着いたのが「陵園妾」であった。

「小督」における、夕顔巻と「陵園妾」からの影響が浮かび上がってきた。ここで注目すべきは、夕顔が「陵園妾」から影響を受けて創造されているということである。嫉妬のために宮中を追われた女性を憐れんだ「陵園妾」は、雨夜品定めに端を発する夕顔の物語に影響を与えているという[59]。

『源氏物語』と「小督」の関係や、松風と琴の問題に説得力を持たせるためにも、夕顔や「陵園妾」が「小督」に影響を与えているか、確認したい。まずは「小督」、夕顔、「陵園妾」の共通点を列挙する。

(い)夫から離れて山住まいをかこっている

[小督]宮中を出て山深い嵯峨野に隠れ住む。

[夕顔]頭中将にみそめられ子を儲けたが、頭中将は通って来なくなる。夕顔は身を隠すように「いと小家がちに、むつかしげなるわたり[60]」に山住まいをする。

[陵園]帝の恩寵に与ることなく、陵園妾は御陵に流された。そこは山がちで寂しい場所であることが「松門到レ暁月徘徊／柏城盡日風蕭瑟／松門柏城幽閉深／聞レ蟬聽レ燕感二光陰一」という表現から分かる[61]。

夕顔と陵園妾は夫から見捨てられたが、小督は捜し求められている。夕顔は後に光源氏によって捜し求められることになる。

(ろ)女主人公は草に覆われた門の中にいる

[小督]門の内に隠れ住んでいる。(「小督は嵯峨のへんに、片折戸とかやしたる内にあり[62]」「鎖をはづし門をほそめにあけ[63]」)

[夕顔]雨夜の品定めで左馬頭は、荒れた「葎の門」の中の女が「思ひの外にらうたげ」であることが、「限りなくめづらし」く思われると言い、下の品を推奨する[64]。夕顔の住まいは正にそのような家であったので、光源氏が強い関心を寄せることになる。(「すこしさしのぞきたまへれば、門は蔀のやうなる押し上げたる、見入れのほどなくものはかなき住まひを[65]」「切懸だつ物に、いと青やかなる葛の心地よげに這ひかかれる[66]」)

[陵園]御陵の御殿は閉ざされており、雑草の生えた垣根が青い苔の生えた奥庭をとりかこんでいる。(「山宮一閉無二開日一[67]」「綠蕪牆遶青苔院[68]」)

陵園妾と夕顔の住まいは荒れた草に覆われている。小督の住まいも嵯峨野という土地柄、同様に蔓草の絡まる門であったかもしれない。

(は)権力ある妻の嫉妬を受けている

[小督]高倉天皇の正妻徳子の父清盛から嫉妬され、男性のもとを離れる。

[夕顔]頭中将の正妻(右大臣家)から嫉妬され、男性のもとを離れる。

[陵園]嫉妬のために宮中を追われ、男性のもとを離れる。(「憶昔宮中被二妬猜一／因レ讒得レ罪配レ陵來[69]」)

(に)自らのつらさを夫に訴えている

[小督]仲国に清盛からの圧力に苦しむ心の内を吐露する。仲国は高倉天皇の使者として小督を訪ねているので、天皇に訴えているともとれる。(「入道相国のあまりにおそろしき事をのみ申すときゝしかば、あさましさに内裏をばにげ出でて(中略)とて、涙もせきあへ給はねば、仲国も袖をぞぬらしける[70]。」)

[夕顔]足の遠のいている頭中将に、心細い想いを和歌に託して訴える。(「山がつの垣ほ荒るともをりをりにあはれはかけよ撫子の露[71]」)

[陵園]宮中で帝のおそばにかしずいている者と平等に、

私にも恩寵を与えて欲しいと訴える。（「願令下輪轉直二陵園一／三歳一來均中苦樂上」[72]）

(ほ)秋のもの思い、虫の音を聞いて悲しむ

［小督］高倉天皇が秋（八月十日頃）の美しい月を眺めながら、小督を想って悲しむ。同じ秋の夜に小督は琴を弾き、天皇のことを懐かしむ。（「かくて八月十日あまりになりにけり。さしもくまなき空なれど、主上は御涙にくもりつつ、月の光もおぼろにぞ御覧ぜられける。[73]」「さぞな、むかしの名残もさすがゆかしくて、手なれし琴をひくほどに[74]」）

［夕顔］頭中将の足が遠のいていることを悲しみ、虫の音と競うかのように泣いている。季節は秋である。また、夕顔が咲く季節は秋であり、夕顔と光源氏が一夜を共にしたのは八月十五夜であった。（「うち払ふ袖も露けきとこなつに嵐吹きそふ秋も来にけり[75]」「いとものの思ひ顔にて（中略）虫の音に競へる気色[76]」）

［陵園］陵園妾の限りないもの思いが描かれている。寂しい秋風や虫の音を聞いて悲しむ。（「春愁秋思知何限[77]」「聞レ蟬聽レ燕感二光陰一」）

秋のもの思いが共通している。虫の音を聞いて悲しむという特徴が「小督」で見られないのは、琴の音をクローズアップするためであると考えられる。

続いて、「小督」と夕顔の共通点を確認する。ただし、後藤氏が指摘された点は省略する。

(へ)隠れ住む女性を求める

［小督］清盛の圧力から逃れるために隠れ住む小督を、高倉天皇の命を受けた仲国が捜し求める。

［夕顔］左馬頭が下の品を推奨したことで、光源氏は下の品の女性に関心を持ち、夕顔を求めるようになる。夕顔は右大臣家の嫌がらせから逃れるために隠れ住んでいる。（「人にいみじく隠れ忍ぶる気色になむ見えはべる[79]」）

(と)身分の低さや存在の不安定さ（いつ姿を消すか分からない存在）

［小督］小督は高倉天皇の前から姿を消す。彼女は大原に移ろうとしており、いつ姿を消すか分からない存在である。（「ある暮がたに内裏を出でて、ゆくゑも知らずうせ給ひぬ[80]。」「あすより大原のおくに思ひたつ事のさぶらへば[81]」）

［夕顔］夕顔は頭中将の前から姿を消す。光源氏は夕顔が同じように姿を消すのではないかという不安を抱く。（「跡もなくこそかき消ちて失せにしか[82]」「君も、かくうらなくたゆめて這ひ隠れなば、いづこをはかりとか我も尋ねん、かりそめの隠れ処と、はた、見ゆめれば、いづ方にも、いづ方にも、移ろひゆかむ日を何時とも知らじと思すに[83]」）

最後に「小督」と「陵園妾」の共通点を挙げておく。

(ち)月を眺めてもの思いに耽る女主人公

［小督］小督は仲国の予想通り、月の明るさに誘われて、高倉天皇のことを想って琴を弾いた。小督は月を眺めてもの思いに沈んだのである。（「此月のあかさに、君の御事思ひいで参らせて、琴ひき給はぬ事はよもあらじ[84]。」）

［陵園］陵園妾は月を見て、もの思いに沈んでいる。（「松門到レ暁月徘徊[85]」）

「陵園妾」で挙げた一節は、『源氏物語』手習巻に直接引用されている[86]。『源氏物語』で用いられた趣は、「小督」にも使われている。

以上共通点を挙げてみると、女主人公の境遇や性格が似通っていることに気付く。中でも注目したいのは、身分の低さや存在の不安定さという、「小督」と夕顔巻の共通点(と)である。身分の低さというのは、夕顔にとってキーワードとなる問題だ。雨夜の品定めで頭中将が中の品の女性を、左馬頭が下の品の女性を推奨する[87]。これをきっかけに、光源氏はそれまで没交渉だった、中の品、下の品の女性に興味を持つ。帚木三帖では、葵の上や六条御息所、藤壺といった上の品の女性との関係ではなく、中の品である空蝉や下の品である夕顔との出会いと別れが描かれている[88]。

存在が不安定な中の品、下の品の女性によって心を大きく揺さぶられる光源氏の姿は、「小督」における高倉天皇と共通する。高倉天皇は徳子という上の品の女性ではなく、徳子よりも身分の低い小督を追い求める。そして小督が出家させられたことが一つの要因となって亡くなった。

不可解な出家により高倉天皇の前から姿を消した小督を描く時、作者の脳裏にあったのは夕顔の姿ではないだろうか。いつ姿を消すか分からない存在である夕顔が、小督像の造詣に利用されたと考えられる。境遇の類似が小督を夕顔のような女性にした。夕顔や陵園妾と境遇が似通っている小督は、夕顔や陵園妾のような女性として描かれた。だからこそ小督は、夕顔のように夫の妻の家から疎まれ、陵園妾のように寂しい地へ追放された。

第三章でも『源氏物語』からの影響を確認することができた。夕顔が小督に与えている影響は、陵園妾からの影響よりも大きいと思われる。「陵園妾」は「小督」に直接影響を与えたのではなく、夕顔や賢木巻を通してのみ受容されたと考えることもできる。しかし「長恨歌」「長恨歌伝」を作中に直接取り込んだ作者は「陵園妾」も知っていたはずである。『平家物語』の作者は漢詩文にも『源氏物語』にも造詣が深く、それぞれを利用しながら、独自の物語を創り出した。『源氏物語』との共通点が多く見られるのは、同じ朝廷を舞台とした「小督」を執筆するにあたって、イメージをより共有しやすかったからであろう。結果として、『源氏物語』が最も多くの影響を与えることになったのだ。

おわりに

『源氏物語』を中心に「小督」の典拠を探ってきた。朝廷を舞台とした「小督」は、漢詩文以上に『源氏物語』から影響を受けていた。『源氏物語』こそが、「小督」の物語的要素を創るために用いられた作品であると思われる。もちろん漢詩文からの影響も見逃せないが、イメージのしやすさから、最も参考にされたのは『源氏物語』だったのではないだろうか。作者の頭の中には、常に『源氏物語』の存在があったのだ。

本稿で取り上げた桐壺巻・賢木巻・夕顔はそれぞれ特徴を持って、作中に取り込まれていた。作者は「小督」の物語の骨格（帝が愛する女性を求めるために使者を遣わし、何らかの結果を得るが、悲しみは増す。）には、桐壺巻を利用した。重要な役割を果たす琴に関する部分は、賢木巻における六条御息所を参考にした。そして、存在の不安定さからくる小督の性格や行動は、夕顔から影響を受けて創造した。

「小督」は史実に立脚しながらも、『源氏物語』を中心とした先行作品をうまく取り入れて創られた。「小督」のおもしろさは、作者の先行作品への造詣の深さと、こだわりに支えられているのだ。

注

（1）『たまきはる』承安四年（一一七四年）三月七日の法住寺殿への御方違行幸の記事である。出典は、朧谷寿『王朝貴族と京都―資料―』（便利堂、二〇〇六年三月）、七四頁。

（2）『玉葉』治承元年（一一七七年）十一月四日条「或人云、成範卿女〈祇候内裏、年来通御云々、〉此一両日之間有産事」出典は、宮内庁書陵部編『図書寮叢刊　九条家本玉葉五』（明治書院、一九九八年三月）、二〇〇頁。なお、〈　〉内は割り注である。

（3）『山槐記』治承四年（一一八〇年）四月十二日条「生此宮之後不参、去年冬爲尼、生年廿三也、有子細歟、不知其由」出典は、増補「史料大成」刊行会編『増補史料大成』第二十八巻（山槐記三）（臨川書店、一九六五年九月）、五六頁。

（4）本稿では高野本を底本とした『平家物語』を使用した。出典は、市古貞次校注・訳、新編日本古典文学全集45『平家物語①』巻第六「小督」（小学館、一九九四年六月）。（以下、書名・巻名・頁数のみ表記する。）

（5）注3に同じ。

（6）範子内親王が徳子の猶子になっていることや、宗盛の猶子から世話を受けていること。

（7）角田文衛『王朝の映像』第八部「小督の局」（東京堂出版、一九七〇年八月）。

（8）上横手雅敬『平家物語の虚構と真実〈上〉』第五章「小督―乱世にもてあそばれた数奇の佳人」（塙書房、一九八五年十一月）、引用箇所は一八二頁。

（9）後藤丹治「平家物語の諸問題」（慶応義塾大学国文学研究会編『国文学論叢第二輯　中世文学研究と資料』、至文堂、一九五八年十二月）。（以下、著者・論文名・頁数のみ表記する。）「小督」には「長恨歌」「長恨歌伝」の他に、桐壺巻からの影響も重層的に見られるとする後藤氏の研究は、「小督」典拠研究において核となるものである。また後藤氏の研究以後、目立った展開は見られない。そのため本稿では、後藤氏の論文のみを先行研究として取り上げた。

（10）因果関係としていない屋代本巻三の「小督」が古態であり、後に巻六に移されたとする説がある。（堀竹忠晃「平家物語・覚一本の成立（Ⅲ）―「小督」について―」（『日本私学教育研究所紀要』第二十一号（二）教科編、一九八五年三月）。

（11）靱負命婦が桐壺帝の命により更衣の実家を訪ねる場面は、楊貴妃の死後、玄宗の意を受けた方士が蓬莱山に楊貴妃を訪ねるという「長恨歌」・「長恨歌伝」の筋書きを利用している。靭負命婦は世間的には更衣の実家に帝の言葉を伝えに行ったのだが、潜在的には更衣の魂を求めに行った。このことは、桐壺帝の歌にも表れている。「たづねゆくまぼろしもがなつてにても　魂のありかをそこと知るべく」（桐壺巻、三五頁）には、更衣の魂を探しに行ってくれる方士が欲しい。人づてにでも魂のありかがどこか知れるように、という玄宗を羨む桐壺帝の気持ちが込められている。

（12）阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳、新編日本古典文学全集20『源氏物語①』（小学館、一九九四年三月）、桐壺巻三三頁。（以下、書名・巻名・頁数のみ表記する。）

（13）『平家物語』「小督」、四三九頁。

（14）内田泉之助・乾一夫、新釈漢文大系第44巻『唐代伝奇』（明治書院、一九七一年九月）、「長恨歌伝」二九一頁。（以下、題名・頁数のみ表記する。）

（15）『平家物語』「小督」、四三八頁。

（16）桐壺巻では帝への贈り物、「小督」では仲国への引出物という違いはあるが、イメージとしては同じである。

（17）『源氏物語』桐壺巻、三五頁。

（18）「長恨歌」第四十八句目。出典は、石田譲二・清水好子校注、新潮日本古典集成（第一回）『源氏物語二』（新潮社、一九七六年六月）、付録三二五～三三二頁。（以下、題名と句数のみ表記する。）

（19）「長恨歌伝」、二八八頁。

（20）「長恨歌伝」、二八八頁。

（21）『源氏物語』桐壺巻、二六頁。

（22）『平家物語』「小督」、四三三頁。

（23）「長恨歌」、第四十九、五十句目。

（24）『平家物語』「小督」、四四〇頁。

（25）「長恨歌」、第六十二句目。『和漢朗詠集』恋部において「秋雨梧桐葉落時」ではなく「秋露梧桐葉落時」となっている。「長恨歌」の古写本でも「秋露」とある場合があり、「秋露」の本文も広く伝えられていた。（新間一美『源氏物語と白居易の文学』第一部Ⅲ「桐と長恨歌と桐壺巻―漢文学より見た源氏物語の誕生―」（和泉書院、二〇〇三年二月）、六九・七〇頁に拠る。）

（26）『源氏物語』桐壺巻、二六頁。

（27）新間一美『源氏物語と白居易の文学』第一部Ⅲ「桐と長恨歌

と桐壺巻―漢文学より見た源氏物語の誕生―」（和泉書院、二〇〇三年二月）。初出　『甲南大学紀要』文学編四十八、一九八三年三月。

(28)『平家物語』「小督」、四三五頁。

(29) 小町谷照彦校注、新日本古典文学大系七『拾遺和歌集』（岩波書店、一九九〇年一月）、巻第八雑上一二八頁。

(30) 注29に同じ。

(31)『順集』本文は、私家集大成所収の『書陵部蔵御所本三十六人集』と『書陵部蔵仙集』の二本から新間氏が作成されたものを用いた。出典は、新間一美『源氏物語と白居易の文学』第三部Ⅳ「新楽府「陵園妾」と源氏物語―松風の吹く風景―」（和泉書院、二〇〇三年二月）、三〇二・三〇三頁。初出　『国語と国文学』第七十五巻第十一号、一九九八年十一月。（以下、著者名・書名・章名・頁数のみ表記する。）

(32)『李嶠百二十詠』「風」の全文は次の通りである。

　落日正沈沈／微風生北林／帯花疑鳳舞／向竹似龍吟／月影臨秋扇／松聲入夜琴／若至蘭臺下／還拂楚王襟（出典は、柳瀬喜代志『李嶠百二十詠索引』（東方書店、一九九一年三月）、三四・三五頁。）

(33) 他に『千字文』『蒙求』『和漢朗詠集』

(34)『百詠和歌』本文は次の論文中より引用した。胡志昂・山部和喜・中村文「『百詠和歌』注釈（三）」（『埼玉学園大学紀要（人間学部篇）』第九号、二〇〇九年十二月、三七七頁。）

(35) 新間一美『源氏物語の構想と漢詩文』第二部第一章「「松風」と「琴」―新撰万葉集から源氏物語へ―」（和泉書院、二〇〇九年二月）、一八一頁。初出　片桐洋一編『王朝文学の本質と変容　散文編』（和泉書院、二〇〇一年十一月）。

(36) 注35に同じ。

(37) 子の日とは、十二支の子にあたる日。特に正月の最初の子の日をいうことが多い。この日、野遊をして小松の根を引けば、邪気を払い長生を得ることができるといわれている。

(38) 歌の解釈と注37は次の論文に基づく。新間一美『源氏物語と白居易の文学』第三部Ⅳ「新楽府「陵園妾」と源氏物語―松風の吹く風景―」、三〇三頁。

(39) 注35に同じ。

(40) 具体的な楽器名は書かれていないが、「嵯峨野」「松風」といったキーワードから、琴であると思われる。本稿では六条御息所が弾く琴の音として捉えている。

(41)『源氏物語』賢木巻、八五頁。

(42) 六条御息所が伊勢に下向する展開は徽子に拠っていると言われている。娘に付いて下向することについて「親添ひて下りたまふ例もことになけれど」と紫式部は書いている。母娘相伴の下向の唯一の例は、斎宮規子内親王と母徽子とが下向した史実である。（『源氏物語』賢木巻、八三頁頭注一二に拠る。）このようなことから、斎宮女御徽子は六条御息所のモデルとされている。

(43) 新間一美『源氏物語と白居易の文学』第三部Ⅳ「新楽府「陵園妾」と源氏物語―松風の吹く風景―」、三〇四～三〇九頁。

(44) 近藤春雄『白氏文集と国文学　新楽府・秦中吟の研究』（明治書院、一九九〇年十一月）、第四章二―四「陵園妾」三七七頁。（以下、題名と頁数のみ表記する。）

(45) 注43に同じ。

(46) 本稿では「陵園妾」の女性のことを陵園妾と表記する。「陵園妾」は作品を、陵園妾は女性のことを指す。

(47) 注43に同じ。

(48)『楚辞』「九辯」の一節。宋玉の作。出典は、星川清孝、新釈漢文大系第34巻『楚辞』（明治書院、一九七〇年九月）、「九辯」二八二頁。

　［※注49から55は「小督」と賢木巻の共通点の確認である。それぞれ本文を挙げ、その下に頁数を記す。］

(49)［小督］「主上恋慕の御思にしづませおはします、申しなぐさめ参らせんとて、中宮の御方より、小督殿と申す女房を参らせらる。」（四三一頁）［賢木］「やむごとなくわづらはしきものにおぼえたまへりし大殿の君も亡せたまひて後」（八三頁）

(50)［小督］「亀山のあたりちかく、松の一むらあるかたに、かすかに琴ぞきこえける。」（四三五頁）［賢木］「松風すごく吹きあはせて、そのこととも聞きわかれぬほどに、物の音ども絶え絶え聞こえたる、いと艶なり。」（八五頁）

(51)［小督］「かくて八月十日あまりになりにけり。さしもくまなき空なれど、主上は御涙にくもりつつ、月の光もおぼろにぞ御覧ぜられける。」（四三三頁）「建春門院、秋の霧にをかされて、朝の露と消えさせ給ひぬ。」（四四〇頁）［賢木］「九月七日ばかりなれば」（八四頁）「はなやかにさし出でたる夕月夜に」（八七頁）「あかつきの別れはいつも露けきをこは世に知らぬ秋の空かな」（八九頁）

　秋の美しい月の描写や秋の別れが共通している。

(52)［小督］「門をほと〳〵とたたけば、やがてひきやみ給ひぬ。」（四三六頁）［賢木］「御消息聞こえたまふに、遊びはみなやめて、心にくきけはひあまた聞こゆ。」（八六頁）

(53)［小督］「門たがへでぞさぶらふらん。是には内裏より、御使なンど給はるべき所にてもさぶらはず」（四三六頁）［賢木］「何くれの人づての御消息ばかりにて、みづからは対面したまふべきさまにもあらねば」（八六頁）

(54)［小督］「あすより大原の奥におぼしめしたつ事と候は、御様なンどをかへさせ給ふべきにこそ。ゆめ〳〵あるべうも候はず。」（四三八頁）［賢木］「なほ思しとまるべきさまにぞ聞こえたまふめる。」（八八頁）

(55)［小督］「内裏へかへり参りたれば、ほの〴〵とあけにけり。」（四三九頁）［賢木］「やうやう明けゆく空のけしき」（八九頁）

(56) 島津久基『對譯源氏物語講話』（中興館、一九三〇年十一月）、桐壺巻一三一・一三二頁。後藤丹治「平家物語の諸問題」、一九・二〇頁。

(57) 本稿第一章。

(58) 後藤丹治「平家物語の諸問題」、一四・一五頁。

(59) 新間一美『源氏物語と白居易の文学』第二部Ⅱ「夕顔の誕生と漢詩文―「花の顔」をめぐって―」（和泉書院、二〇〇三年二月）、一八九～一九九頁。初出　源氏物語探究会編『源氏物語の探究　第十輯』（風間書房、一九八五年十月）。

(60)『源氏物語』夕顔巻、一三六頁。

(61)「陵園妾」三七七頁。

(62)『平家物語』「小督」、四三四頁。

(63)『平家物語』「小督」、四三六頁。

(64)『源氏物語』帚木巻、六〇頁。

(65)『源氏物語』夕顔巻、一三六頁。

(66) 注65に同じ。
(67)「陵園妾」、三七六頁。
(68)「陵園妾」、三七七頁。
(69)「陵園妾」、三七六頁。
(70)『平家物語』「小督」、四三八頁。
(71)『源氏物語』帚木巻、八二頁。
(72)「陵園妾」、三七八頁。
(73)『平家物語』「小督」、四三三頁。
(74)『平家物語』「小督」、四三八頁。
(75)『源氏物語』帚木巻、八三頁。
(76)『源氏物語』帚木巻、八二頁。
(77)「陵園妾」、三七六頁。
(78)「陵園妾」、三七七頁。
(79)『源氏物語』夕顔巻、一四九頁。
(80)『平家物語』「小督」、四三三頁。
(81)『平家物語』「小督」、四三八頁。
(82)『源氏物語』帚木巻、八三頁。
(83)『源氏物語』夕顔巻、一五三・一五四頁。
(84)『平家物語』「小督」、四三四頁。
(85)「陵園妾」、三七七頁。
(86) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳、新編日本古典文学全集25『源氏物語⑥』（小学館、一九九八年四月）、手習巻三四九頁。
(87) 頭中将が中の品の女性を、左馬頭が下の品の女性を推奨しているということは、新間一美氏が次の論文中で指摘されている。『源氏物語と白居易の文学』第三部Ⅰ「源氏物語の女性像と漢詩文―帚木三帖から末摘花・蓬生巻へ―」（和泉書院、二〇〇三年二月）、二三二～二三六頁。初出　和漢比較文学会編　和漢比較文学叢書第四巻『中古文学と漢文学Ⅱ』（汲古書院、一九八七年、二月）。
(88) 光源氏が空蟬と出会った紀伊の守の屋敷を評する場面に「君は、のどやかにながめたまひて、かの中の品にとり出でて言ひし、この並ならむかしと思し出づ。」（九四頁）とあることから、空蟬が中の品であることが分かる。また、光源氏が夕顔への関心の在り方を語る場面で「かの下が下と人の思い捨てし住まひなれど、その中にも、思ひのほかに口惜しからぬを見つけたらばと、めづらしく思ほすなりけり。」（一四四頁）とあるので、夕顔が下の品として描かれていることが分かる。（新間一美『源氏物語と白居易の文学』第三部Ⅲ「源氏物語の表現と漢詩文―白居易の風諭詩と夕顔・六条御息所―」（和泉書院、二〇〇三年二月）、二七五・二七六頁に拠る。）初出　平安文学論究会編『講座　平安文学論究　第九輯』（風間書房、一九九三年十一月）。

北条泰時執権期の鎌倉幕府に関する一試論

岩田慎平

はじめに

鎌倉幕府に関する研究は、成立史、幕府政治史、訴訟制度、守護制度、地頭制度、遵行制度、公武関係史、などの視角から実に多彩、かつ膨大に蓄積されてきた。

そのようななか、御成敗式目については、武家法としての画期性、式目の後世への影響、運用の実態など、法制史的意義に主眼の置かれた研究が行われてきた。

しかしながら、式目の制定が、その当時の幕府政治史上においてどのように位置付け得るのかといったことに触れた研究は手薄ではないかと思われる。

式目が制定された当時は、幕府の政治史が将軍独裁から執権制、そして得宗専制へ移行していく時期にあたり、北条泰時が合議を主導する執権政治の只中として位置付けられるとされる。[1] しかし、そもそも幕府政治をそのような過程で捉え得るのかということ自体の評価も一定しないうえ、[2] おそらく執権北条泰時にとってきわめて重要な政策であったはずの式目立法が、その当時の幕府が置かれた政治史の状況に左右されなかったと考えること自体が不自然と言わねばなるまい。

ところで、御成敗式目の構成について笠松宏至氏は、「基本法そのものの集積ではなく、従来慣習的に存在した基本法規の部分修正、もしくは現実に対応してより具体化する必要のあるものを選択集積するという意味での網羅性を持っていた。おそらく立法時点における裁判の争点も、そこに集中されていたものと考えられる。」「社寺、守護地頭の権限、所領知行、刑事、所領譲与、訴訟手続などの大まかな類集と、事柄の重要性乃至は関係訴訟の頻度による順序づけが或る程度行われている。」と指摘している。[3]

また、羽下徳彦氏は、承久の乱に勝利したことによって幕府の支配領域が西国へも大きく拡大したが、東国と西国との間に横たわる社会的な差異に影響される形で頻発した御家人を一方当事者とする訴訟に対応することが求められた点を指摘している。[4]

これらの指摘から、御成敗式目自体が、承久の乱後に幕府が置かれた社会状況を反映して編成されていることは明

らかである。また、制定の中心であった北条泰時自身も認めているごとく、式目は朝廷の定める律令以下の諸法令を否定したりそれと対立したりするものではない[5]。この法の適用を受けるのは、主に鎌倉幕府の御家人が想定されていたはずである[6]。

条文をいちいち挙げての検討はしないが、実際にそのほとんどは御家人相互の利害調整や訴訟手続き、罰則等に関する規定であって、すなわちそれらこそが特定の時期に関係なく幕府の法廷で主に取り扱われた諸問題に関わるものであることをここで確認しておきたい。

そうであるならば、制定当初の式目が御家人を対象として制定されたということの理由を、その当時幕府が置かれた状況に即して考えてみるのも無意味ではなかろう。

そこで、本稿では御成敗式目が制定された時期、すなわち北条泰時が執権に就任した当時の幕府が置かれた政治状況、とりわけそれが必要とされた理由について考察を加えてみたい。

御成敗式目が制定されたのは承久の乱の後であり、いくつかの条文にはその戦後処理を強く意識したものも見られる。しかし、そのようなある時期固有の問題には限定されない役割もまた式目には期待されていた。法の不備により裁判が円滑に進まず、それゆえ式目を制定するのだということが示唆されているからである[7]。

ところで、幕府を幕府たらしめている要素にはさまざまなものがあり、たとえば国家的軍事・警察権の行使であるとか、特定領域の実効支配、家人統制など多岐にわたる。

御成敗式目が御家人相互の裁判のために制定されたことを考えると、これら幕府を幕府たらしめている要素のなかでも、とくに家人統制の問題と深く関わっているという見方が可能であると思われる。本稿では、家人統制、とりわけ家人相互の利害調停のための規範であるという点に注目して、式目の成立を位置付け直してみたい。

一　棟梁について

幕府における裁判は、御家人相互の利害調停という側面から捉えることができる。対立する武士相互の利害を調停することは、幕府成立以前から武士の「棟梁」に期待された重要な役割であった。

石井進氏は武士の棟梁が行う利害調停について、Ⅰ本宅・本領の安堵、敵方所領没収とその分配、Ⅱ家人相互間、家人と本所との間で起こされた所領紛争の解決、と規定している[8]。このような行為を行う棟梁を戴く鎌倉幕府について

石井氏は、「在地領主層から超越し、相対的独自性をもったかれらの主君を武家の棟梁とよぶならば、鎌倉幕府はまがうかたなき武家の棟梁の専制的政権として成立した、と結論せざるをえない。幕府の成立は決してただちに、武士＝在地領主層自体による政権の成立ではなかった。」と位置付けた。

河内源氏の坂東進出を詳細に跡づけた元木泰雄氏、野口実氏は、武士団相互の調停役とは、中立の第三者としてではなく、対立する一方から援助を期待されて迎えられると指摘した[9]。調停者とは、対立する二者よりも相対的に上位者であることが条件であり、調停行為を通じて紛争中の両者を家人として組織する意図が濃厚であったことが示された[10]。

すなわち、御家人自身は、御家人同士の訴訟を裁くことはできないのである。そもそも頼朝とて、第三者として御家人間の調停に当たったわけではなく、彼らの主として調停に当たったのであるから、主の不在という状況では、紛争の調停のためにそれ相応の対策が必要とされることが容易に想像される。

鎌倉幕府が成立した坂東は自力救済社会の性格が色濃く、各時代を通じて各地で武士団相互や同族内部の抗争が頻発していた。これを克服するために利害調停機能の担い手が希求されるような状況が存在したわけだが、その調停のために成文法（御成敗式目）が必要とされたということは、本来それを行うべき人物の不在を示唆している。

つまり、式目制定当時の幕府は、名目上はともかく、構成員たる御家人たちを納得させるだけの「棟梁」を欠いていたといえるのではないだろうか[11]。

そもそも関東においては、治承・寿永の内乱以前の時代では頼朝の父・源義朝が「棟梁」としての地盤を築いていた。義朝は摂関家や鳥羽・美福門院など中央の政治権力と結び、その権威を背景として、坂東武士相互の、あるいは彼らと国司との紛争などを「調停」し、それらの活動を通じて坂東武士を独自に組織していた[12]。

義朝に従属したのは、摂関家領荘園の下司であった千葉・大庭・三浦・中村・波多野の各氏や、義朝の調停に従った千葉・大庭・畠山氏ら、義朝の下野国司重任を通じて編成されたと見られる小山・八田氏ら、義朝によって配置された河内源氏直属の家人である大中臣・山内首藤氏らであった。このほか、足利・新田両氏は義朝と姻戚関係で結ばれていた。義朝はじめ摂関家の、後には院近臣としての権威を背景としてこれらの武士を従え、「坂東の平和」を現出せしめたのである[13]。

義朝が行った「調停」とは、紛争当事者双方の主張を公

平に聞き客観的・合理的な裁定を下すようなものではない。調停者の意向を受けなければ大きな損害を被ることをちらつかせる、脅迫にも似た行為である。その結果、調停者が健在のうちは大きな混乱もないが、調停者がいなくなれば途端に紛争が再発する。平治の乱（義朝戦死）後の関東や頼朝没後の鎌倉幕府内部がまさにこのような状況であった。

頼朝と彼を支持した坂東武士たちが挙兵当初に目指したのは、おそらく義朝によって成し遂げられた「坂東の平和」の再現であったと見られる[14]。平治の乱の結果により再び紛争の坩堝と化した坂東であったが、義朝によって構築された地域権力は、のちに頼朝が草創する幕府の先蹤をなすものであった。

頼朝は、義朝がかつて実現させた「坂東の平和」の地縁と、有力な院近臣の後継者という政治的地位を継承しながら、挙兵を成功させ、坂東を制圧し、幕府を開創した。

頼朝が関東を草創した後を継いだ頼家は、「調停者」たることが相応しい人物、すなわち「棟梁」たるに適切な人物であることを認めさせるよう、さまざまな〝演出〟が施されたと見られる。建久六（一一九五）年に東大寺大仏殿の落慶供養が行われた際には、これに参列するため上洛した頼朝に同行し、京都でさまざまな貴族たちと面会を果たしているし（棟梁に相応しい政治的地位の誇示）、また建久四年（一一九三）五月の富士の巻狩りでは、はじめて鹿を射止めるという活躍を見せた（棟梁に相応しい武芸の誇示）。

このように頼朝の後継者たることを念入りに仕込まれた頼家であったが、建久十年（一一九九）に頼朝が没すると幕府内部を統制しきれなかったと見えて、以後は御家人相互の対立が頻発することとなった。このような状況を反映してか、頼家は歴代将軍のなかで欠格者と見なされていたふしがある[15]。

その跡を継いだ弟の実朝は、頼家失脚というイレギュラーな事態により鎌倉殿となった。

若年で母の政子や叔父の義時らに擁立された実朝に「棟梁」としての権威は望むべくもなかったが、彼はその権威の源泉を当初は後鳥羽院との関係に求めつつ、政務の実権は政子や義時、大江広元らが掌握していた[16]。

実朝が暗殺されるというアクシデントを経て、次の鎌倉殿の候補として左大臣・九条道家の三男（のちの頼経）が下向した。血脈を辿れば、父方・母方のいずれも源義朝へと繋がりはするが、もちろんそれだけでこの幼子に坂東の「調停」を期待することはできない。実質的には、頼朝の後家である政子が鎌倉殿の地位にあったと見られる。承久の乱を経て、北条義時没後の混乱収拾を主導したのは、『吾妻鏡』によれば政子であった[17]。

幕府の運営について、北条氏は将軍の外戚や政所別当の立場からこれを主導することはできた。しかし、幕府の主である「棟梁」、すなわち鎌倉殿の立場になることはできなかった[18]。

北条泰時自身は「棟梁」たりえず、かといって本来の「棟梁」の候補者はいまだ幼く、御家人たちに対する権威も未知数であった。それでも安定的に幕府運営を果たさなければならない場合、「棟梁」に期待された役割を安定的に発揮できる状況を早急に整備しようとするのは自然な流れである。政子の死後、幕府は評定衆を設置しこれを最高意志決定機関と位置付けた。

次はこの評定衆をめぐる問題を考えてみたい。

二　評定衆

北条泰時が執権に就任した当時の鎌倉幕府が「棟梁」不在の状況であったことを確認した上で、評定衆や御成敗式目にはいかなる評価が可能であろうか。

貞応三年（一二二四）六月、北条泰時は執権に就任する。その翌年（嘉禄元年）には、それまで幕府の運営を主導していた広元、政子が相次いで没する。

評定衆という幕府の最高意志決定機関が設置されたのはその嘉禄元年（一二二五）のことであった[19]。これについて五味文彦氏は、「有力御家人から選ばれた評定衆の合議によって政治を運営する体制（執権体制）の成立を意味」したとする[20]。それがこの時期に設置された契機として重視すべきは、政子の死であろう。そうであれば、この設置が「棟梁」の不在を補うものであると認識されていたと見られる。政子の死は、それまで実質的な鎌倉殿であった人物の死であり、同時に、「右大将家（頼朝）」、「右大臣家（実朝）」、「二位家（政子）」に続くあらたな鎌倉殿たる幕府の主が必要とされることを意味した。

そこで、後継者として京都から迎えられていた九条頼経を元服させ、あらたな「将軍家」として鎌倉殿の地位を継がせつつ、本来なら鎌倉殿に帰属するはずの裁断権については、評定衆が保持する体制とした[21]。これには、棟梁の欠如を幕府要職の人々による集団指導体制によって補完する意図が込められていたと見てよかろう。

このときにあらためて評定衆という組織が〝設置〟されたのは、それ以前に幕政運営を主導していた北条義時・大江広元等が相次いで没していたことも要因であったと思われる。以前は、北条義時・大江広元らに対していわば補助的な役割で幕政に関与していた人々を、あらためて制度的に位置付け直したのだと見ておきたい。

それでは、この評定衆はどのような人々によって構成されていたのであろうか。

『関東評定衆伝』によれば、嘉禄元年（一二二五）に以下の面々が評定衆を構成していたことが知られる。

執権
相模守平朝臣時房
武蔵守平朝臣泰時
評定衆
助教中原師員
駿河前司平義村
隠岐守藤原行村法師　法名行西
出羽守藤原家長
民部大夫三善康俊　問注所執事
民部大夫藤原行盛　政所執事
民部大夫三善倫重
左衛門尉藤原基綱
玄蕃允三善康連
相模大掾藤原業時
左兵衛尉藤原長定法師　法名浄円

評定衆のメンバーについて上横手雅敬氏は、「官僚と制度による政治運営を意図しているように思われる。執権政治は、それまでの鎌倉殿独裁を克服して、東国武士のための政治を作ったといわれるが、官僚制が強化され、東国武士から遊離する一面をも持っていたのである。[22]」としている。

また上横手氏は、評定衆と人員構成やその出身階層が近似する建久十年のいわゆる「合議十三名」のメンバーについても言及している。それによると、「頼朝以来、鎌倉幕府の基盤となったのは、豪族的領主などと呼ばれる東国の大豪族だとされ、広大な所領と、それを基盤とする巨大な軍事組織で特徴づけられてきた。しかし、頼家の時代に合議を命じられた一三名の御家人を見ても、文句なしにこの条件に当てはまるのは、三浦義澄と同族の和田義盛くらいであって、安達盛長、比企能員、さらに北条時政までも、さほどの大豪族とは思われず、むしろ頼朝との関係の深かった人びとが選ばれているのである。」という。[23]

これ以上は蛇足に過ぎないが、まずはこの十三名の顔ぶれをあらためて検討しておきたい。北条時政は頼朝舅であり、北条義時は頼朝の「家子専一」と呼ばれていた。中原親能は頼朝と「年来知音」の関係にあり、大江広元はその兄弟である。三善康信、八田知家、藤九郎盛長、足立遠元、比企能員らはそれぞれ頼朝の乳母の縁者で、二階堂行政は頼朝の母方である熱田大宮司家の縁者である。上横手氏が文句なしに東国の大豪族とする三浦義澄、和田義盛は頼朝に挙兵当初から従っており、義澄は御厩別当を務めていた

と見られ、義盛は御家人統制の要である侍別当を務めていた。梶原景時も侍所司を務め、義盛とともに頼朝のもとで御家人統制の要となっていた。

このように、その出身が京下吏僚であれ東国武士であれ、頼朝との個人的な縁故関係の深い者が幕府首脳部を形成していたことがわかる。その後、評定衆にもこの傾向は継承されていた。それでは、次に『関東評定衆伝』にその名が記された面々を検討してみたい。

北条泰時・時房と三浦義村はいずれも源氏将軍家と深い縁故関係を有し、これ以前から幕府の枢要に関与していた。義村以下の三浦氏は頼経下向に一族を挙げて協力し[24]、また北条泰時・時房、三浦義村らはいずれも承久合戦とその戦後処理に活躍し、武人として大きな功績を挙げ、それが幕府でのさらなる地位向上をもたらしたと見られる[25]。

中条家長は八田知家の猶子であり、中原師員は朝廷の外記の経験をもち中原親能の猶子であった。二階堂行村は二階堂行政の、斎藤長定は奉行人・清原清定のそれぞれ子息で、三善康連・康俊・倫重は、それぞれ三善康信の子（康連・康俊）と孫（倫重）である。幕府首脳の地位が、次の世代にもそのまま継承されている状況が看取される。

藤原業時はおそらく京下吏僚と見られるが、来歴や系譜関係は不明である。

後藤基綱は、もとは一条家の家人であったが承久合戦では父・基清と袂を分かち鎌倉方として活躍した。彼は、のちに幕府の恩沢奉行や幕府御所の殿舎造営の奉行を務めるなど吏僚的側面の活躍も目に付く人物であった[26]。

以上、検討を加えたこれらの面々が、全ての御家人を「代表する」とは、やはり言えぬであろう。さらに付け加えるならば、ここに挙げた十三人合議と評定衆の面々は、官職などからも明らかなごとく、鎌倉幕府の御家人のなかで数少ない「諸大夫身分」を認められた者たちであった[27]。

つまり評定衆の性格を考える場合、それを御家人の大多数、すなわち坂東武士を代表する機関として理解するより、もっと別の官僚組織とでも理解した上で考察を加える必要があると思われる。

ところで、摂関家家政機関の分析をおこなった石田祐一氏の研究によれば、摂関家の家政機関構成員には一定の身分秩序が存在しており、階層によって分担して業務が行われていたという[28]。すなわち、摂関家の家政機関構成員は「四・五位の諸大夫層」と「六位以下の諸官人（侍層）」によって構成されており、「四・五位の諸大夫層」が政所・侍所等の家政機関の別当である家司・職事を勤仕し、各機関の六位以下の下級職員を統率、監督し、主君の側近にあって家政全般について合議・運営を行い、主君に対する申次、主

命による使者などを勤めるなどの諸業務を行うのだという。これに対して、「六位以下の諸官人（侍層）」は、政所下家司や、侍所所司・侍、各家政機関の実務（文書の執筆・作成、先例調査、荘園への下向、警衛、清掃、催促）などを勤仕したという。

ひるがえって、鎌倉幕府にも政所・侍所が存在し、それが別当以下の職員によって運営されていたことはいうまでもない。また、頼家・実朝がそれぞれ、摂関家嫡流の象徴とされた「五位中将」となり（実朝は「中納言中将」も歴る）鎌倉将軍家が摂関家嫡流なみの家格を認められていたことは夙に指摘されるとおりである[29]。

そうであるならば、家政機関運営の基本構造も摂関家のそれと共通することが想像される。

摂関家家政機関において「四・五位の諸大夫層」が『政所・侍所等の家政機関の別当である家司・職事』を務め、それが『主君の側近にあって家政全般について合議・運営を行う』とされたことに関していえば、幕府においても類似の運営が行われていた。とくに後者については、これが幕府における評定衆であったと見なしうる。つまり、鎌倉幕府の評定衆とは、制度的には摂関家家政機関の、諸大夫身分の家司による重要案件の審議機関を模倣したものであった[30]。そして、このような機関の構成員が限定されることは当然であるといえよう[31]。

評定衆について、それが摂関家家政機関の「四・五位の諸大夫層」による『主君の側近にあって家政全般について行う合議』にあたるものであることを踏まえた上で、それが頼朝以来の源氏将軍家と関係が深く、幕府において数少ない諸大夫身分を認められた御家人らによって占められていたことを確認した。彼らによる合議によって、鎌倉殿＝棟梁の不在に起因する幕府内部の調停機能の欠如を補うことが志向されたと見られる。

三　評定衆と幕府の「宿老」

評定衆にはこのほか、いわゆる「宿老[32]」と呼ばれる経験豊富な御家人数名が名を連ねることもあった（結城朝光、佐々木信綱、宇都宮泰綱ら）。

鎌倉幕府における宿老というのは、確たる定義や明確な制度的位置付けが存在するわけではない。彼らは御家人として将軍側近に長年伺候した者や[33]、その経験を頼りとされ緊急時に招集を受けたりする者たちであった[34]。そのような場合の彼らの役割は、審議機能の強化や、幕府の一体性の顕示などであったと思われ、それにより混乱状況を収拾することが期待されたのであろう。

しかし、幕府運営全体から見ればその役割は補助的なものに留まっていたのではないだろうか。

一つには、宿老のなかでも評定衆に加わる者（結城朝光、佐々木信綱、宇都宮泰綱、毛利季光ら）がいる一方で、逆に一定の距離を置く者（小山朝政、葛西清重ら）がいるなど、その動向が分かれたからである。しかも、結城朝光などは評定衆に就任後すぐ辞任している[35]。「理非決断職」として評定衆のリーダーたらんとする泰時やそのほかの評定衆のメンバーたちからすれば、結城朝光のような経験豊富な宿老に加わってもらうことで評定の運営の信頼性を高めたいと思うであろう。にも関わらず、宿老たちが幕府内部の役職に対して積極的に関わろうとはしなかったと見られる状況が存在した[36]。

もう一つ、鎌倉幕府が将軍の「家政機関」であり、王朝官職秩序に規定される組織である以上、家人の身分秩序は官職や臈次に左右されるという事情があった[37]。

式目制定後に「理非決断職」となったのちも、泰時が幕府内で宿老たちに遠慮する状況も看取される[38]。役職上は泰時が評定をリードすべきであるとされたはずだが、それよりも上位に宿老たちが存在する状況においては、恣意的な議事進行も制限されたであろう[39]。宿老たち個々人の意向とは別に、彼らを無制限に評議へ加えるわけにもいかないという泰時側の事情がここに存在する。

また、宿老という、いわば特定個人との縁故関係が裁判に悪影響を及ぼしかねないような状況も存在したと見られるから、宿老の存在に大きく依拠する制度は、大方の御家人の支持を得られなかった可能性も考えられる。

『吾妻鏡』嘉禄二年（一二二六）十月九日・十二日条は、三浦義村の専横を示す際に引用される記述であるが、縁故のある人物が審議に関わっていた場合、その縁故を頼って裁判を優位に進めようと目論む者はいたであろうし、逆に縁故関係が審議内容に大きく作用しかねない幕府の裁判そのものに疑いを抱く者もいたであろう[40]。後者の場合は幕府と御家人の主従関係にも重大な影響を及ぼしかねず、特定個人に依拠した制度は、特に御家人相互の利害を調停する際（棟梁の役割の代行）には不適切な制度と言わねばならなかった。

経験豊富な宿老なども含めた、個人の力量に左右されやすい制度が御家人相互の利害調整に不向きであるならば、出来るだけ多くの御家人による大規模な衆議か、そうでなければ基準が明確な成文法にその役割を委ねるほかない。

このときの幕府を主導していた泰時の判断は、それを衆議（たとえば御家人全員参加など）に諮ることはせず、成

文法を制定し、その運用は評定衆という限られた人員による評議に委ねるという方式をとるというものであった。

この泰時の判断の背景には御家人を構成する武士たちの行動原理が存在したものと考えておきたい。すなわち、彼ら武士たちは基本的に自らの利益に関わりがない紛争に対して、第三者的立場から介入することを好まない[41]。また成立当初の職は正体もはっきりせず、職自体が利権化する以前においては余計な負担を嫌って就任を忌避する動きを抑えがたかったであろうから、候補者選定にも苦慮したことが予想される[42]。それが、人員を限定して評議を行う大きな理由と考えられる。

これらのことから、組織として未成熟な評定衆の選出や、そこでの議事をリードする上でも、すべてが執権泰時の意図通りに運んだわけではなかったことが読み取れるが、ここに、棟梁不在の幕府の執権に就任した泰時による政務運営の実態が表れているといえよう。

そうであれば、泰時のもとで設置された幕府の最高意志決定機関たる評定衆も、その基本法規たる御成敗式目も、上位権力である将軍の権限を「奪う」ための仕組みであるというよりも（その側面も否定はしないが）、本来その役割を果たすべき棟梁が不在のため必要に迫られて設置された、いわば弥縫策という面にも注目すべきではないかと思われるのである。

おわりに

鎌倉幕府は、棟梁である頼朝のもとに彼と関係の深い吏僚や武士などが運営の中心となる機構を持ち、東国武士の利害調停の役割をその成立当初から担っていた。この組織体が、坂東を実効支配し、国家的軍事・警察権の行使者として位置付けられ、やがて治天である後鳥羽院と対決するに至る。もちろんこれらの過程は所与のものではなく、多くの偶然が折り重なった結果によるものであった。

棟梁たる人物がいれば幕府が出来上がるわけではないが、幕府に御家人相互の利害調停を行いうる棟梁が必要であったことは間違いない。

北条泰時が執権に就任したのは、まさにこのような棟梁の不在にあたる時期であった。

幕政を主導する泰時にとって、棟梁が行うべき御家人相互の利害調停機能をいかに担保するのかというのは喫緊、かつ恒常的な課題であったと思われる。この課題に対処すべく設置されたのが評定衆であり、御成敗式目であったというのが本稿の主張である。

政子の死後に設置された評定衆の役割は、鎌倉殿に仕える上級の家政機関職員が、幕府内外の重要案件や家人を一方当事者とする裁判を審議することにあった。また御成敗式目の適用範囲は、鎌倉殿の家政機関たる鎌倉幕府内部がまずは念頭に置かれていた。これらはいずれも、幕府内部の問題に対処するため設けられたものなのである。

御成敗式目と評定衆は、調停を行うべき棟梁が不在であるという状況で、訴訟当事者、とりわけ御家人たちが承認しうる（承認せざるを得ない）基準を備え、それを適切に運用するための法と制度であったと評価できよう。

北条泰時は実朝亡き後の「二位家（北条政子）」の主導によって執権に就任した。おそらく政子を補佐する立場からの幕政主導を期待されたであろうが、そうであれば政子の死によりその地位は不安定にならざるを得ない。泰時が、前代の鎌倉殿（とくに「右大将家（頼朝）」）による支配からの継続性を謳いつつ御成敗式目を制定したのは[43]、それが現在の鎌倉殿（頼経）の調停能力の不足を補いながら、自らの正統性をも担保するからであろう。

さいごに、泰時執権期以後の展望を示しておきたい。

将軍就任時九歳にすぎなかった頼経も、嘉禎四年（一二三八）、頼朝以来の上洛を果たしたおりには、父・九条道家との提携を大々的に誇示する将軍へと成長を遂げ、関東の棟梁として堂々たる姿を示すようになった[44]。そうすると、棟梁不在を前提に構築された体制とどうしても齟齬を来すようになる。

仁治三年（一二四二）に泰時が没したとき、これらの課題は一挙に噴出することとなる。

泰時の後継者で孫の経時はまだ若く、他の評定衆と比べても経験が不足していた[45]。また、頼経とてそれまで政務を主導した経験もないのだから、評定衆らを抑えて将軍独裁を振るうことは現実的ではない。

このような矛盾の解決が、頼経の再度の上洛[46]ではなかったか。

泰時の時代に、棟梁不在を前提として構築された制度、およびそれに支えられた幕府を維持するため、棟梁たり得る頼経をあえて京都へ送り、棟梁たり得ない頼嗣を将軍に据えたことは、従来から指摘される得宗勢力と将軍勢力との対立や朝廷内部での九条道家の凋落などのほか、前代以来幕府が抱え込んでいた独自の制度の特徴を反映したものであったという見方も可能であるように思われる。このとき幕府は、調停を行うことができない棟梁をあえて鎌倉殿として担ぐという方向へ、その舵を切ったと評価できるであろう。

注

(1) 佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店、一九八三年。

(2) たとえば上横手雅敬氏は、鎌倉幕府、あるいは北条氏の政治は、独裁・専制の連続であり、それが幕府政治の体質であると指摘している（上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年（初出は一九七五年）。

(3) 笠松宏至「幕府法」『日本思想体系二一　中世政治社会思想上』岩波書店、一九七二年。

(4) 羽下徳彦『点景の中世　武家の法と社会』吉川弘文館、一九九七年。

(5) 貞永元年（一二三二）九月十一日北条泰時消息（佐藤進一・池内義資『中世法制史料集　第一巻　鎌倉幕府法』岩波書店、一九五五年）

かやうに兼日に定め候はすして、或はことの理非をつきにして、其人のつよきよはきにより、或は御裁許ふりたる事をわすらかしておこしたて候。かくのごとく候ゆへに、かねて御成敗の躰を定めて、人の高下を論せす、偏頗なく裁定せられ候はんために、子細記録しをかれ候者也。～中略～武家の人への計らひのためはかりに候。これによりて京都の御沙汰、律令のおきて聊も改まるへきにあらす候也。

（※適宜漢字に改めた）

(6) 貞永元年（一二三二）八月八日北条泰時消息（佐藤進一・池内義資『中世法制史料集　第一巻　鎌倉幕府法』）

関東御家人守護所地頭にはあまねく披露して、このごゝろを得させられ候へし。且は書き写して、守護所地頭には面々にくはりて、その国中の地頭御家人ともに、仰せ含められ候へく候。これにもれたる事候はゝ、追うて記し加へらるへきにて候。

（※適宜漢字に改めた）

(7) 『吾妻鏡』貞永元年（一二三二）五月十四日条。なお、本稿で使用する『吾妻鏡』は『新訂増補国史大系　吾妻鏡〔普及版〕』（第十一刷、吉川弘文館、一九九二年）である。以下、これを用いた場合は特記しない。

(8) 石井進「鎌倉幕府論」『石井進著作集　第二巻　鎌倉幕府論』岩波書店、二〇〇四年（初出は一九六二年）。

(9) 元木泰雄「源義朝論」『古代文化』五四―六、二〇〇二年。野口実「「東国武士」の実像」（高橋修編『実像の中世武士団　北関東のもののふたち』高志書院、二〇一〇年）。

(10) 中世社会における裁判について美川圭氏は、「院庁において二本所間、国司・本所間の相論が審議されていることに疑問の余地はない。しかし、～中略～それを院と関係のない相論に関する裁判、つまり第三者としての裁判を行っていると考えることはできない。」と指摘している。また、本所の裁判機能は、太政官における裁判とは別系統の裁判の世界を形成しており、本所裁判の系統としての摂関家や院庁の裁判は、鎌倉幕府の訴訟制度の前提となっているという。幕府御家人である地頭と本所（荘園領主）の相論を裁判するのが一般的な幕府の訴訟制度は、幕府が第三者としてではなく、一方の当事者として裁判を行っているという（美川圭「院政における政治構造」『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出は一九八八年）。

(11) ここでいう「棟梁」とは、独自の政治的地位と地方基盤を有し、他の軍事貴族とは段階が異なる存在を指す（元木泰雄『河内源氏』中央公論新社、二〇一一年）。

(12) 元木泰雄「源義朝論」。

(13) 野口実「「東国武士」の実像」。

(14) 野口実『武門源氏の血脈』中央公論新社、二〇一二年。

(15) 幕府の不易法は「三代将軍」などとして頼朝・実朝と並んで頼家を捉えているが（下村周太郎「鎌倉幕府不易法と将軍・執権・得宗」『日本歴史』七三二、二〇〇九年）、追善仏事から除外されたり（『吾妻鏡』嘉禄二年四月四日条）、頼家追善のための堂舎建立の地がなかなか決定しなかったりといったことがあり（『吾妻鏡』貞永元年七月二十七日条、貞永元年十月五日条、十一月十八日条）、他の源氏将軍と比べて相対的に低く認識されていたと見られる。

(16) 上横手雅敬・元木泰雄・勝山清次『日本の中世　八　院政と平氏、鎌倉政権』中央公論新社、二〇〇二年。

(17) 『吾妻鏡』貞応三年七月十七日条。

(18) 泰時を「棟梁」とする記述も見受けられるが（『吾妻鏡』貞応三年七月十七日条）、①総大将として後鳥羽方に勝利した実戦指揮官としての評価と、②また式目制定など関東の統治に心を砕いたことから、いわば遡及的に付与された評価が『吾妻鏡』編纂時に反映した結果が、このような記述に表れていると見ておきたい。

(19) 『吾妻鏡』嘉禄元年（一二二五）十二月二十一日条に「評議始」に関する記述が見える。なお「評定衆」という語の初出は嘉禄三年（一二二七）二月十九日条である。

(20) 五味文彦「京・鎌倉の王権」『日本の時代史　八　京・鎌倉の王権』吉川弘文館、二〇〇三年。

(21) 近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回」『古文書研究』一七・一八、一九八一年。佐々木文昭「鎌倉幕府評定制の成立過程」『史学雑誌』九二―九、一九八三年。

(22) 上横手雅敬／元木泰雄／勝山清次『院政と平氏、鎌倉政権』。

(23) 上横手雅敬／元木泰雄／勝山清次『院政と平氏、鎌倉政権』。

(24) 『吾妻鏡』承久元年七月十九日条。

(25) 野口実「承久の乱における三浦義村」『明月記研究』一〇、二〇〇五年。

(26) 中川博夫「後藤基綱・基政父子（一）―その家譜と略伝について―」『芸文研究』四八、一九八五年。同「後藤基綱・基政父子（二）―その和歌の事績について―」『芸文研究』五〇、一九八六年。野口実・長村祥知「承久宇治川合戦の再評価―史料の検討を中心に―」『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』二三、二〇一〇年。

(27) 北条時政・北条義時・八田知家・二階堂行政・三浦義澄らの出身家からはこれ以後順次、受領（五位相当）を輩出し諸大夫の家格を獲得したものと見られる。中原親能・大江広元の兄弟や三善康信は頼朝将軍期から諸大夫身分を認められていた。和田義盛・梶原景時の両名は御家人統制の要であり摂関家において諸大夫身分の家司が務めるとされた侍別当・所司をそれぞれ勤仕し、他の御家人よりも高い地位を認められていたと見られる。両者とも幕府の内部抗争によって滅ぼされなければ、その後叙爵を許された可能性は高いと考えられる。藤九郎盛長、足立遠元、比企能員らはおそらく侍身分であったかと思われるが、いずれも頼朝の乳母の関係者、すなわち鎌倉将軍家の近親者として優遇を受けたのだと見ておきたい。

(28) 石田祐一「諸大夫と摂関家」『日本歴史』三九二、一九八一年。
(29) 元木泰雄「五位中将考」（大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質　古代・中世』思文閣出版、一九九七年）。
(30) 杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程―十三人合議制と北条時政の「執権」職就任―」（御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年）。
(31) 試みに頼家実朝期（建久十年～承久三年）の政所下文・下知状を検討して、政所別当（摂関家家政機関において「四・五位の諸大夫層」が務めるとされた役職）に名を連ねたり下知状の奉者となっている面々を挙げてみても、別当は北条義時・中原師俊・大江広元のほか、二階堂行光・二階堂行政・北条時房・大江親広・源仲章・源頼茂・大内惟信らに限られる。下知状の奉者となったのは北条時政・義時の二名であるが、このほか大江広元と中原親能が連名で下知状を発給したと思われる徴証も見出しうる（『吾妻鏡』正治二年（一二〇〇）八月十日条）。
　一見しても明らかなように、これらの多くは建久十年の十三人合議や評定衆のメンバーおよびその一族である（北条義時・大江広元・北条時政・二階堂行光・二階堂行政・北条時房・大江親広）。このように、多くが侍身分の武士によって構成される幕府御家人のなかで諸大夫身分を認められたのは、京下の吏僚や鎌倉将軍家と関係の深い人物などに限られる。このようなメンバーが幕府の首脳部を構成し、その最高意志決定に関与していた。
(32) 高橋慎一朗氏は、幕府初期の「宿老」が軍事的・経済的に将軍頼朝を支えた重臣と位置付けた。また、頼経期の「宿老」は概して執権政治を支える有能な実務者としての性格が濃いようであるという。そして、鎌倉時代後期に至る過渡期として宗尊親王将軍期における幕府「宿老」を位置付けている（「宗尊親王期における「宿老」」『年報中世史研究』二六、二〇〇一年）。
(33) 『吾妻鏡』建暦二年（一二一二）八月十八日条。
(34) 『吾妻鏡』承久三年（一二二一）五月二十三日条（北条義時）、廿三日丙午、右京兆（大江広元）、前大膳大夫入道覚阿（中原季時）、駿河入道行阿（三善康信）、大夫属入道善信（二階堂行村）、隠岐入道行西（葛西清重）、壱岐入道（八田知家）、筑後入道（二階堂行盛）、民部大夫行盛、加藤大夫判官入道覚蓮（景廉）、小山左衛門尉朝政、宇都宮入道蓮生（朝綱）、隠岐左衛門入道善清（海東）、大井入道、中条右衛門尉家長以下宿老不及上洛、各留鎌倉、且廻祈祷、且催遣勢云々、
　『吾妻鏡』貞応三年（一二二四）閏七月一日条
　閏七月小、一日丙寅、晴、若君（三寅）、并二位家御座（北条政子）武州御亭（北条泰時）、連々遣御使於義村之許、被仰可鎮世上濫吹之由上、驚去夜騒動、招寄義村、被仰含云、吾今抱若君、与相州、武州等、在一所、義村不可各別、同可候此所者、義村不能辞申云々、其外、召壱岐入道（葛西清重）、出羽守（中条家長）、小山判官（結城朝光）、結城左衛門尉已下宿老、以相州被触仰云、上幼稚之間、下謀逆難禁、吾愁以活老命、太雖無由、各盍存故将軍記念儀哉、然者随命於成一揆思者、有何者蜂起乎云々、
　『吾妻鏡』寛喜四年（一二三二）二月十三日条
　十三日甲子、御台所（頼経室、竹御所）御不例事御少減云々、今日、依御不例事、小山下野入道（小山朝政）、宇都宮修理亮（宇都宮泰綱）等自彼国参上云々、
(35) 『吾妻鏡』文暦二年（一二三五）閏六月三日条。
(36) 保永真則「鎌倉幕府の官僚制化―合理化・効率化の必要と組織運営の変化―」『日本史研究』五〇六号、二〇〇四年。『吾妻鏡』文暦二年（一二三五）閏六月三日条、嘉禎二年（一二三六）九月十日条。
(37) 青山幹哉「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」『年報中世史研究』一〇、一九八五年。
(38) 『吾妻鏡』貞永元年（一二三二）十一月二十八日条。
(39) 義時追善のため大倉に建立された釈迦堂（『吾妻鏡』嘉禄二年（一二二六）六月十三日条）を取り壊し、政子の追善供養のための堂舎をその跡地に新造するという提案が泰時からなされた。これに対して、評定衆の多数から反対意見が出され、結局断念するということがあった（嘉禄三年（一二二七）二月十九日条・三月一日条）。
(40) 『吾妻鏡』嘉禄二年（一二二六）十月九日・十二日条
　九日辛卯、晴、有評議、駿河前司（三浦義村）以下衆皆参候、諸人訴論事被決断、爰尾張国御家人中民部丞泰貞、与駿河前司郎従大屋中太家重、〈泰貞親昵、〉年来所領有相論、其事今日被経沙汰之処、泰貞窃廻評定所之後、窺評議之趣、駿州者申家重得理意見之由訴申之、家重又参其砌、元自無駿州之扶持之旨陳之、綽已嗷々也、両人共被追出彼所畢、
　十二日甲午、晴、評定之時、訴人近々伺候事、向後可被停止云々、猶有推参之輩者、任法可致沙汰之由、尾藤左近将監、平三郎左衛門尉盛綱、南条七郎、安東左衛門尉等被仰付、是併依泰貞狼藉也、於彼所帯、理運之間、被付家重云々、
(41) 元木泰雄『源義経』吉川弘文館、二〇〇七年。
(42) 保永真則氏は、泰時が幕府の役職経験者を称揚するような方向性を打ち出していたらしいと指摘している（「鎌倉幕府の官僚制化―合理化・効率化の必要と組織運営の変化―」）。
(43) 羽下徳彦『点景の中世　武家の法と社会』。
(44) 岩田慎平「九条頼経上洛をめぐる政治構造―近衛兼経の宇治入りを関連させて―」『紫苑』七、二〇〇九年。
(45) 保永真則氏は、集中して幕府の官僚機構整備が行われたと経時執権期を評価している（「鎌倉幕府の官僚制化―合理化・効率化の必要と組織運営の変化―」）。すなわち、執権個人の力量に左右されず、前代以来の制度が機能するような機構整備が急ぎ行われたと言えよう。
(46) 頼経は寛元二年（一二四四）に将軍職を子息の頼嗣に譲り自らは「大殿」となって、寛元三年（一二四五）には出家を遂げる（法名行智）。寛元四年（一二四六）に名越光時らの陰謀が露見したのち、京都へ送られる（寛元四年七月十一日条・八月十二日条など）。この間の『吾妻鏡』は、頼経が陰謀の中心であったようには記述されておらず、簡素な上洛が行われたようにしか見えない。しかし北条時頼が六波羅探題の北条重時に送った私状によれば、「大納言入道上洛遁世」とあることから、少なくとも表向きは穏便な上洛を装いつつ、時頼らの意図したところは「大殿」として影響力を行使しうる頼経を関東から遠ざけることにあったのは間違いなかろう（『葉黄記』寛元四年八月二十七日条）。その後、実際に頼経も京都から時頼に何事か申し送った形跡はあるものの、時頼らが取り合うことはなかったようである（寛元四年十二月十二日条）。

〔付記〕
本稿は、京都女子大学宗教・文化研究所平成二三年度共同研究「宇都宮氏周辺の文化環境（法然・親鸞登場の歴史的背景に関する研究

Ⅲ）」による成果の一部、及び京都女子大学宗教・文化研究所ゼミナール『吾妻鏡』講読会の成果である。共同研究を主宰され毎回熱心にご指導いただいている野口実先生と、積極的に参加して下さっている講読会参加者全員へ感謝の意を捧げたい。

執筆の機会を与えて下さった京都女子大学宗教・文化研究所の野口実先生、編集の労をとって下さった山本みなみ氏に、衷心より御礼申し上げます。

建春門院陵はもと後白河院陵か？

佐伯智広

はじめに

歴史上の家族制度について考える上で、墓制のあり方が一つの重要な指標であることは論をまたないだろう。中世王家に即して言えば、考察の対象となるのは、院・天皇・后妃・親王・内親王の墓である。

近年、天皇陵は歴史研究における主要な論点の一つとなっているが、中世王家の問題との関連で最も重要なのは、山田邦和による平安時代の天皇陵に関する一連の研究である(1)。その中でも、鳥羽院と美福門院、後白河院と建春門院に見られるように、院と国母の陵墓が一組のものとして構想されている事例が、特に注目に値すると考える。中世王家の核として、院と国母という一対の夫婦関係が重要であることが栗山圭子によって指摘されているが、これらの事例は、それが墓制にも影響を及ぼしていることを示すからである(2)。

ただし、これもすでに山田が指摘している通り(3)、鳥羽院の死後、美福門院は予定されていた鳥羽殿の墓所に入ることを拒否して高野山に葬られたため、夫婦で一組の墓に入るという鳥羽院の構想は実現しなかったことも、注意を要するであろう。これにより、もと美福門院陵となるはずであった鳥羽殿の区画には、鳥羽院と美福門院との間に生まれた近衛天皇が改葬されている。

さらに、後白河院と建春門院との事例についても、山田は、建春門院が若くして急死したために、建春門院は後白河院の陵として修造されていた法華堂に葬られたと指摘している(4)。この前提に基づき、山田は所在地が不明である建春門院陵の位置を比定しているが、そもそも建春門院は後白河院の陵として修造されていた法華堂に葬られたという想定は正しいのだろうか。以下、本稿ではこの問題について考えたい。

一　『玉葉』安元二年七月一〇日条の再検討

まず、当該記事の本文を掲げよう（以下〈　〉内は割注）。

『玉葉』安元二年（一一七六）七月一〇日条

蓮花王院東造二法華三昧堂一〈今日中造畢〉、其下堀レ土、案二石辛櫃一、奉レ籠二其中一、是待賢門院例云々、件所、年来奉二為法皇御終焉一、被レ建二立同堂一、本儀奉レ納二

女院於件所一、追可レ被レ造二法皇御料一云々、而前大僧正及仁和寺宮相共申云、此事不レ可レ然、為レ奉レ院有二禁忌一、只新可レ被レ造二女院御料一云々、因レ之、忽有二此儀一之間、甚以物悤云々、

（読み下し）蓮花王院の東に法華三昧堂を造る〈今日中に造り畢んぬ〉。其の下に土を堀り、石の辛櫃を案じ、其の中に籠め奉る。是れ待賢門院の例と云々。件の所、年来法皇御終焉のおんため、同堂を建立せらる。本儀、女院を件の所に納め奉り、追って法皇御料を造らるべしと云々。而るに前大僧正及び仁和寺宮相共に申して云はく、此事然るべからず。院のおんため禁忌有り。只だ新たに女院御料を造らるべしと云々。これにより、たちまち此儀有るの間、甚だ以って物悤と云々。

（逐語訳）蓮華王院の東に法華三昧堂を造った〈今日中に造り終えた〉。その下に土を堀り、石の辛櫃を安置して、その中に〈女院の遺骨を〉籠め奉った。これは待賢門院の例ということである。件の所は、年来法皇御終焉のために、同堂（＝法華堂）を建立なさっていた。もともとの予定では、女院をこの法華堂に納め奉り、追って法皇の法華堂をお造りになるべきである、ということだった。そうであったところに、前大僧正覚忠と仁和寺宮守覚法親王がともに申して言うことには、「このことはいけません。院にとって禁忌が有ります、ただ新たに女院の法華堂をお造りになるべきです。」ということであった。これによって、たちまちこの儀が行われたので、非常に慌ただしかったということである。

ここで山田説を引用すると、[5]「重要なのは（中略）建春門院が葬られた法華堂とは、もともとは後白河法皇が自分の陵所とするために建立していたものであったことである。法華堂の竣工直前に思いがけずも建春門院が崩じたため、急遽これを完成させて女院の山陵にあてたということになる。」と述べている。すなわち、山田説では「本儀」＝「此事」＝「此儀」＝「後白河法皇のために建立していた法華堂に、建春門院を葬ること」と解釈し、覚忠・守覚らの反対意見にもかかわらずそれが行われた、と解釈していることになる。

しかし、この解釈には文脈の上で大きな難点がある。それは、「因レ之」という順接的な字句の解釈と整合しないことである。「これによって、たちまちこの儀が行われた」というのだから、素直に解釈すれば、「之」「此儀」という指示語の意味内容は、直前の覚忠・守覚らの反対意見を指すと考えられる。すなわち、「本儀」＝「女院を件の所に納め奉り、追って法皇御料を造らるべし」＝「此事」であり、「此儀」＝「只だ新たに女院御料を造らるべし」であって、「此儀」が行われたので「非常に物騒がしかった」という文脈になるため、「本儀」＝「此事」＝「此儀」という山田説の解釈は成り立たないのである。

すなわち、当該条の内容理解についての私案は、「後白河院のために修造されていた法華堂に建春門院を葬るという提案はなされたが、覚忠・守覚らの反対意見により、建春門院のための新法華堂が急遽新造された。」ということになる。引用箇所中の一つ目の「件の所」の指示内容は、「蓮花王院の東」であると解釈できよう。

建春門院陵についての記述は、この他、同時代史料では『顕広王記』に見え、さらに同時代の記録を抄出した史料である『百錬抄』にも見える。

『顕広王記』安元二年七月一〇日条
女院御葬送也、無二礼儀一、無二行章・歩章一、公卿三人〈左衛門督殿、兵部卿、別当〉、殿上人八人、権右中弁行事、蓮花王院東、不日造二法花堂一、被レ奉二安□一云々、事不レ及二広聴一、為二密儀一云々、(マヽ)

簡単な記述ではあるが、単に「不日に法花堂を造る」とのみある点は、素直に読めば法華堂が急遽新造されたと読むべきであろう。

『百錬抄』安元二年七月八日条
建春門院崩御〈卅五、帝母后〉、天下亮闇、上皇御歎息、葬二新法華堂一、平生所レ被二造営一也、但未作事等、臨レ期終二其功一、

こちらも簡単な記述であり、「平生造営せらるるところなり」とある点は前記の二史料とやや齟齬する。だが、「新法華堂」とある点を素直に解釈すれば、やはりこの法華堂は建春門院のために新たに作られたものと受け取るのが自然であろう。

二　法華堂の急造は可能か？

私案の解釈が成り立つとした場合、法華堂をこれほど速く新たに造営できるものなのかとの疑問は当然生じる。当該期の他の事例を見る限り、これは可能であったと考える。

建春門院と同様に、「王家の構成員が急死し、法華堂に埋葬された」という要件を満たし、詳細が判明する事例はあまりないが、たとえば安元二年七月一七日に死去した[6]六条院の場合、同二二日に埋葬されているが[7]、六条院陵は法華堂である[8]。また、後堀河院は文暦元年（一二三四）八月六日に死去し[9]、八月一一日に埋葬されているが[10]、遅くとも九月一〇日には法華堂の存在が確認できる[11]。六条院の没年齢

は一三歳、後堀河院の没年齢は二三歳であり、彼らのように若くして死去した場合、建春門院と同様に法華堂は生前には準備されていなかったと思われる。

以上の事例から、簡単な法華堂を急ごしらえで建てることは可能だったのであろうと考える。ただし、仁治三年（一二四二）に一二歳で急死した四条天皇の場合は「掘レ土構二仮屋一」て埋葬されており[12]、その後、建造時期は不明だが法華堂が建てられているので[13]、法華堂の建造が埋葬に間に合うかどうかは場合によったのであろう。

なお、のちの嘉禄二年（一二二六）に建春門院法華堂が成功で再建された際は、左馬允と非常に下の官職と引きかえなのに対し[14]、寛喜三年（一二三一）に後白河院法華堂が成功で再建された際は淡路一国が造営に宛てられている[15]点からも、建春門院法華堂は後白河院法華堂に比して小規模だったのではないかと考えられる。

おわりに

そもそも、山田説の建春門院陵地の比定は、以下の四点を論拠としている。

①『玉葉』の記述より、建春門院陵は後白河院の法華堂を転用した。

②『花園天皇日記』元亨二年（一三二二）三月一六日条より、建春門院陵と後白河天皇陵は近接している。

③建春門院陵の比定地としては、建春門院陵は後白河院の法華堂を転用したのだから、蓮華王院本堂の真東がふさわしい

④後白河天皇陵を中心に、南北一五〇m、東西七〇mの区画された台地の存在が復元でき、これが後白河天皇陵・建春門院陵共通の兆域である。

このうち、②と④については『玉葉』の記事の解釈と関わらないものであり、また、『玉葉』の記事から建春門院陵が「蓮華王院の東」にあったことは確実であるから、南北一五〇m、東西七〇mの区画された台地上のどこかに建春門院陵があったとの想定自体は否定されない。空間配置のバランスから考えて、現在の後白河天皇陵の北側であると想定するのも自然であろう。ただ、『玉葉』の記述をもとに、「蓮華王院本堂の真東がふさわしい」と現比定地に特定される点だけが、『玉葉』の解釈からは成り立たないということである。禁欲的に過ぎるかもしれないが、建春門院陵の具体的な所在地は、史料からはこれ以上明らかにはできないとするよりほかない。

建春門院は後白河院の陵として修造されていた法華堂に葬られたとする点が否定されても、後白河院と建春門院の陵墓が一体のものとして計画されたことは間違いなく、この点で、後白河院と建春門院の事例の持つ意味は非常に大きい。今後は王家研究の上でも、この事例の家族史的意義を明確に位置付ける必要があるだろう。この点を今後の課題として提示し、本稿の結びとしたい。

注

（1）A山田邦和「天皇陵のゆくえ」（門脇禎二・狩野久編『〈都〉の成立　飛鳥京から平安京へ』所収、平凡社、二〇〇二年）、B野口実・山田邦和「法隆寺殿の城郭機能と域内の陵墓について」（『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』一六、二〇〇三年）、C山田邦和「平安時代天皇陵研究の展望」（『日本史研究』五二一、二〇〇六年）、D山田邦和「後白河天皇陵と法住寺殿」（高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』所収、文理閣、二〇〇六年）、E山田邦和「平安時代の天皇陵」（高木博志・山田邦和編『歴史のなかの天皇陵』所収、思文閣出版、二〇一〇年）等。

（2）栗山圭子「中世王家の存在形態と院政」（『ヒストリア』一九三、二〇〇五年）。

（3）注1B野口・山田論文。

（4）注1B野口・山田論文、注1D山田論文。

（5）注1D山田論文。

（6）『顕広王記』安元二年七月一七日条。

（7）『一代要記』六条天皇。

（8）『明月記』養和元年正月一四日条。

（9）『明月記』文暦元年八月六日条。

（10）『明月記』文暦元年八月一一日条。

（11）『百錬抄』文暦元年九月一〇日条。

（12）『後中記』仁治三年正月二五日条。

（13）九条道家惣処分状（九条家文書）

（14）『民経記』嘉禄二年八月一四日条。

（15）『民経記』寛喜三年四月一四日条。

『紫苑』第十号に寄せて―歴代編集長から―

鈴木絵里子・山岡瞳・江波曜子

三号から大きく変わったことがある。それは、一・二号は版組まで行ってから印刷所に渡していたのに対し、三号からは原稿を印刷所に渡し、版を組んでもらうことになったことである。二号までと比べて、編集作業は随分と楽になったそうだ。しかし、初めて編集を担当することになった私からずれば、分からないことだらけで、何度野口先生とメールのやりとりをしたか分からない。ちなみに、三号から題字もリニューアルすることになり、多少心得があったことから筆をとらせていただいた。その後、四・五号と編集を担当したが、野口先生や先輩方に助けていただきながら、なんとか刊行にこぎ着けることができた。

『紫苑』は刊行当初、三号雑誌になるのではないかといわれていたが、十号の刊行を迎えることができた。これは偏に野口先生のお人柄に惹かれ、ゼミに多くのメンバーが集まったことによるものでる。ここに野口先生のますますのご健康とご活躍を祈念して、擱筆したい。

紫苑10号によせて

山岡　瞳

私が宗教・文化研究所ゼミナール（通称、野口ゼミ）に初めて参加したのは、二〇〇三年の十二月に行われた平田樹理さん（現、山田さん）と山本陽一郎さんの卒論準備報告である。ゼミに参加していた友達に誘われ、何となく参加したのが始まりだった。

この頃の思い出といえば、野口先生になかなか名前を覚えていただけなかったことである。ゼミに参加して三カ月近く経っても先生は私のことを「今岡」と呼び、それに対して「山岡です」と答えるということが続いていた。

私が『紫苑』の編集を担当したのは、三～五号である。当時四回生だった永富さん（現、鈴木さん）から編集を引き継ぐことになった。ゼミに「新規参入」してから一年経った頃だった。なぜ『紫苑』という雑誌名になったのか、尋ねたことがある。宗教・文化研究所とあることから、仏教において高貴な色とされる紫にちなんで命名されたそうだ。

ゼミ講読会の思い出

江波曜子

宗教文化研究所ゼミナールでの思い出といえば『吾妻鏡』講読会がまず想起されます。私は三回生の頃から参加し始めたのですが、本の種類も使い方もゼミで教えていただきました。何より刺激になったのは、先輩方の何気ないお話の端々から研究の心構えなどが伺えたことです。報告の方法から論文の書き方、受験の心構えまで。大学では学年を越えて教え合うカリキュラムが組まれていなかったため貴重な時間となりました。また、同じ三回生でありながら勉強量・知識量の圧倒的な米澤君がゼミに在籍していることに驚き、（こっそりと）目標にしていたことが懐かしく思い出されます。

もう一つ思い出に残っているのが『小右記』講読会です。これは中古文学を専攻する学生の我が儘を野口先生が聞いてくださるような形で二〇〇八年に実現しました。当初、学生は手探り。読み下しもおぼつかないまま、辞書を闇雲に引くだけでは理解が出来ず、私は挫折しそうになっていました。そんな時、偶然野口孝子先生と先生の率いる「平安貴族の日記を読む会」の方とお話をする機会を得ました。分からないことは徹底的に調べる、そんな姿勢に刺激を受けて読み続けることができました。もしかしたらあの「偶然」は私のために計画されたものだったのでは、と思うほどです。

十月初頭、「歴代編集長から思い出話を」と野口先生からお話をいただきました。私が『紫苑』編集長という大役を仰せつかったのは第七号。早速編集に関する記憶を辿ってみたのですが、困ったことにおよそ編集長らしい記憶がありません。それもそのはず、年度末には閉鎖してしまう寮で生活をしていた私は、初校・再校などについて先生や先輩方にお願いしていたのです。歴代編集長の中で最も編集長らしくない私にも声をかけてくださった野口先生、そして現編集長であり寮の後輩でもある山本さんに、感謝とお礼を申し上げます。

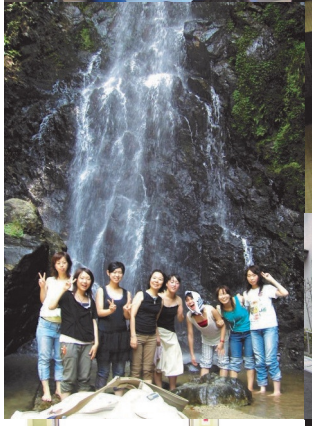

紫苑第10号記念
おもいでアルバム

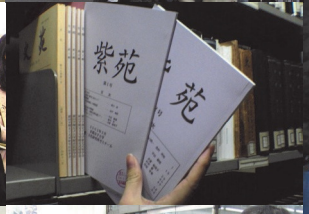
紫苑

ゼミでの思い出

現在も継続中の『吾妻鏡』の講読会。山本陽一郎さんが中心となり，参加者が入れ替わりつつ現在も継続中なのは素晴らしいことだと思います。

ゼミで学んだことで役に立っていること

ゼミで『吾妻鏡』を読み続けたことが，『吾妻鏡必携』（吉川弘文館，２００７年）や関学での非常勤講師の仕事に繋がっていきました。

忘れられないあの人

山本陽一郎さん，２００６年春の伊豆旅行で楽しいナビゲート(笑)をしてくださいました。

長村祥知さん，上野の鴎外荘の玄関先からタクシーに飛び乗ってしまったことなど。

いわた　しんぺい
岩田 慎平

関西学院大学 非常勤講師
京都女子大学
宗教・文化研究所 共同研究員

野口先生へ

「ゼミに参加させて下さい」というメールをお送りしたことは“人生の選択”でした。最良の選択をしたと思います。

ゼミのメンバーへ

２００４年の年末に体調を崩して一ヶ月ほど入院した際，たくさんのゼミメンバーが入れ替わり病院を訪ねてくださいました。素晴らしい仲間に恵まれ，「この人たちのために何かしなければ」と思ったことを覚えています。

（なめかわ　あつこ）

滑川 敦子

立命館大学大学院文学研究科
人文学専攻日本史学専修博士後期課程
奈良国立博物館非常勤職員

ゼミでの思い出

私が野口先生の研究室に初めてお邪魔したのは，大学２回生（２０００年）の時でした。大学の先輩の八木さん（現姓山下さん）に連れて頂いて『源平闘諍録』の講読に参加しました。あれから１０年以上経ちますが，野口先生やゼミの皆様には終始お世話になりっぱなしです。本当にありがとうございます。今年４月から宮城県仙台市へ移住します。皆様，ぜひ東北へ遊びに来てくださいね！皆様のご健康とご活躍をお祈りして・・・。

（ながむら　よしとも）

長村 祥知

日本学術振興会特別研究員
京都造形芸術大学非常勤講師

野口先生へ

いつも有難うございます。ますますの御健勝を祈念申し上げます。

ゼミのメンバーへ

お世話になり有難うございました。

（くろいわ　みわ）

黒岩 美和

（旧姓　薗田）

出版社勤務後，ただいま育児中

ゼミでの思い出

私が野口先生の研究室にお伺いしたのは，京大の元木先生に紹介していただいた２００３年頃。それからもう１０年近く経ったことに驚かずにはいられません。ゼミ旅行で千葉へ行ったことも，修論の報告をさせていただいたことも，ついこの間のように鮮やかな記憶です。卒業して働いて，結婚して，出産・・・と１０年の間に色々とありましたが，ゼミの皆さんとは何かと連絡をとる仲になりました。（２月にまた出産する予定です）勉強とは少し遠ざかってしまいましたが，ゼミからはたくさんのご縁をいただいてこんなに嬉しいことはないなあと思っています。なにかいずれ恩返しができるといいなと願いつつ，紫苑１０号おめでとうございます。皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

ゼミでの思い出

　たくさんのお菓子をいただきつつ，吾妻鏡を講読したこと。史料の読み方も分からない学部生が，野口先生の御指導のもと，たくさんのことを学ばせていただきました。振りかえってみれば，とても貴重で贅沢な時間だったと思います。

ゼミで学んだことで役に立っていること

　高校で日本史を教えているときに，吾妻鏡の史料を紹介したり，平家物語を引用するなどして内容を深めました。現在は，研究者である主人の持つ本を読んだりしていますが，もはや趣味です。

忘れられないあの人

　山本さん。戦友です。

やまだ　じゅり
山田 樹里
（旧姓　平田）

元私立中高講師
今は専業主婦　子育て中です

野口先生へ

　野口ゼミに入っていなければ，今の私はいません。本当にお世話になりましたし，心から感謝しております。ご迷惑をおかけするかと思いますが，今後ともよろしくお願い致します。
「紫苑」１０号の刊行，おめでとうございます。創刊当時のことを思い出し，胸が熱くなりました。学部を卒業してはや８年。その後も後輩達が育ち，みなそれぞれにご活躍され，ゼミの健在を心から嬉しく思います。卒業生として今回このような形で関わらせていただき，ありがとうございました。

ゼミでの思い出

ゼミ旅行。色々あったので。

忘れられないあの人

野口くん。名言（迷言？）が多くてもう・・

ゼミメンバーへひとこと

ぜひ新潟へお越しください。色々新鮮です。

まるやま　ゆうき

丸山 裕紀

（旧姓　田中）

酒造会社勤務

『平家物語』における
女院イメージの構築について研究中

大学生へひとこと

積極的に人に出会って下さい。

また，ゼミ旅行が復活するといいなあ。と思います。現場の力は，野口ゼミのゼミ旅行で学びました。

ゼミで学んだことで役に立っていること

進学について悩んでいるときに，野口先生から「田中さんは，1つの場所にじーっとしてるタイプじゃないから」 と言われて，色々整理がつきました。おかげで，いま新潟におります。

野口先生へ

私の歴史学に対する最初の門は，野口先生です。いつかご恩返しが出来るように，がんばります。

年齢も所属も，専門も違うそれぞれのメンバーが，ひとつのテーマについて気兼ねなく議論できる，そんなところがゼミの良さだったと思います。

また，それぞれの分野で大きく成長したメンバーと色々な話をしてみたいなと思っています。

ゼミで学んだことで役に立っていること

「紫苑」の編集やゼミ旅行の幹事，講演会の準備，他大学の学生や先生たちとの交流など，大学の普通の講義ではできない経験をさせていただいたことです。物事の段取りや，その時に培った人脈は今でも大きな財産です。

大学生へひとこと

「楽しい！」と思う気持ちには素直に従って，どんどん進んでいってください。
「何の役に立つ」かどうか，また「結果」はあとでついてくるものです。

忘れられないあの人

・岡陽一郎さん
鎌倉旅行での「称名寺裏山　死の行進」は今でも忘れられません。

すずき　えりこ
鈴木 絵里子
（旧姓　永富）
同志社高等学校講師

野口先生へ

先生は時には優しく，時には厳しく。
師匠であり，お父さんのような･･･そんな存在です。
これからもどうぞよろしくお願いいたします。

ゼミメンバーへ

またみんなでゼミ旅行に行きましょう！！

二〇一一年
宗教・文化研究所ゼミナール活動記録

一月
『吾妻鏡』講読会A（弘長元年～）（十一・十八・二十五日）
『小右記』講読会（十九日）
『吾妻鏡』講読会B（元暦元年～）（十八日）

二月
『吾妻鏡』講読会A（二・八・十五・二十二日）

三月
『吾妻鏡』講読会A（十六・二十二・二十八日）

四月
『吾妻鏡』講読会A（七・二十一・二十八日）
『吾妻鏡』講読会B（二十二・二十九日）

五月
『吾妻鏡』講読会A（十二・十九・二十六日）
『小右記』講読会（七・二十八日）
『吾妻鏡』講読会B（六・二十七日）

六月
二十五日　研究所公開講座・懇談会・懇親会
『吾妻鏡』講読会A（二・十六・二十三・三十日）
『小右記』講読会（十一日）
『吾妻鏡』講読会B（三・二十四日）

七月
二十八日　例会（公開研究会）藪本勝治氏「軍事物語として読む『吾妻鏡』野木宮合戦記事」
『吾妻鏡』講読会A（七・十四・二十一日）
『吾妻鏡』講読会B（一・七・十四・二十一・二十八日）

九月
『吾妻鏡』講読会A（二十二・二十九日）
『吾妻鏡』講読会B（二十九日）

十月
二十九日　醍醐史蹟見学会
『吾妻鏡』講読会A・B（六・十三・二十・二十七日）

十一月
十二日　醍醐もちもちぃんウォーク
『吾妻鏡』講読会A・B（十・十七・二十四日）

十二月
『吾妻鏡』講読会A・B（一・八・十五・二十二日）

公開講座懇親会の風景（６月25日）

執筆者紹介

山本みなみ・・・・本学文学部史学科四回生
尾田沙祐里・・・・本学文学部国文学科四回生
岩田　慎平・・・・関西学院大学非常勤講師
　本学宗教・文化研究所共同研究員
佐伯　智広・・・・立命館大学非常勤講師
鈴木絵里子・・・・同志社中・高校講師
山岡　瞳・・・・京都大学大学院人間・環境学研究科博士課程後期
江波　曜子・・・・広島大学大学院文学研究科博士課程後期

『紫苑』投稿規定

一、（資格）
投稿資格者は、ゼミメンバー並びにゼミ主宰者の認定するものとします。

二、（枚数）
注を含め四〇〇字詰原稿用紙に換算して七十枚以内とします。但し、分量については適宜相談に応じます。

三、（原稿）
①種類は、論文・研究ノートなど。縦書き・完全原稿とします。
②ワープロ原稿の場合は、四〇〇字の倍数、縦書きで打ち出してください。投稿の際は、原稿を保存したメディア（フロッピー、CD―R、など）一部を添え、使用ワープロの機種名・ソフト名を明示して下さい。
③手書き原稿の場合は、四〇〇字詰または二〇〇字詰原稿用紙に、本文・注とも一マス一字、縦書き、楷書で、鉛筆書きは不可とします。
④注は本文末に一括して、（1）、（2）、…のように付けて下さい。
⑤年号を用いる場合は、なるべく西暦併用でお願いします。
⑥図表・写真（いずれも鮮明なものに限ります）の添付は刷り上がり時の大きさを勘案して字数に換算します。これらを添付する場合は、おおまかな掲載場所を指示してください。
⑦編集作業の迅速化のため、住所・氏名（ふりがな）・目次を記した別紙一枚を添えて下さい。

四、（採否）
編集担当者が掲載の可否を審査いたします。

五、（著作権・公開の確認）
本誌掲載の論文・研究ノート等の著作権は著者に帰属するものとします。ただし、宗教・文化研究所ゼミナールは、本誌に掲載された論文・研究ノート等を電子化または複製の形態などで公開する権利を有するものとします。執筆者はこれに同意して、投稿されるものとします。やむをえない事情により電子化または複製による公開について許諾できない場合は、採用が決定した段階で宗教・文化研究所ゼミナールにお申し出ください。

六、（備考）
①他誌への二重投稿はご遠慮ください。
②掲載後一年以内の他への転載は控えていただきます。

＊ご不明な点は宗教・文化研究所ゼミナールまでご連絡ください。

あとがき

『紫苑』も遂に十号。感慨深いものがあります。最初は親睦と活動記録、それに、学部生に何か書いたものを発表する場を設けたいというのが目的だったのですが、メンバーの成長は著しく、掲載論文が毎年のように『史学雑誌』の「回顧と展望」に紹介されるなど、もうすでに学術雑誌としてのステイタスも確立してしまったようです。

メンバーの成長という点では、長村祥知君が日本歴史学会賞を受賞するというビッグ・ニュースもありました。

そこで、今号では、十号に至るまでの道筋を振り返る意味を込めて、歴代の編集長に一文をお願いするとともに、初代編集長の鈴木（永富）絵里子さんの御助力を得て、古参の方たちにも何か思い出話を披露して貰おうという企画を立ててみました。

さて、今年度のゼミは『吾妻鏡』［毎週木曜15時～（通年）、金曜Ⅱ講時（前期）・木曜Ⅲ講時（後期）］と『小右記』［月二回のペースで土曜14時～（前期）］の講読会を行いました。『吾妻鏡』には、前期の「基礎・教養科目」を受講してくれた二回生や、後期のキャンパスプラザの講義に出席した方たちなども加わり、だいぶ賑やかになりました。講読会では、岩田慎平君（関西学院大非常勤講師）と大谷久美子さん（神戸大院生）に師範代を務めて頂きました。

六月の公開講座には大学院に進学した古参メンバーも沢山集まって、講師の先生方と充実した懇談・懇親の機会をもつことが出来ました。

十月二十九日（土）の史跡見学会は、伏見区より依頼のあった区民を対象にした史跡散歩の案内の下見も兼ねてのもので、すでに大学で教壇に立っている佐伯君・岩田君・藪本君と院生の粟村さん、それに四回生の山本さんが参加。翌月十二日の本番の際には、史跡の説明等のお手伝いをして頂きました。当ゼミにおける地域貢献の初仕事です。

ところで、今年度末には、大学入学の頃から継続してゼミの活動に参加してくれた山本さん、井草さん（史学）、尾田さん（国文）等が御卒業。山本さんは京大の院に進学、あとのお二人は住宅会社・銀行への就職が決まっています。また院生の粟村さん（国文）は大学院研修員になります。

次号の編集は現在史学科二回生の池嶋美帆さんが引き継いでくれることになりました。現編集長の山本さんには、これからも宜しく御助力をお願い致します。（野口　実）

春色とみに濃くなり、今年も『紫苑』第十号をお届けできますこと、皆さまに心よりお礼申し上げます。

本号は、節目の第十号を迎えるにあたり、多くの方々のご助力を得て完成致しました。古参メンバーの方々からは一文をいただき、現役メンバーは『吾妻鏡』講読会の成果に基づいて執筆しました。まさに、当ゼミの歩んできた道筋を体現する一冊になったと思います。

今年度で私たちは卒業を迎え、入学当初より始まった『吾妻鏡』講読会の参加者は、これからそれぞれ別の道を歩みますが、講読会を四年間継続し、史料講読を通して同じ時間を共有できたことを大変嬉しく思います。

また、講読会には後期から新たに二回生が参加してくれましたが、半年で訓読・内容読解のレベルは着実に上がっており、頼もしい限りです。

最後になりましたが、講読会・例会においていつも熱心にご指導くださる野口実先生にこの場を借りてお礼申し上げます。また、出版に際してご協力いただいた皆さまに感謝致します。

今後とも、当ゼミをよろしくお願い申し上げます。また、感想などお聞かせいただければ幸いです。

（山本みなみ）

紫　苑　**第十号**

二〇一二年三月十五日　印刷
二〇一二年三月三十一日　発行

編　集　京都女子大学
宗教・文化研究所ゼミナール
（山本みなみ）

発行所　京都女子大学　宗教・文化研究所
京都市東山区今熊野北日吉町三五

電　話　（〇七五）五三一―七二二一

H P　http://donkun.ath.cx/~sion/